

令和8年度版

障がい 福祉 ガイドブック

1	制度一覧表	P1
2	障がい者手帳	P5
3	福祉サービスのしくみ	P12
4	経済的支援	P19
5	外出	P32
6	医療	P43
7	地域生活の支援	P48
8	就労	P75
9	選挙	P77
10	スポーツ・文化	P78
11	発達が気になる方の支援	P82
12	施設	P84
13	各種相談窓口	P87
14	災害への備え	P96
15	障がい福祉団体	P99
16	その他	P103
17	資料	P106
	浦安市障がい福祉サービス事業所一覧	P111



浦安市

この「ガイドブック」は、障がいのある方及びその家庭における種々の負担を軽くするために、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者総合支援法をはじめ、いろいろな法律や条例などで定められている福祉制度のあらましを掲載したものです。

ご利用いただいている間に、料金や手当額など、内容の一部が変更になる場合があります。最新の情報は各担当窓口にお問い合わせください。

制度・事業名のあとのマークは次のことを示しています。

身 …… 身体障がいのある方が対象となることを示しています。

知 …… 知的障がいのある方が対象となることを示しています。

精 …… 精神障がいのある方が対象となることを示しています。

難 …… 難病者の方が対象となることを示しています。

もくじ

1 制度一覧表

2 障がい者手帳

- (1) 身体障害者手帳 5
 - 身体障害者障害程度等級表 6
- (2) 療育手帳 10
 - 療育手帳の程度の基準表 10
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 11
 - 精神障害者保健福祉手帳の
程度の基準表 11

3 福祉サービスのしくみ

- (1) 対象者 12
- (2) サービスの利用のしかた 13
- (3) 福祉サービスの紹介 14
- (4) 福祉サービスの利用者負担 17
- (5) 介護保険のサービス 18

4 経済的支援

- (1) 手当
 - 特別障害者手当・重度心身障がい者手当 ... 19
 - 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・心身障がい児手当 ... 20
 - 児童扶養手当（国の手当） 21
- (2) 年金
 - 障害基礎年金（国民年金） 22
 - 特別障害給付金制度 22
 - 千葉県心身障害者扶養年金制度 23
- (3) 見舞金
 - 難病者見舞金 23
- (4) 助成金・奨励金
 - 障がい者通所施設交通費助成 24
 - 特別支援教育就学奨励費 24
- (5) 税金などの減額・免除
 - 所得税 25
 - 住民税 26

- 相続税 26
- 贈与税 26
- 個人事業税 27
- 自動車税・軽自動車税 27
- 軽自動車税 28
- NHK 放送受信料の免除に関する証明書の交付 28
- 郵便物の減免 29
- 点字・聴覚ゆうパック運賃 29
- ハガキの無料配布 29
- 携帯電話基本使用料など 30
- 水道料金 30
- ケーブルテレビ・インターネット・電話 30
- ミライロID 30
- (6) 貸付
 - 生活福祉資金 31
 - 緊急小口資金 31
 - 総合支援資金 31

5 外出

- 障がい程度および種別の区分 32
 - 〔公共交通機関〕
 - J R 33
 - 国内航空・国内旅客船 33
 - 有料道路通行料金割引 34
 - バス 34
 - 外出支援 I C カード利用負担額の助成 ... 35
 - タクシー料金 35
 - 福祉タクシー利用料金の助成 35
 - 自動車運転免許取得の助成 36
 - 自動車改造費の助成 36
 - 自動車燃料費助成 37
 - ちば障害者等用駐車区画利用証制度 ... 38
 - 駐車禁止規制適用除外 39
 - 浦安市運動公園外 3 施設駐車場の
駐車場利用料金の割引 40
 - 〔福祉カー〕
 - 福祉車両「ハートフル号」の貸出 41
 - リフト付き大型バス
「スマイル号」の貸出 41
 - 自転車駐車場定期利用料金の免除制度 ... 42

6 医療

重度障がい者医療費助成	43
後期高齢者医療制度	44
自立支援医療（精神通院）	45
自立支援医療（更生医療）	46
自立支援医療（育成医療）	46
精神障がい者入院医療費助成	46
指定難病の医療費助成	47
小児慢性特定疾病の医療費助成	47

7 地域生活の支援

(1) 補装具

補装具費の支給	48
軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の助成	50

(2) 地域生活支援事業

〔日常生活用具給付等事業〕

日常生活用具給付事業	50
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	59
移動支援事業	60
日中一時支援事業	60
浦安市重度訪問介護利用対象者大学等 修学支援事業	61
浦安市重度障がい者等就労支援特別事業	61

〔意思疎通支援事業〕

手話通訳者窓口設置	62
手話通訳者・要約筆記者の派遣	62
手話通訳者・要約筆記者・ パソコン要約筆記者の派遣	62
手話ができるホームヘルパー派遣	62
相談事業・相談支援事業 （指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業）	63
地域活動支援センター「らいおん千葉」	63
電話リレーサービス	63

(3) 在宅サービス

障がい者緊急時支援事業	64
緊急通報装置の貸与	64
紙おむつの支給（現物支給）	65
紙おむつ購入費等の助成	65
寝たきり身体障がい者訪問入浴サービス	65

寝たきり身体障がい者等寝具乾燥消毒サービス	66
はり、きゅう、マッサージ等の費用の助成	66
寝たきり身体障がい者出張理髪サービス	66
配食安否確認サービス（給食サービス）	67
ごみ出し支援事業	67

(4) 資料・情報の提供

図書館のサービス	68
点字図書館・点字出版所	68
点字音声即時情報ネットワーク事業 「JBニュース」	68
手話・字幕入り映像ライブラリー事業の設置	68
点字毎日新聞	68

(5) 住居

住み替え費用の助成	69
グループホーム入居者家賃の助成	70

(6) サービス事業

録音版浦安市広報（声の広報）	70
「カタログポケット」を利用した 広報うらやすの音声読み上げ	70
録音版千葉県広報（声の広報）	71
点字版千葉県広報	71
身体障害者補助犬育成・給付事業	71
福祉サービス利用援助事業 （日常生活自立支援事業）	72
成年後見制度	72
成年後見人等の報酬の助成	72
無料電話番号案内（ふれあい案内）	72

(7) 生活訓練など

中途視覚障がい者自立更生支援事業	73
視覚障害者社会生活訓練教室開催事業	73
視覚障害者生活向上支援事業	73
視覚障害者情報支援事業	73
視覚障害者 IT 教室	74
聴覚障害者日曜教室	74
音声機能障害者発声訓練	74
オストメイト社会適応訓練及び 自立支援相談事業	74

8 就 労

障がい者就労支援センター	75
職業の紹介・障害者雇用促進合同面接会	75
障がい者に対する援助制度	75
事業主に対する援助制度	76

9 選 挙

郵便などによる不在者投票の対象者	77
代理記載制度を利用できる方	77
投票所における点字での投票など	77
音声版選挙公報の配布	77

10 スポーツ・文化

バルドラール浦安アリーナ（屋内水泳プール）	78
トレーニングジム バルドラール浦安アリーナ（総合体育館）	78
トレーニングジム（中央武道館）	79
ブリオベッカ浦安競技場（陸上競技場）	79
アーチェリー場	79
パークゴルフ場	80
きぼう青年学級	80
チャレンジド・スポーツ（スポーツ協会・公民館共催）	80
チャレンジド・バドミントン （浦安市バドミントン協会・公民館共催）	81

11 発達が気になる方の支援

こども発達センター	82
青少年発達サポートセンター（うらやす・そらいろルーム）	82
発達障がい者等地域活動支援センター（ミッテ Mitte）	83
サポートファイルうらやす	83

12 施 設

ソーシャルサポートセンター	84
身体障がい者福祉センター	85
障がい者等歯科診療所（ひだまり歯科室）	85
知的障がい者等地域活動支援センター	86

13 各種相談窓口

全般・手続きについて	
浦安市基幹相談支援センター	87
浦安市身体障がい者福祉センター	87
浦安市障がい者福祉センター（きらりあ）	87
浦安市知的障がい者等地域活動支援センター	87
浦安市ソーシャルサポートセンター	87
発達障がい者等地域活動支援センターミッテ Mitte	87
高齢者について	
ともづな（地域包括支援センター）	88
こどもについて	
こども発達センター	88
母子保健課	88
こども課	89
こども家庭支援センター	89
教育センター（まなびサポート事業）	89
市川児童相談所	89
千葉県医療的ケア児等支援センター	89
権利擁護	
障がい者権利擁護センター	90
市川保健所（市川健康福祉センター）	90
障害者人権110番（千葉県手をつなぐ育成会）	90
悩み・困りごと	
身体障害者相談員	90
知的障害者相談員	90
民生委員・児童委員	90
障害のある人もない人も共に暮らしやすい	
千葉県づくり条例に基づく相談員	91
中核地域生活支援センターくらっち	91
千葉いのちの電話	91
わかちあいの会 ひだまり	91
浦安市犯罪被害者等支援相談窓口	91
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター	91

はたらくこと

浦安市障がい者就労支援センター …… 92

障害者就業・生活支援センターいちされん … 92

千葉障害者職業センター …………… 92

視覚障がい

視覚障がい者のための相談・支援室

（社福）千葉県視覚障害者福祉協会 …… 92

聴覚障がい

緊急通報用ファクス …………… 92

メール110番システム（警察） …………… 92

N E T 119緊急通報システム（消防） … 93

精神障がい

市川保健所（市川健康福祉センター） … 93

精神保健福祉相談

（千葉県精神保健福祉センター） …… 93

発達障がい

千葉県発達障害者支援センターC A S …… 93

女性

多様性社会推進課 …………… 94

千葉県女性サポートセンター …………… 94

年金

市川年金事務所 …………… 94

消費生活

消費生活センター …………… 94

健康・保健について

健康増進課 …………… 95

市川保健所（市川健康福祉センター） … 95

福祉サービスに関する苦情相談

千葉県運営適正化委員会 …………… 95

その他専門機関

千葉県中央障害者相談センター …… 95

14 災害への備え

避難行動要支援者名簿・個別避難計画 … 96

福祉避難所 …………… 96

避難の流れ・風水害時の待避所 …………… 97

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス … 97

災害時要配慮者用バンダナ …………… 97

指定避難所・福祉避難所一覧 …………… 98

15 障がい福祉団体

浦安・市川腎臓病患者と家族会 …………… 99

浦安市視覚障害者の会

「トパーズクラブ」 …………… 99

浦安市肢体不自由児・者親の会

「どっこらしょ」 …………… 99

浦安市自閉症協会 …………… 99

浦安市身体障害者福祉会 …………… 100

浦安市聴覚障害者協会 …………… 100

浦安手をつなぐ親の会 …………… 100

千葉県パーキンソン病友の会

市川・浦安ブロック …………… 101

オストメイト・地域グループ浦安の会 … 101

千葉発達障害児・者親の会

「コスモ」市川・浦安グループ …… 101

パルレ …………… 102

16 その他

(1) 障がい者に関するマーク …………… 103

17 資料

難病一覧 …………… 106

浦安市 障がい福祉サービス事業所一覧

(1) 相談支援 …………… 111

(2) 訪問系サービス …………… 112

(3) 日中活動系サービス …………… 114

(4) 居住系サービス …………… 117

(5) 障がい児支援 …………… 118

(6) 地域生活支援事業 …………… 120

(7) その他事業 …………… 122

区分		4. 経済的支援																						
		(1) 手当					(2) 年金		(4) 助成金		(5) 税金などの減額・免除													
制度		特別障害者手当	重度心身障がい者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	心身障がい児手当	児童扶養手当	障害基礎年金(国民年金)	特別障害給付金制度	千葉県心身障害者扶養年金制度	障がい者通所施設交通費助成	特別支援教育就学奨励費	所得税	住民税	相続税	贈与税	個人事業税	自動車税・軽自動車	NHK放送受信料		郵便物の減免	ハガキの無料配布	携帯電話基本使用料など	
																			全額免除	半額免除				
ページ		19	19	20	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	26	27	27	28	28	29	29	30	
種別	知的障がい	①	△	●	●	●	●				●		●	●	●	●		●				●	●	
		Aの1	△	●	●	△	●				●			●	●	●	●		●				●	●
		Aの2		●	●		●				●			●	●	●	●		△				●	●
		Bの1			△		●	△	△	△	●	△	△	●	●	●				△	△			●
		Bの2			△		●	本	本	本	●	本	本	●	●	●				本	本			●
	視覚障がい	1級	△	●	●	●	●				●			●	●	●	●	●	●			●	●	●
		2級	△	●	●	△	●				●			●	●	●	●	●	●			●	●	●
		3級			△		●	文	文	文	●	文	文	●	●	●		△	●	文	文	●		●
		4級					●							●	●	●			△			●		●
		5級												●	●	●						●		●
		6級						参	参	参		参	参	●	●	●				参	参	●		●
	聴覚・音声・言語・ 平衡障がい	2級	△	●	●	△	●				●			●	●	●	●		●				●	●
		3級			△		●				●			●	●	●			●					●
		4級					●	照	照	照		照	照	●	●	●				照	照			●
		5級						△	△	△		△	△	●	●	●				△	△			●
		6級												●	●	●								●
		7級												●	●	●								●
	肢体不自由	1級	△	●	●	●	●				●			●	●	●	●		●				●	●
		2級	△	●	●	△	●				●			●	●	●	●		●				●	●
		3級			△		●				●			●	●	●			△					●
		4級					●							●	●	●			△					●
		5級												●	●	●			△					●
		6級												●	●	●			△					●
	内部障がい	1級	△	●	●	●	●				●			●	●	●	●		●				●	●
		2級	△	●	●		●				●			●	●	●	●		●				●	●
		3級			△		●				●			●	●	●			●					●
		4級					●							●	●	●			●					●
精神障がい		△		△	△					●			△	△	△	△		△						

表の中で、●印はおおむね全部が該当し、△印は、一部のみが該当することを示しています。
 摘要欄などに＜本文参照＞と記載のある事業は、それぞれ本文をご覧ください。

1

制度一覧表

区分			4. 経済的支援			5. 外出										6. 医療							
			(5)税金などの減額・免除	(6)貸付																			
制度			水道料金	ケーブルテレビ・インターネット・電話	生活福祉資金・緊急小口資金・総合支援資金	J R (民営鉄道)	国内航空・国内旅客船	有料道路通行料金割引	バス	外出支援ＩＣカード利用負担額の助成	タクシー料金	福祉タクシー利用料金の助成	自動車運転免許取得の助成	自動車改造費の助成	自動車燃料費助成	ちば障害者等用駐車区画利用証制度	重度障がい者医療費助成	後期高齢者医療制度	自立支援医療（精神通院）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）		
ページ			30	30	31	33	33	34	34	35	35	35	36	36	37	38	43	44	45	46	46		
種別	知的障がい	程度	①	●					●	●	●	●			●	●	●						
			Aの1	●					●	●	●	●			●	●	●						
			Aの2	●					●	●	●	●				●	●	●					
			Bの1	△	●	△	△	△	●	●	●							△	△				
			Bの2	本		本	本	本	本	●	●	●							本				
	視覚障がい	程度	1級	●					●	●	●	●				●	●	●			●	●	
			2級	●					●	●	●	●				●	●	●			●	●	
			3級	文		文	文	文	文	●	●	●	●				●	●		文		●	●
			4級							●	●	●	●					●				●	●
			5級							●	●	●	●									●	●
			6級	参		参	参	参	参	●	●	●								参		●	●
	聴覚・音声・言語・ 平衡障がい	程度	2級	●					●	●	●	●				●	△	●				●	●
			3級	●						●	●	●	●					△				●	●
			4級	照		照	照	照	照	●	●	●								照		●	●
			5級	△		△	△	△	△	●	●	●						△		△		●	●
			6級							●	●	●										●	●
			1級	●						●	●	●	●	●	●	△	●	●	●			●	●
	肢体不自由	程度	2級	●						●	●	●	●	●	●	△	●	●	●			●	●
			3級							●	●	●	●		●	△		△				●	●
			4級							●	●	●	●		●	△		△				●	●
			5級							●	●	●	●		●	△		△				●	●
			6級							●	●	●	●		●	△		△				●	●
			1級	●						●	●	●	●				●	●	●			●	●
	内部障がい	程度	2級	●						●	●	●	●				●	●	●			●	●
			3級							●	●	●	●				△	●				●	●
			4級							●	●	●	●				△	●				●	●
			精神障がい	△	△						●	●		●				●	△	△		●	

区分		7. 地域生活の支援																			
		(1)補装具		(2)地域生活支援事業						(3)在宅サービス											
制度		精神障がい者入院医療費助成	補装具費の支給	軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の助成	日常生活用具給付事業	移動支援事業	日中一時支援事業	重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業	重度障がい者等就労支援特別事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣	障がい者緊急時支援事業	緊急通報装置の貸与	紙おむつの支給（現物支給）	紙おむつ購入費等の助成	寝たきり身体障がい者訪問入浴サービス	寝たきり身体障がい者等寝具乾燥消毒サービス	はり、きゅう、マッサージ等の費用の助成	寝たきり身体障がい者出張理髪サービス	配食安否確認サービス（給食サービス）	ごみ出し支援事業	
ページ		46	48	50	50	60	60	61	61	62	64	64	65	65	65	66	66	66	67	67	
種別	知的障がい	①												△	△			●		△	
		Aの1												△	△			●		△	
		Aの2												△	△			●		△	
		Bの1	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	△	△		へ	●		△	へ
		Bの2	本	本	本	本	本	本	本	本		本	本	△	△		本	●		△	本
	視覚障がい	1級																●		△	
		2級																●		△	
		3級	文	文	文	文	文	文	文	文		文	文				文	●		△	文
		4級																●		△	
		5級																●		△	
		6級	参	参	参	参	参	参	参	参		参	参				参	●		△	参
	聴覚・音声・言語・ 平衡障がい	2級									●							●		△	
		3級									●							●		△	
		4級	照	照	照	照	照	照	照	照	●	照	照				照	●		△	照
		5級	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	●	▽	▽				▽	●		△	▽
		6級									●							●		△	
		程度																			
	肢体不自由	1級												△	△	△		●	△	△	
		2級												△	△	△		●	△	△	
		3級												△	△	△		●		△	
		4級												△	△	△		●		△	
		5級												△	△	△		●		△	
		6級												△	△	△		●		△	
	内部障がい	1級												△	△	△		●		△	
		2級												△	△	△		●		△	
		3級												△	△	△		●		△	
		4級												△	△	△		●		△	
精神障がい		△											△	△			●		△		

区分			7. 地域生活の支援													
			(4) 資料・情報の提供					(5) 住居		(6) サービス事業						
制度			図書館のサービス	点字図書館・点字出版所	点字音声即時情報ネットワーク事業「JBニュース」	手話・字幕入り映像ライブラリー事業の設置	点字毎日新聞	住み替え費用の助成	グループホーム入居者家賃の助成	声の広報（浦安市）	声の広報（千葉県）	身体障害者補助犬育成・給付事業	福祉サービス利用援助事業	成年後見制度	無料電話番号案内（ふれあい案内）	
ページ			68	68	68	68	68	69	70	70	71	71	72	72	72	
種別	知的障がい	程度	①	●											●	
			Aの1	●											●	
			Aの2	●												●
			Bの1	●					へ	へ				へ	へ	●
			Bの2	●					本	本				本	本	●
	視覚障がい	程度	1級	●	●	●		●			●	●	●			●
			2級	●	●	●		●			●	●				●
			3級	●	●	●		●	文	文	●	●		文	文	●
			4級	●	●	●		●			●	●				●
			5級	●	●	●		●			●	●				●
			6級	●	●	●		●	参	参	●	●		参	参	●
	聴覚・音声・言語・ 平衡障がい	程度	2級	●			●						●			
			3級	●			●									
			4級	●			●		照	照				照	照	
			5級	●			●		ゝ	ゝ				ゝ	ゝ	
			6級	●			●									
	肢体不自由	程度	1級	●									●			●
			2級	●									●			●
			3級	●												
			4級	●												
			5級	●												
			6級	●												
	内部障がい	程度	1級													
			2級													
			3級													
			4級													
精神障がい															●	

2 障がい者手帳

(1) 身体障害者手帳

内容	身体障がいのある方（児童）が各種の支援を受けるために必要な手帳です。
対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい）、内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能および免疫機能障がい）があり、身体障害者手帳の該当と医師の診断を受けた方 ※程度により1級から6級に区分されます。手帳の等級・障がいの程度は、P.6からの身体障害者障害程度等級表をご覧ください。
必要書類	①診断書（障がい福祉課で配布） ②申請書 ③顔写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ④個人番号（マイナンバー） ※申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。
住所等変更 再交付	本人の住所・氏名・障がいの程度に変更があったときや本人が死亡したときは、障がい福祉課に届出をしてください。障がいの程度に変更が生じた場合、手帳が再交付されます。また、手帳を紛失・破損したときも再交付できます。（再交付の際、顔写真が必要です）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp ※障がい福祉課では、受理した申請書類を千葉県へ送付します。千葉県にて、申請書類を審査し、手帳の交付が決定されます。

2

障がい者手帳

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は旅客運賃割引の第1種を、下は第2種を表わす。） **身**

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
					3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの		
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して、一〇センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定さ 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつ 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

れているものは、該当等級とする。

て計測したものをいう。

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して、五センチメートル以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上のもの（四〇センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7 級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して、三センチメートル以上又は健側の長さの二十分の一以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定さ 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつ 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる上肢機能移動機能免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

れているものは、該当等級とする。

て計測したものをいう。

(2) 療育手帳 知

内容	知能指数、社会性、基本的生活などの年齢に応じた障がいの程度を総合判定するもので、軽度から最重度に区分されます。
対象者	療育手帳は、県内（千葉市を除く。）に住所又は居所を有する方で、県内の児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障がいであると判定された方。
必要書類	①申請書 ②顔写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ※申請書類は市ホームページをご確認ください。
住所等変更 再交付	本人および保護者の住所・氏名に変更があったときや本人が死亡または転出するときは、障がい福祉課に届出をしてください。また、手帳を紛失・破損したときは再交付できます。（再交付の際、顔写真が必要です）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp ※障がい福祉課では、受理した申請書類を千葉県へ送付します。千葉県にて、申請書類を審査し、手帳の交付が決定されます。

療育手帳の程度の基準表 知

障がいの程度		基	準
最重度	①	知能指数がおおむね20以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方	
重度	Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方	
	Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の方で視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方	
中度	Bの1	上記以外の方で、知能指数がおおむね36以上50以下の方で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある方	
軽度	Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の方で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある方	

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	①の1	知能指数がおおむね20以下の方で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある方
	①の2	知能指数がおおむね20以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方で、①の1以外の方

判定機関 18歳未満 市川児童相談所
18歳以上 千葉県中央障害者相談センター

(3) 精神障害者保健福祉手帳 精

内容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段として、交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付されるものです。
対象者	精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。統合失調症・気分（感情）障がい・非定型精神病・てんかん・中毒精神病・器質性精神障がい（高次脳機能障がいを含む）・発達障がい及びその他の精神疾患を対象とし、療育手帳を有する知的障がい者が精神疾患を併せて有している場合にも交付対象。
必要書類	【診断書による申請】 ①申請書 ②写真（サイズは縦4 cm×横3 cm、1 年以内に撮影したもので、上半身脱帽、一人で写っているもの。写真の裏に氏名及び「浦安市」と記入） ③診断書（所定の様式のもので、初診日から6 ヶ月以上経過した時点のもの） ④個人番号（マイナンバー） 【障害年金等による申請】 ①申請書 ②写真（サイズは縦4 cm×横3 cm、1 年以内に撮影したもので、上半身脱帽、一人で写っているもの。写真の裏に氏名及び「浦安市」と記入） ③精神障がいを事由とした障害年金証書の写し、または精神障がいを事由とした特別障害給付金受給資格者証の写し ④直近の年金振込通知書の写し、または年金支払通知書の写し、または直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し ⑤年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」 ⑥個人番号（マイナンバー） ※申請書類・診断書は障がい福祉課でお渡しします。また、郵送も承っております。郵送申請ご希望の場合は、障がい福祉課までご連絡ください。なお、診断書は市ホームページよりご確認ください。
住所等変更・再交付	本人の住所・氏名に変更があったときや本人が死亡したときは、障がい福祉課に届出をしてください。障がいの状態等に変化があった場合は、障がい等級変更申請ができます。また、手帳を紛失・破損したときは再交付できます。
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp ※障がい福祉課では、受理した申請書類を千葉県へ送付します。千葉県にて、申請書類を審査し、手帳の交付が決定されます。

※手帳の有効期限は2年です。2年ごとに更新の手続きが必要です。

※手帳の等級・障がいの程度は、精神障害者保健福祉手帳の程度の基準表（下表）をご覧ください。

精神障害者保健福祉手帳の程度の基準表 精

障害等級	基 準
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活の著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3 福祉サービスのしくみ

(1) 対象者

○障害者総合支援法に基づくサービス

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方、または、知的障がいがあると判定されている方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または精神障がいがあると診断されている方
- ④特定医療費（指定難病）受給者証などをお持ちの方、または、対象疾患（P.106～110難病一覧表）に、り患していると診断されている方。

○児童福祉法に基づくサービス

- ①身体障がいのある児童
- ②知的障がいのある児童
- ③精神障がいのある児童 ※発達障がいのある児童含む

児童福祉法に基づくサービスについては手帳の有無は問いません。児童相談所・浦安市こども発達センター・青少年発達サポートセンター（うらやす・そらいろルーム）・医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象です。

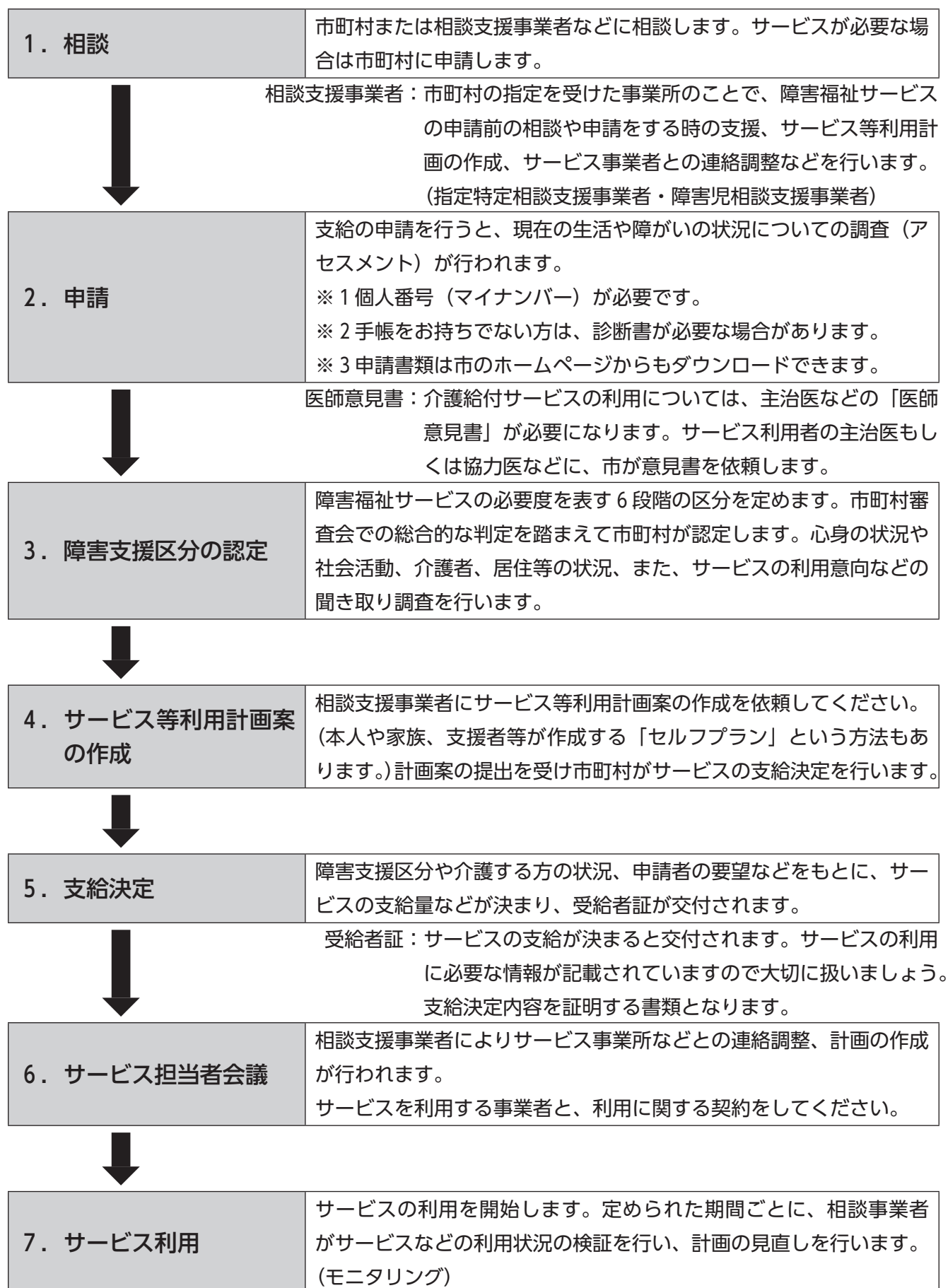
※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの通常低年齢で発現する脳機能の障がいです。（発達障害者支援法第2条参照）

障害者総合支援法のサービスと介護保険のサービスで共通するサービスは、介護保険が優先になります。

〔参考〕浦安市障がい福祉サービス事業所一覧

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 相談支援 | P111 |
| (2) 訪問系サービス | P112 |
| (3) 日中活動系サービス | P114 |
| (4) 居住系サービス | P117 |
| (5) 障がい児支援 | P118 |
| (6) 地域生活支援事業 | P120 |
| (7) その他事業 | P122 |

(2) サービス利用のしかた



(3) 福祉サービスの紹介

各サービスによって、対象となる方が決まっています。なお、障がい支援区分1～6（以下、「区分」とする）の認定が必要なサービスもあります。

○介護給付費（総合支援法）

介護給付費 (総合支援法)	種類	サービス内容	対象者
	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・通院等介助 ・通院等乗降介助 者児／身知精難	ご自宅で生活されている方について、次の支援を行います。 「身体介護」入浴、排せつ及び食事等の介護 「家事援助」調理、洗濯及び掃除等の家事 「通院等介助」通院、官公署等への移動の介助 「通院等乗降介助」車両への乗車又は降車の介助	区分1～6
	重度訪問介護 者／身知精難	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難のある方で常に介護を必要とする方に、次の総合的な支援を行います。 ①入浴、排せつ及び食事等の介護 ②調理、洗濯及び掃除等の家事 ③外出時における移動中の介護 ④入院又は入所中の意思疎通支援	区分4～6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がい等で障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目が10点以上の方
	同行援護 者児／身難	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動を援護するとともに、代筆・代読・誘導・食事等の補助など、必要な情報の提供、その他省令で定める支援を行います。	視覚障がいの方 原則、区分は不要 (ただし、加算対象となるには、区分3以上が必要)
	行動援護 者児／知精	知的又は精神障がいにより行動障がいがあり常に介護を必要とする方が行動するときに、危険を回避するために必要な介助、また、外出時の支援を行います。	区分3～6 ・知的又は精神障がい等で障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目が10点以上の方
	療養介護 者／身難	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	区分5～6 ・重症心身障がいのある方または進行性筋萎縮症をお持ちの方など(区分5～6) ・人工呼吸器使用の方(区分6)
	生活介護 者／身知精難	常に介護を必要とする方に、施設等において主に昼間に次の支援を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・創作的活動や生産活動の機会の提供 ・身体機能や生活能力の向上のために必要な援助	・50歳未満で、区分3～6 (施設入所の場合は区分4～6) ・50歳以上で、区分2～6 (施設入所の場合は区分3～6)
	短期入所 (ショートステイ) 者児／身知精難	ご自宅で生活されている方について、介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1～6
	重度障害者等包括支援 者児／身知精難	常に介護を必要とし、意思疎通を図ることも難しい方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	区分6 ・重度の肢体不自由の方、知的又は精神障がい、障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目が10点以上の方
	施設入所支援 者／身知精難	施設に入所する方に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談及び助言などを行います。	区分4～6 (50歳以上は区分3～6)

○訓練等給付（総合支援法）

	種類	サービス内容	対象者
訓練等給付（総合支援法）	自立訓練 （機能訓練） 者／身知精難	身体障がい又は難病患者の方に、施設等又は自宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。 （標準利用期間 1 年 6 ヶ月）	身体障がい又は難病患者の方で、地域生活を営むために、身体的リハビリテーションの継続が必要な方 など
	自立訓練 （生活訓練） 者／身知精難	知的又は精神障がいのある方に、施設等又は自宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。 （標準利用期間 2 年）	知的又は精神障がいのある方で、地域生活を営むために、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 など
	宿泊型自立訓練 者／身知精難	知的又は精神障がいのある方で、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している方に、地域移行に向けて居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。 （標準利用期間 2 年）	上記「自立訓練（生活訓練）」の対象者のうち、一定期間、宿泊して家事等の生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
	就労移行支援 者／身知精難	一般企業などへの就労を希望する障がいのある方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。 （標準利用期間 2 年）	就労を希望するものであって、単独では就労が困難なため支援が必要な65歳未満の方、など
	就労継続支援 A 型 （雇用型） 者／身知精難	一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	就労移行支援を利用したが、就労できなかった方など
	就労継続支援 B 型 （非雇用型） 者／身知精難	一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のための訓練を行います。	就労経験があるが、年齢や体力的に就労が難しくなった方など
	就労定着支援 者／身知精難	就職した障がいのある方の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。 （標準利用期間 3 年）	就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護の利用後に一般企業等に就職し、就労期間が 6 か月を経過した方
	就労選択支援 者／身知精難	働く力と意欲のある障がい者に対して、障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供します。 （標準利用期間 1 ヶ月）	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方
	自立生活援助 者／身知精難	ご自宅において単身等で生活する障がいのある方に、自立した日常生活を営むために必要な定期的な訪問、相談対応、情報提供、関係機関との連絡調整などの援助を行います。 （標準利用期間 1 年）	入所施設、グループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した方 など
	共同生活援助 （グループホーム） 者／身知精難	共同生活を営む住居（グループホーム）において、主に夜間、相談や日常生活上の援助を行います。	原則65歳未満の方 ※障害支援区分の認定が必要です。

○相談支援（総合支援法・児童福祉法）

	種類	サービス内容	対象者
相談支援 (総合支援法・児童福祉法)	計画相談支援 者児／身知精難	・サービス等利用計画の作成 ご本人やご家族と面接の上、サービス等利用計画を作成します。また、関係機関との連絡調整を行います。	総合支援法の福祉サービスのみを利用される方
	障害児相談支援 児／身知精難	・継続サービス利用支援 サービス利用開始後に定期的に利用状況の検証及びサービス内容の見直し（モニタリング）を行います。	児童福祉法の福祉サービスを利用される18歳未満の方

○地域相談支援（総合支援法）

障がい者施設、精神科病院等を退所する方の地域移行支援計画を作成し、地域定着の支援を行います。

	種類	サービス内容	対象者
地域相談支援 (総合支援法)	地域移行支援 者／身知精難	障害者支援施設などに入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。 (標準利用期間 6 か月)	障がい者施設、精神科病院等を退所して地域生活へ移行する方
	地域定着支援 者／身知精難	ご自宅で単身生活をおくる障がいのある方または、同居の家族が障がい・疾病等のため、緊急時などの支援が見込まれない状況にある障がいのある方に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談その他の支援を行います。 (標準利用期間 1 年)	ご自宅において単身又は家族と同居であっても緊急時の支援が見込めない方

○障害児通所給付費（児童福祉法）

	種類	サービス内容	対象者
障害児通所給付費 (児童福祉法)	児童発達支援 児／身知精難	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	未就学の障がい児
	医療型児童発達支援 児／身知精難	児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児
	放課後等デイサービス 児／身知精難	就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的にを行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。	小、中、高等学校又は特別支援学校等に就学している障がい児
	居宅訪問型児童発達支援 児／身知精難	重度の障がい状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な児童について居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	重症心身障がい児などで、外出が著しく困難な障がい児
	保育所等訪問支援 児／身知精難	保育所などを現在利用中、または利用予定のある障がいのある児童に対し、集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育所などの安定した利用を目指します。	保育所等に通う障がい児

(4) 福祉サービスの利用者負担

原則として1割負担となります。ただし、利用者の負担が大きくなりすぎないように、月額の上限負担額を定めています。

※利用者負担の具体的な金額や、サービスを提供できる指定事業者・施設などについては、障がい事業課へお問い合わせください。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

- ・18歳以上の障がい者（施設に入所する18、19歳を除く）

世帯の範囲：障がいのある方とその配偶者

- ・障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）

世帯の範囲：保護者の属する住民基本台帳での世帯

【障がいのある方の場合】

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額（国）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【障がいのある児童の場合】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額（国）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円（注1）未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円
		入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

○浦安市独自の利用者負担軽減措置

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）を利用した際の利用者負担額については、世帯の収入状況に関わらず無料とします。

（注1）入所施設については無償化対象外です。

（注2）利用者負担以外の費用（医療費や食事等の実費）については無償化対象外となります。

窓口	障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp 市ホームページ http://www.city.urayasu.lg.jp/fukushi/shogai/seido/1015253.html
----	--

(5) 介護保険のサービス

内容	障害者総合支援法のサービスと介護保険法のサービスで共通するサービスは、介護保険法のサービスが優先になります。
対象者	下記の①、②のいずれかにあてはまる方 ①65歳以上の方で、介護や日常生活の支援が必要な方 ②40歳以上65歳未満の方で、初老期認知症・脳血管疾患などの老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要な方 ※特定疾病（16疾病） ①筋萎縮性側索硬化症 ②後縦靱帯骨化症 ③骨折を伴う骨粗しょう症 ④多系統萎縮症 ⑤初老期における認知症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦脊柱管狭窄症 ⑧早老症 ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑩脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） ⑪進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患） ⑫閉塞性動脈硬化症 ⑬関節リウマチ ⑭慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等） ⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ⑯がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
申請	介護保険サービスの利用にあたって サービスを利用するには、市に申請して「介護や支援が必要な状態である」と「認定」を受ける必要があります。申請をすると、訪問調査や主治医の意見書により、審査・判定が行われます。（審査の結果で該当しないこともあります）要介護度は、要支援1、2、要介護1～5の7区分です。決定した要介護度によって、利用できるサービスや1ヶ月の利用限度額が異なり、利用料の1～3割を支払います。
種類	○居宅サービス 訪問してもらうサービス（訪問介護）や施設に通うサービス（デイサービス）、短期間施設に泊まるサービス（ショートステイ）など、自宅を中心に利用するサービスです。 ○施設サービス 特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの、介護保険施設に入所して受けるサービスです。 ○地域密着型サービス 高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するサービスで、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護などがあります。
窓口	介護保険課 電話（給付・指導係）047-712-6406（認定係）047-712-6852 ファクス 047-390-7918 メール kaigohoken@city.urayasu.lg.jp

(各手当などの額は、令和8年8月1日現在)

(1) 手当

※障がいの程度、所得の制限などがありますので詳しくは窓口にお問い合わせください。

○20歳以上

種類 区分	特別障害者手当 (国手当)	重度心身障がい者手当 (市の手当)
受給者	障がい者本人	障がい者本人
障害程度 の目安	日常生活において常時特別な介護を必要とする方 ・身体障害者手帳 おおむね1級・2級の一部 ・療育手帳 おおむねA、Aの1、Aの2 ・重度の精神障がい、肝臓疾患、血液疾患などを有する方	市内に居住し住民登録のある方 ①身体障害者手帳の交付を受け居宅において1か月以上寝たきりの状態で、常時介護を必要とする方 ②身体障害者手帳1級、療育手帳AからAの2 ③身体障害者手帳2級
手当額	月額30,450円	①月額20,000円 ②月額14,000円 ③月額8,000円
支給制限	・施設に入所している方 ・病院などに3か月以上入院している方 ・本人及び配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えているとき(下記参照) ※重度心身障がい者手当(市手当)との重複支給は受けられません ※審査結果により、該当しないことがあります	・施設に入所している方 (退所された場合は、改めて申請が必要です) ・特別障害者手当(国手当)を受けている方 ※特別障害者手当(国手当)との重複支給は受けられません
支給月	5月、8月、11月、2月 前3か月分を支給月の10日に支給 ※申請月の翌月分から対象	7月、10月、1月、4月 前3か月分を支給月の25日に支給 ※申請月の翌月分から対象
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai fukushi@city.urayasu.lg.jp	

障害児福祉手当・特別障害者手当(国手当)

[所得制限の限度額]

扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	5,372,000円	3,758,000円	8,319,000円	6,287,000円
1人	5,848,000円	4,138,000円	8,586,000円	6,536,000円
2人	6,324,000円	4,518,000円	8,799,000円	6,749,000円
3人	6,776,000円	4,898,000円	9,012,000円	6,962,000円
4人	7,198,000円	5,278,000円	9,225,000円	7,175,000円
5人	7,620,000円	5,658,000円	9,438,000円	7,388,000円

特別児童扶養手当(国手当)

[所得制限の限度額]

扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	6,420,000円	4,596,000円	8,319,000円	6,287,000円
1人	6,862,000円	4,976,000円	8,586,000円	6,536,000円
2人	7,284,000円	5,356,000円	8,799,000円	6,749,000円
3人	7,707,000円	5,736,000円	9,012,000円	6,962,000円
4人	8,129,000円	6,116,000円	9,225,000円	7,175,000円
5人	8,546,000円	6,496,000円	9,438,000円	7,388,000円

(注)

1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額。

(1)本人の場合は、

①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

2 ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額

○20歳未満

4

経済的支援

種類 区分	特別児童扶養手当 (国手当)	障害児福祉手当 (国手当)	心身障がい児手当 (市の手当)
受給者	在宅で監護している父母または養育者	障がいのある児童本人	在宅で監護している父母または養育者
障害程度 の目安	① 1 級手当 ・身体障害者手帳 おおむね 1・2 級 ・療育手帳 おおむね ㊦の 1～A ② 2 級手当 ・身体障害者手帳 3・4 級の一部 ・療育手帳 B の 1、B の 2 の一部 ・精神障がい、内部疾患などで常時介護を必要とする方 ※審査結果により、該当しないことがあります	常時介護を必要とする児童 ・身体障害者手帳 おおむね 1 級・2 級の一部 ・療育手帳 おおむね ㊦、㊦の 1、㊦の 2、A の 1 の一部 ・重度の精神障がい、肝臓疾患、血液疾患などを有する方 ※審査結果により、該当しないことがあります	市内に居住し住民登録のある方 ①身体障害者手帳の交付を受け居宅において 1 か月以上寝たきりの状態で、常時介護を必要とする方 ②身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 ㊦から A の 2 ③身体障害者手帳 3・4 級、療育手帳 B の 1 ④療育手帳 B の 2
手当額	1 級手当 58,450円 2 級手当 38,930円	月額16,560円	①月額20,000円 ②月額13,000円 ③月額10,000円 ④月額 8,000円
支給制限	・施設に入所している方 ・障がいを事由とする公的年金の給付を受けている方 ・父母または養育者の方の所得が限度額を超えているとき (前ページ参照)	・施設に入所している方 ・障がいを事由とする公的年金の給付を受けている方 ・父母または養育者の方の所得が限度額を超えているとき (前ページ参照)	施設に入所している方 (退所された場合は、改めて申請が必要です)
支給月	8 月、12 月、4 月 支給月の 11 日に支給 ※12 月期分はその前月に支給 ※申請月の翌月分から対象	5 月、8 月、11 月、2 月 前 3 か月分を支給月の 10 日に支給 ※申請月の翌月分から対象	7 月、10 月、1 月、4 月 前 3 か月分を支給月の 25 日に支給 ※申請月の翌月分から対象
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp		

○児童扶養手当（国の手当）

対象者	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日まで（政令で定める障がいがある場合は、20歳未満まで）の児童を監護している父母または養育者 ①父または母が婚姻（事実婚）を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 ④父または母の生死が明らかでない児童 ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が配偶者からの暴力により裁判所からの保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑧婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童
支給制限	①児童が施設に入所している方（退所された場合は改めて申請が必要です） ②対象者または扶養義務者の方の所得が限度額を超えているとき など （所得により、支給停止または一部支給停止があります）
手当額	児童1人のとき 全部支給：48,050円 一部支給：48,040円から11,340円（所得に応じて決定されます） 児童2人目以降の加算額 全部支給：11,350円 一部支給：11,340円から5,680円（所得に応じて決定されます）
支給月	1月、3月、5月、7月、9月、11月（申請月の翌月分から対象）
窓口	こども課 電話047-712-6424 ファクス047-304-1505 メール kodomo@city.urayasu.lg.jp

(2) 年金

○障害基礎年金（国民年金）

内容	国民年金加入中（または加入していた方で60歳以上65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、初診日から1年6か月たったときに請求できます。 ・初診日から1年6か月後が20歳前のときは、20歳になったときに請求できます。 ・初診日から1年6か月後に請求せず、その後に病状が悪化した場合は、65歳になるまで請求できます。 ・人工透析療法、心臓ペースメーカーなど、初診日から1年6か月以内に請求できる障がい の状態があります。
支給要件	①、②の両方の条件を満たすことが必要です。 ①国民年金法による1級、2級の障がいの状態であること（ただし、60歳から65歳未満で老齢基礎年金を繰り上げ請求している方は除かれます） ②初診日において65歳未満であり、一定の保険料を納めていること（初診日が20歳前のときは納付要件はありません） ・初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること ・初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
年金額	1級障害基礎年金 昭和31年4月2日以後生まれの方 1,059,125円 昭和31年4月1日以前生まれの方 1,056,125円 2級障害基礎年金 昭和31年4月2日以後生まれの方 847,300円 昭和31年4月1日以前生まれの方 844,900円 生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。 2人目まで 1人につき243,800円 3人目以降 1人につき 81,300円 (障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」とは、18歳になったあと最初の3月までにある子および20歳未満で障害等級1級または2級の障がいのある方。)
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月 それぞれ前2か月分を支給
窓口	国保年金課 国民年金係 電話047-712-6282 ファクス047-354-8491 メール kokuho@city.urayasu.lg.jp

○特別障害給付金制度

内容	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある方について、平成17年4月、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。
支給要件	次のいずれかの要件を満たす方。 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者 上記①または②に該当する方で当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方 (ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方)
年金額	障害基礎年金1級相当に該当する方 令和8年度基本月額58,650円 障害基礎年金2級相当に該当する方 令和8年度基本月額46,920円
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月 それぞれ前2か月分を支給
窓口	国保年金課 国民年金係 電話047-712-6282 ファクス047-354-8491 メール kokuho@city.urayasu.lg.jp

○千葉県心身障害者扶養年金制度 身 知 精

内容	心身障がいのある方（児童）の保護者が加入して、加入者が死亡または重度障がいになったとき、残された心身障がいのある方（児童）に終身一定額の年金を支給する制度です。
加入資格	次のいずれかに該当する障がいのある方（児童）の保護者で65歳未満の方 ①身体障害者手帳1級から3級の所持者 ②療育手帳所持者 ③精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記と同程度と認められる方
給付額	月額20,000円（2口加入のときは、40,000円）
掛金	平成20年度以降加入の場合 加入時の保護者の年齢で掛金が決まります。2口まで加入可。 35歳未満 月額 9,300円 35歳以上40歳未満 月額11,400円 40歳以上45歳未満 月額14,300円 45歳以上50歳未満 月額17,300円 50歳以上55歳未満 月額18,800円 55歳以上60歳未満 月額20,700円 60歳以上65歳未満 月額23,300円
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

（3）見舞金

○難病者見舞金 難

内容	難病者の方へ見舞金を支給しています。
対象者	浦安市に在住し、次のいずれかの受給者証をお持ちの方 ①千葉県特定医療費（指定難病）受給者証 ②千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証 ③千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証 ④特定疾患医療受給者証 ※既に下記のいずれかの障がい福祉手当を受給している場合は、難病者見舞金の対象外となります。 ・特別障害者手当 ・浦安市重度心身障がい者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・浦安市心身障がい児手当
支給額	通院や入院の有無に関わらず、月額5,000円
必要書類	①申請書 ②受給者証の写し（上記対象者欄①～④のうち、申請時有効期限内のもの） 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518
支給月	8月（1月から6月分）、2月（7月から12月分）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

(4) 助成金・奨励金

○障がい者通所施設交通費助成 **身 知 精 難**

対象者	次のいずれかに該当する方で、市内の住居から福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援）を提供する、障がい者通所施設に通所されている方 ①身体障害者手帳をお持ちの方 ②療育手帳をお持ちの方または知的障がいがあると判定されている方 ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または精神障がいがあると診断されている方 ④難病者
内容	公共の交通機関を利用した場合、通所にかかる交通費の半額を助成します（1 か月につき 5,000円を限度）。 自転車を利用した場合、通所日数が1 か月に10日以上であれば、1 か月につき1,000円助成します。 ※どちらの場合も、通所の往復が2 km以上であること。 ※通所施設から交通費が支給される場合は、その支給額を除いた額を対象とする。 ※生活保護制度から交通費が支給される場合を除く。
必要書類	①申請書 ②通所届 ③振込みする口座の確認ができるもの ④定期乗車券等の写し（購入している場合のみ） ※通所経路、住所、通所施設、通所方法等の変更があった場合は、その都度、届出が必要。 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
支給月	5 月、11 月
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○特別支援教育就学奨励費

内容	保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の所得額等に応じ学用品費や学校給食費、通学費などの一部を援助します。 詳しくは、学務課までお問い合わせください。
対象者	浦安市の公立小中学校、もしくは特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち ①特別支援学級に在籍する児童・生徒 ②通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒（身体障害者手帳または療育手帳の写しを添付） ③通級指導教室利用者（通学費のみ支給） ④特別支援学校に在籍する児童及び生徒
窓口	浦安市教育委員会 学務課 電話047-712-6742 ファクス047-712-5114 メール gakumu@city.urayasu.lg.jp

(5) 税金などの減額・免除

○所得税

(ア) 障害者控除

種類	所得控除額	対象
障害者控除	27万円	本人、同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族含む）において、身体障害者手帳（1級・2級を除く）、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級・3級又は障害者控除対象者認定書を交付された方
特別障害者控除	40万円	本人、同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族含む）において、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または障害者控除対象者認定書を交付された方、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（医師の診断書で確認）
同居特別障害者控除	75万円	同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族含む）が特別障害者に該当し、本人または本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている方
窓口	市川税務署 電話番号047-335-4101 障害者控除対象者認定書については浦安市介護保険課へ (所得控除額についてのお問合せは、市川税務署へお願いします)	

(イ) 医療費控除

医療費控除の対象となる主な医療費	・ 医師又は歯科医師による診療費又は治療費
	・ 治療又は療養に必要な医薬品の購入費
	・ 介護老人保健施設又は介護医療院が行う訪問看護等の居宅サービス及び介護予防訪問看護等の介護予防サービス等に係る自己負担額
	・ 傷病により概ね6か月以上寝たきりとなり、その傷病を継続して治療を行う際におむつが必要と認められた場合のおむつ費用（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）
	・ 医師の診断により必要となったストマ用装具費用（医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」が必要）
控除額計算	$(\text{その年中に支払った医療費控除対象費用}) - (\text{保険金等で補填された金額}) = A$ $A - \{10\text{万円又は総所得金額の}5\%\text{ (少ない額を優先)}\} = \text{控除額 (上限額は200万円)}$
確定申告時の提出書類	医療費控除の明細書若しくは医療保険者発行の医療費通知。なお医療費の領収書は5年間の保存が必要
窓口	市川税務署 電話番号047-335-4101

○住民税

種類	所得控除額	対象
障害者控除	26万円	本人、同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族含む）において、身体障害者手帳、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級・3級又は障害者控除対象者認定書を交付された方
特別障害者控除	30万円	本人、同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族含む）において、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または障害者控除対象者認定書を交付された方、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（医師の診断書で確認）
同居特別障害者控除	53万円	同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族含む）が特別障害者に該当し、本人または本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている方
住民税非課税条件		当該年度の合計所得金額が135万円以下で、上記の対象となる方
窓口	市民税課 電話番号047-712-6212	

○相続税

控除の種類	対象	税額控除額
一般障害者	相続開始時に居住者である相続人が身体障害者手帳3級から6級または精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方	85歳になるまでの年数×10万円
特別障害者	相続開始時に居住者である相続人が身体障害者手帳1級・2級または精神障害者保健福祉手帳1級の方	85歳になるまでの年数×20万円
窓口	市川税務署 電話047-335-4101 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp	

○贈与税

内容	特定障害者（※）が特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち、6,000万円（特別障害者以外の方は3,000万円）までの金額に相当する部分については贈与税が課税されません。
必要書類等	「障害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出が必要
減免内容	非課税
窓口	市川税務署 電話047-335-4101 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp

※特定障害者…特別障害者又は特別障害者以外で精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人のこと

○個人事業税

対象	両眼視力の喪失者または万国式試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力）が0.06以下である方が行うあんま、はりなどの医業に類する事業
減免内容	非課税
窓口	千葉県船橋県税事務所 電話047-433-1275 ファクス047-437-3843

○自動車税・軽自動車税

内容	もっぱら身体障がいのある方などの移動のために使用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税・軽自動車税の減免を行う制度を設けています。 ※減免を受けることができるのは、身体障がいのある方など1人につき、1台の自動車又は軽自動車に限られています。
必要書類等	①身体障害者手帳等（原本） ②自動車検査証記録事項が記載された書類（住所及び使用の本拠の位置が住民票と同じであること） ③運転免許証の写し（記載の住所が住民票と同じであること。裏面記載がある場合は裏面も必要） ④印鑑 ⑤自動車税などに係る生計同一証明書（*） ⑥使用目的を証する書類 ⑦自動車税などに係る常時介護証明書など（*） ⑧前減免車を移転登録（名義変更）した場合…移転登録後の自動車検査証記録事項が記載された書類 ⑨前減免車を抹消登録した場合…抹消登録の証明書（登録識別情報等通知書（写）等）（※⑧、⑨は、すでに減免を受けている、又は、受けていた自動車がある場合に必要）
窓口	千葉県自動車税事務所 電話043-243-2721 ファクス043-243-2555 千葉県船橋県税事務所 電話047-433-1275 ファクス047-437-3843

☆生計同一証明書・常時介護証明書の発行について

手帳の種類	証明書発行窓口	証明書と必要書類など
身体障害者手帳 療育手帳	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294	【生計同一証明書・常時介護証明書】 ①身体障害者手帳及び療育手帳の写し ②自動車検査証等の車両の登録番号又は車両番号、所有者（所有権留保の車両については、使用者）がわかる書類の写し ③運転者の運転免許証の写し 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
精神障害者保健福祉手帳	市川保健所 電話047-377-1102 ファクス047-379-6623	【生計同一証明書・常時介護証明書】 必要書類については、証明書発行窓口にお問合せください。

☆減免を受けていた自動車の乗り換え等により、新たに減免申請する場合の減免開始時期（重要）

申請車	前減免車	申請車の減免開始時期	備考
新規登録	抹消登録	抹消の翌月から	新規登録日又は抹消登録日のいずれか遅い日から1月以内の申請が必要です。前減免車の抹消が新規登録の翌月の場合、申請車の自動車税1月分がかかります。
	移転登録	翌年度から	申請後に前減免車を抹消した場合、抹消日から1月以内に再度減免申請することで、抹消の翌月から減免となります。
移転登録	抹消又は移転登録		申請年度中に移転登録の場合、申請者が納税義務者となるのは翌年度からです。このため、減免となるのは納税義務の発生する翌年度からとなります。

※移転登録（名義変更）

○軽自動車税

内容	専ら障がいのある方の移動のために利用されている軽自動車について、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を行う制度を設けています。納税通知書を受け取った日から納期限までに窓口で申請してください。 ※減免を受けることができるのは、障がいのある方1人につき、1台の自動車または軽自動車に限られています。
必要書類等	①身体障害者手帳・療養手帳・精神障害者保健福祉手帳（原本）※手帳の発行日が申請年度の4月1日以前であり、区分と等級の要件を満たしていること。詳細は下記窓口までお問い合わせ下さい。②運転者の運転免許証両面の写し（記載の住所が住民票と同じであること。）③常時介護証明書（運転者が常時介護者の場合）④申請年度の納税通知書
窓口	市民税課 電話047-712-6214

☆減免を受けていた軽自動車の乗り換え等により、新たに減免申請する場合の減免時期

申請車	前減免車	減免申請時期	備考
新規登録	抹消又は移転登録	翌年度の5月中旬から5月末まで	申請年度中に新規登録・移転登録の場合、申請者が納税義務者となるのは翌年度からです。このため、減免となるのは納税義務の発生する年度（翌年度）からとなります。
移転登録			

○NHK放送受信料の免除に関する証明書の交付 身 知 精

免除額	半 額	全 額
対象者	次の障がいのある方本人が、世帯主かつ契約者である ①視覚障がいのある方 ②聴覚障がいのある方 ③上記以外の身体障がいのある方（1級・2級） ④知的障がいのある方（A以上） ⑤精神障がいのある方（1級）	次の障がいのある方の属する世帯が市民税非課税世帯である ①身体障がいのある方 ②知的障がいのある方 ③精神障がいのある方 ※世帯分離した家族と同居及び生計を共にしている場合、その方々の課税状況も考慮します
必要なもの	・手帳 ・印鑑	・手帳 ・印鑑 ※1月1日以降に転入された場合、前市区町村の非課税証明等が必要
手続き	上記の必要なものをお持ちの上、障がい福祉課にお越しください。 障がい福祉課にて、申請書内の証明事項を確認いたします。 その後、申請書兼証明書を専用の封筒に入れ、NHKへ送付してください。	
窓口	NHK千葉放送局 電話043-203-0700 ※障がい福祉課は、証明書の交付のみの窓口となるため、免除制度に関するお問い合わせは、上記の窓口をお願いします。	

○郵便物の減免 身

	対象	減免内容												
通常郵便物	第 4 種郵便物のうち、盲人用点字郵便物、盲人用録音物 (指定された施設の発受するものに限る)	3 kgまで無料												
	低料第 3 種郵便物のうち、心身障がい者団体が発行するもので、一回の発行部数が500部以上のもの (事前に申請が必要)	新聞（月 3 回以上発行） 50g まで 8 円 50g を超える 1 kg まで、50g までごとに 3 円増 その他の定期発行物（月 1 回以上発行） 50g まで15円 50g を超える 1 kgまで、50g までごとに 5 円増												
ゆうメール	心身障がい者用ゆうメール 身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館との間で発受される冊子とした印刷物	<table><tr><td>150g まで</td><td>92円</td></tr><tr><td>250g まで</td><td>110円</td></tr><tr><td>500g まで</td><td>150円</td></tr><tr><td>1 kgまで</td><td>180円</td></tr><tr><td>2 kgまで</td><td>230円</td></tr><tr><td>2 kg超</td><td>310円</td></tr></table>	150g まで	92円	250g まで	110円	500g まで	150円	1 kgまで	180円	2 kgまで	230円	2 kg超	310円
150g まで	92円													
250g まで	110円													
500g まで	150円													
1 kgまで	180円													
2 kgまで	230円													
2 kg超	310円													
窓口	各郵便局、日本郵便株式会社													

○点字・聴覚ゆうパック運賃 身

内容	大型の点字図書等を内容とする荷物及び日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープやその他の録画物を内容とする荷物を送付することができるサービスです。 ※利用条件や日本郵便株式会社が指定する聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設は、日本郵政株式会社のホームページをご確認ください。 https://www.post.japanpost.jp/						
サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円
窓口	各郵便局、日本郵便株式会社						

○ハガキの無料配布 身 知

内容	申し出により、年に1回、4月から5月にハガキ20枚を無料配布します。 (青い鳥郵便ハガキ)
対象者	身体障害者手帳1級・2級、または療育手帳Aまたは1度・2度に該当する方
窓口	各郵便局

○携帯電話基本使用料など 身 知 精 難

内容	携帯電話基本使用料などの割引をおこなっている場合があります。 詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
窓口	各携帯電話会社、支店、量販店

○水道料金 身 知 精

内容	水道料金の基本料金と従量料金の合計額の8%相当額を免除します。(10円未満切捨て)
対象者	①身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④からAの2、または精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯で、当年において市町村民税（所得割）が賦課された方がいない世帯（同居を含む） ただし、当年の市町村民税が確定するまでの期間は、前年の課税状況と同様に取り扱います。 ②特別児童扶養手当受給世帯 ③児童扶養手当受給世帯
窓口	県水お客様センター 電話0570-001-245 ナビダイヤルをご利用できない場合 電話043-310-0321 ファクス043-272-3333

○ケーブルテレビ・インターネット・電話 身 知 精

内容	ケーブルテレビ・インターネット・電話料金を特別価格でご提供しています。基本工事費は無料になります。追加工事等は有料になる場合がございます。 詳しくは、ジェイコムカスタマーセンターまでお問い合わせください。
対象者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A1・A2、B1、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、またはご本人と同居し扶養されているご家族の方
窓口	ジェイコムカスタマーセンター（午前9時から午後6時まで、年中無休） 電話0120-989-989 ファクス0120-999-678

○ミライロID 身 知 精

名称	デジタル障害者手帳「ミライロID」
内容	障害者手帳を所有している方を対象としたスマートフォンアプリです。 ユーザーは、障害者手帳や、福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などを「ミライロID」に登録します。 市の体育施設での障がい者減免の手続きをはじめ、公共交通機関や商業施設において、ユーザーが「ミライロID」を提示することで、障害者割引やクーポンなどを利用できます。 また、障害者割引価格でオンラインチケットが買えるほか、アプリ内のオンラインショップでの商品購入も可能です。 ◇ミライロID https://mirairo-id.jp/
対象	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方
窓口	ミライロIDヘルプセンター メール support@mirairo-id.jp

(6) 貸付（千葉県社会福祉協議会からの受託事業）

○生活福祉資金

内容	世帯の自立と安定を目的とした貸付制度です。資金の使途に応じ、大きく分けて3つの種類の資金（福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）があります。資金により、必要な要件があります。
対象者	①所得の比較的小さい世帯 ②家族の中に日常生活において療養又は介護が必要な65歳以上の高齢者のいる世帯 ③身体障がいのある方（身体障害者手帳所持者）、知的障がいのある方（療育手帳所持者）、精神障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳所持者）のいる世帯
必要書類	下記の窓口へお問い合わせください。
窓口	浦安市社会福祉協議会 電話047-355-5337 ファクス047-355-5277 メール sodan@urayasushi-shakyo.jp

○緊急小口資金

内容	所得の少ない世帯が、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける資金です。必要な要件があります。
必要書類	下記の窓口へお問い合わせください。
窓口	浦安市社会福祉協議会 電話047-355-5337 ファクス047-355-5277 メール sodan@urayasushi-shakyo.jp

○総合支援資金

内容	失業者など、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導など）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金です。必要な要件があります。
必要書類	下記の窓口へお問い合わせください。
窓口	浦安市社会福祉協議会 電話047-355-5337 ファクス047-355-5277 メール sodan@urayasushi-shakyo.jp

5 外出

障がい程度および種別の区分 **身 知 精**

(身体障がい)

障がいの種別	第 1 種身体障がい者	第 2 種身体障がい者
視覚障がい	1 級から 3 級及び 4 級の 1	4 級の 2、4 級の 3、5 級 及び 6 級
聴覚障がい	2 級及び 3 級	4 級及び 6 級
平衡機能の障がい	該当なし	3 級及び 5 級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい	該当なし	3 級及び 4 級
肢体不自由 上肢	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級
肢体不自由 下肢	1 級、2 級及び 3 級の 1	3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
肢体不自由 体幹	1 級から 3 級	5 級
肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動 機能障がい（上肢機能）	1 級及び 2 級 (一上肢のみに運動機能障 害がある場合を除く。)	3 級から 6 級
肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動 機能障がい（移動機能）	1 級から 3 級 (一下肢のみに運動機能障 害がある場合を除く。)	4 級から 6 級
心臓、じん臓もしくは呼吸器または小腸の機 能障がい	1 級、3 級及び 4 級	該当なし
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1 級及び 3 級	4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓 の機能障がい	1 級から 4 級	該当なし
肝臓機能障害	1 級から 4 級	該当なし

(知的障がい)

第 1 種知的障がい者	療育手帳 A
第 2 種知的障がい者	療育手帳 B

(精神障がい)

第 1 種精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 1 級
第 2 種精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 2・3 級

注)

- ①上記の表に掲げる障がいを 2 つ以上有し、その障がいの総合の程度が上記第 1 種身体障がい者欄に準ずるものも第 1 種身体障がい者となります。
- ②第 1 種身体障がい者、第 1 種知的障がい者及び第 1 種精神障がい者を合わせて第 1 種障がい者、第 2 種身体障がい者と第 2 種知的障がい者及び第 2 種精神障がい者を合わせて第 2 種障がい者と呼んでいます。

[公共交通機関]

○JR（JR以外の民営鉄道の割引は会社ごとに異なることがあります）**身 知**

	割引の対象	種類	割引率	割引特記事項
第1種障がい者※	本人が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	○鉄道は片道100kmを超えて利用する場合に限る
	本人と介護者が同伴で利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	本人・介護者とも5割引	○介護者は1名のみ適用 ○距離制限は有りません ○小児定期乗車券の割引は有りません ※介護者の定期乗車券は介護者が「通学者」であっても「通勤定期券」を割引きします
第2種障がい者	本人が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	○鉄道は片道100kmを超えて利用する場合に限る
	介護者（障がいのある子どもと同伴の場合）	定期乗車券	5割引	○12歳未満の障がいのある子どもが、介護者とともに利用する場合に限り、介護者1名のみ適用 ※介護者の定期乗車券は介護者が「通学者」であっても「通勤定期券」を割引きします
手続き	事前にみどりの窓口に身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を呈示して購入してください。 なお、乗車中は必ず身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を携帯してください。			
窓口	JR各駅、民営鉄道各駅			

注) ①グリーン車は除かれます。

②12歳未満の障がいのある児童については、小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はされません。

※1種障がい者、大人の方は障がい者用のICカード（Suica・PASMO）がご利用いただくことができます。
詳しくはJR・民営鉄道にお問い合わせください。

○国内航空・国内旅客船**身 知 精**

対象	①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 ④介護者
注意事項	・手帳の種別、等級、年齢などにより、割引運賃が適用されない場合があります。 ・割引運賃および購入手続などは、各航空会社、各船舶会社がそれぞれ設定します。このため割引運賃制度のない事業者や割引運賃適用のない路線もあります。 ・あらかじめ、市役所障がい福祉課にて、割引対象者の証明を受ける必要がある場合もあります。 ・購入手続時、実際の利用時などにおいて、手帳の呈示が求められる場合があります。
窓口	利用される各航空会社、各船舶会社に、直接お問い合わせください。

○有料道路通行料金割引 身 知

対象者	①障がい者ご本人が運転される場合 身体障害者手帳の交付を受けている方 ②障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合 第1種身体障害者と指定されている方 療育手帳Aの方
割引額	50%（半額）
手続き	○オンラインによる申請（マイナンバーカードが必要となります。） 詳細な手続き方法については、下記の URL 又は二次元コードからご確認ください。 URL https://www.expressway-discount.jp  ○書面による申請 必要書類をご用意いただき、障がい福祉課窓口にお持ちください。 なお、必要書類などの詳細については、下記の URL 又は二次元コードの「首都高ドライバースサイト」障がい者割引（ETC・現金車）のページからご確認ください。 URL https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan_8/ 
窓口	首都高お客さまセンター（24時間） 電話03-6667-5855 有料道路 ETC 割引登録係（平日 9 時～17 時） 電話045-477-1233 ※障がい福祉課では、ETC 登録係に提出する申請書の受付のみの窓口となるため、必要書類や制度の内容に関するお問合せは、上記の窓口をお願いします。

○バス 身 知 精

対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、介護者（介護者の要否認定は各社の裁量で行われます）
割引率	普通乗車券 50%、定期乗車券 30%
手続き	障がい者手帳所持者が単独で乗車する場合は、手帳を提示してください。
窓口	各バス会社 ※バス会社によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。 ※市内を運行するバスでは、精神障害者保健福祉手帳での定期乗車券の割引がありません。 ※市内を運行している「おさんぽバス（浦安市コミュニティバス）」では、障がい者手帳所持による割引はありません。

○外出支援 I Cカード利用負担額の助成 身 知 精

内容	バスや鉄道をはじめ、外出時において I Cカードを利用した場合、その利用額の一部を助成します。なお、バスを利用する場合には、障がい者手帳を提示し割引料金となってから I Cカードで利用料金を支払ってください。（おさんぽバス：浦安市コミュニティバスを除く。）また、鉄道については、割引の仕方がそれぞれ異なりますので、利用する鉄道会社に確認してください。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※小学生未満を除く
助成額	6,500円
必要書類	ちば電子申請サービスによるオンライン申請（オンライン申請が自分でできない方は障がい福祉課にご相談ください。） https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai fukushi@city.urayasu.lg.jp

○タクシー料金 身 知

対象者	身体障害者手帳、療育手帳手帳所持者
内容	タクシー料金を 1 割引します。 ※乗車の際、運転手に手帳に貼付されている写真を提示してください。
窓口	千葉県タクシー協会 千葉市中央区市場町 7-9 千葉県土地開発公社内 電話043-307-7002 ファクス043-307-7003

○福祉タクシー利用料金の助成 身 知 精

内容	市と契約したタクシー会社のタクシーを利用したとき、タクシー料金の一部を助成します。身体障害者手帳、療育手帳を所持している方は、障がい者タクシー運賃割引（1 割引）をした後の料金額から助成します。 ※利用できるタクシー会社については、市ホームページをご確認ください。 ※通常料金を支払う時にタクシー券を運転手に渡してください。 ※本人以外での利用はできません。また、料金精算後のタクシー券の後出しもできません。 ※自動車燃料費助成と福祉タクシー利用料金の助成は同じ月ではタクシー利用料金のみ助成となりますので、ご注意ください。
対象者	①身体障害者手帳 1 級・2 級（視覚障がいのある方は 3 級以上）の方 ②療育手帳 A・A の 1・A の 2 の方 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級の方
助成額	一般利用 タクシー料金の半額を助成（1 回につき 1,500 円が限度） 介護利用 タクシー料金（介護保険適用部分を除く）の 9 割を助成（1 回の限度額はあり ません） ※いずれも 1 か月につき 20,000 円が限度
必要書類	①申請書 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai fukushi@city.urayasu.lg.jp

○自動車運転免許取得の助成 身

内容	身体に障がいのある方の社会参加を促進し、福祉の増進を図るため、運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成します。助成は1回限りです。
対象者	①、②ともにあてはまる方 ①身体障害者手帳所持者 ②自動車免許の取得により、就労等の社会参加が可能になる方
助成額	免許取得に直接要した費用。ただし、10万円が限度
必要書類	①自動車運転免許証の写し ②免許取得費用の受領証明書または領収書 (免許取得後6ヶ月以内に申請してください。) 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai fukushi@city.urayasu.lg.jp

○自動車改造費の助成 身

内容	身体障がいのある方が、自ら運転する自動車を改造する場合にその費用の一部を助成します。
対象者	①～③ともにあてはまる方 ①肢体不自由で身体障害者手帳の交付を受けている方 ②自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）および駆動装置（アクセルおよびブレーキ）などの一部を改造する必要がある方 ③すでに改造費の助成を受けた自動車を所持していないこと（すでに助成を受けている方は、廃車又は売却などがわかる証明書を提出）
助成額	15万円が限度
必要書類	①自動車検査証の写し ②自動車運転免許証の写し ③自動車改造を行う業者の見積書等（自動車の改造箇所と改造経費を明らかにしたもの） ④支払ったことがわかる納品書や領収書 ⑤既に本制度で助成を受けたことがある方は、助成の対象となった自動車の廃車又は売却の証明書 (自動車改造後6ヶ月以内に申請してください。) 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai fukushi@city.urayasu.lg.jp

○自動車燃料費助成 **身 知 精**

内容	障がいのある方が通院や外出などで自動車を利用する際の、自動車燃料費（ガソリン代）の一部を助成します。 ※自動車燃料費助成と福祉タクシー利用料金の助成は、同じ月ではタクシー利用料金のみ の助成となりますのでご注意ください。 ※領収書は原本を提出いただきますので、返却が必要な場合はご連絡ください。
対象者	浦安市に在住し、次の要件に該当する方。 ①身体障害者手帳１級・２級・３級（視覚障がいに限る）をお持ちの方 ②じん臓機能障がいや手帳があり人工透析を受けている方 ③療育手帳①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿をお持ちの方 ④児童相談所又は知的障害者更生相談所において最重度又は重度の知的障がいと判定を受けた方 ⑤精神障害者保健福祉手帳１級・２級・３級をお持ちの方 また、同一住所の方のうちいずれかが、自動車検査証に記載されている所有者又は使用者であること、及び第一種運転免許を受けていることが必要です。 ※次の場合は受給できません。 ①１ヶ月あたりの燃料費が２,０００円未満の場合 ②福祉タクシー券を利用した月 ③施設などに入所中の方 ④病院などに３か月以上入院中の方
助成額	月額２,０００円
必要書類	【認定申請】 資格認定申請書に次のものを添付して、資格認定申請をしてください。 ①手帳の写し ②手帳所持者または同居住所の方の運転免許証の写し ③自動車検査証などの写し ④振込みする口座の確認ができるもの 【助成金交付申請】 資格認定がされたあと、次のものを持って助成金の交付申請をしてください。 ①浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請書 ②ガソリンを入れたことが証明できるもの（２,０００円以上の領収書・レシートなど） ※領収書の日付から２年以内が期限です。 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話０４７-７１２-６３９４ ファクス０４７-３５５-１２９４ メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○ちば障害者等用駐車区画利用証制度 **身 知 精**

内容	公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障がいのある方や要介護1以上の高齢者など、歩行が困難な方が利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度です。	
対象者	日常生活で、歩行が困難であると認められる方 例…障がいのある方、要介護1以上の高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など 申請には、申請書と障がい者手帳などの下記の確認書類が必要です。 詳しくは窓口にお問い合わせください。	
確認書類	障がいのある方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
	難病患者	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれか
	高齢者等	介護保険被保険者証
	妊産婦	母子健康手帳
	けが人など・郵送希望者	次にあげる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等（原則1年以内のもの） ・身分証明証（保険証、運転免許証 等）
	※代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類	
窓口	(障がいのある方・難病患者) 障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp (要介護1以上の高齢者) 介護保険課 電話047-712-6403 ファクス047-390-7918 メール kaigohoken@city.urayasu.lg.jp (妊産婦) 母子保健課 電話047-381-9034 ファクス047-381-9083 メール boshih@city.urayasu.lg.jp (けが人など・郵送を希望する方) 千葉県健康福祉指導課 電話043-223-3924 ファクス043-222-6294	

○駐車禁止規制適用除外 **身 知 精**

内容	障がいのある方の活動の場を広げる一助として、駐車禁止場所として指定した場所に駐車できるように交通規制の対象から除外する措置があります。 ※すべての駐車を規制の対象から除外するものではなく、真にやむを得ない場合に除外対象とするものであり、緊急自動車の妨害となりうる場合や駐車場の確保がある場合は駐車場を利用するなどしてください。
対象者	別表の障がいのある方等で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症患者に限る）の交付を受けている方 ※身体障がいのある方等で別表の障がい等をお持ちの方ご本人に交付されますので、自動車をお持ちでない方、免許証をお持ちでない方でも申請できます。
必要書類	①駐車禁止除外指定車標章交付申請書（警察署で配布、または、千葉県警察ホームページからもダウンロード可能） ②身体障害者手帳または療育手帳等の写し 2 通 ※代理人申請の場合は、代理人となれる方の範囲が定められており、上記の①、②以外にも必要書類があります。申請先警察署交通課にお問い合わせください。
窓口	浦安警察署交通課 電話047-350-0110（月から金曜日の執務時間内。ただし年末年始、祝日及び振替休日を除く）

(別表)

	対象	
身体障害者手帳	①視覚障がい 1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 ②聴覚障がい 2 級から 3 級 ③平衡機能障がい 3 級 ④上肢不自由 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2 ⑤下肢不自由 1 級から 4 級までの各級 ⑥体幹不自由 1 級から 3 級までの各級 ⑦心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障がい 1 級及び 3 級	⑧肝臓機能障がい 1 級から 3 級までの各級 ⑨ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 1 級から 3 級までの各級 ⑩乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい ・上肢機能 1 級および 2 級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） ・移動機能 1 級から 2 級までの各級
療育手帳	㉠・㉠－1・㉠－2・㉡－1・㉡－2 療育手帳の程度の基準表の最重度及び重度	
精神障害者保健福祉手帳	1 級	
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症患者に限る	

○浦安市運動公園外3施設駐車場の駐車場利用料金の割引 身 知 精

内容	別表の施設において、駐車場利用料金を割引します。
対象	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が乗車または運転する場合
手続き方法	「浦安市運動公園外3施設駐車場の駐車料利用料金に関する届出書」を利用する施設の担当課にご提出ください。 届出書を提出した月の翌々月から、駐車した際に自動で割引が適用されます。 なお、適用までの期間は、交付を受けている手帳を事前精算の際にご提示いただくことで割引が適用されます。 ※いずれかの窓口に提出することで、すべての施設の駐車場が割引となります。 ※年度毎の更新については不要となります。
窓口	市民スポーツ課 電話047-712-6818 ファクス047-351-5494 メール sisupo@city.urayasu.lg.jp みどり公園課 電話047-712-6513 ファクス047-352-7996 メール kouen@city.urayasu.lg.jp 環境衛生課 電話047-712-6495 ファクス047-381-7221 メール eisei@city.urayasu.lg.jp

(別表) 割引対象施設および割引後の料金

施設駐車場名 (問い合わせ先)		運動公園第1・第2 (市民スポーツ課) 浦安ドッグラン (環境衛生課)	総合公園 (みどり公園課) 総合公園 (球技場) (市民スポーツ課) 高洲海浜公園 (みどり公園課)
料金体系	通常料金 設定	入庫後30分無料	入庫後30分無料
		30分以降 3時間30分まで 60分 /50円	全日 0～24時 60分 /50円
		平日 7～19時 20分 /50円	
		土日祝 7～19時 20分 /100円	
		全日 19～7時 60分 /50円	
	最大料金 設定	300円	昼間最大 (8～22時) 300円 夜間最大 (22～8時) 300円

〔福祉カー〕

○福祉車両「ハートフル号」の貸出

内容	車いすに乗ったまま利用できるスロープ付き軽自動車を貸し出しています（運転手無し）。走行距離に応じた燃料代をいただきます。
対象	①歩行困難な障がいのある方や高齢者とその家族 ②社会福祉団体と社会福祉施設 ③社会福祉ボランティア
貸出日数	原則として利用者が保有できる予約日数は3日（回）まで
必要書類	使用する日の1カ月前の同日から電話予約可能。3日前（土・日・祝を除く）までに申請書を提出。 ※運転される方の免許証をお持ちください。初めて利用の方は車両の説明があります。
窓口 受付時間	浦安市社会福祉協議会 平日の午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始除く） 電話047-355-5271

○リフト付き大型バス「スマイル号」の貸出

内容	障がいのある方や高齢者団体などの社会参加を促進するため、団体が主催する行事に、リフト付き大型バスを貸し出しています（運転手つき）。
利用人数	20人以上
乗車可能人数	車いす0台のとき 正座席37人、補助席6人 車いす1～3台のとき 正座席35人、補助席6人 車いす4台のとき 正座席33人、補助席6人
利用可能時間	午前9時から午後5時
運休日	毎週月曜日（休日の場合は次の平日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、車両整備日
料金	バスの使用料と燃料代は無料。 有料道路通行料金、駐車場使用料金、その他バスの運行にかかる有料施設の利用料金は使用された方の負担。
予約方法 ・ 必要書類	団体の担当課を通して、使用する日の6カ月前から予約可（ただし、障がい福祉団体は1年前から可）。 予約後、①リフト付き大型バス使用許可申請書 ②事業計画書 ③使用者名簿を、使用する日の15営業日前までに団体の担当課へ提出。 バス使用后、15日以内に障がい福祉課へ事業報告書の提出が必要。 ※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○自転車駐車場 定期利用料金の免除制度

内容	市営自転車駐車場の定期利用の料金が免除されます。
対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または特定医療費（指定難病）受給者証の写し
手続き方法	制度を利用される方は、定期利用の申し込みの際に、免除制度を利用する旨を申告してください。申告後、「浦安市営駐車場利用料金免除申請書」と必要書類をご提出いただきます。提出先は、利用される自転車駐車場により異なります。
窓口 受付時間	自転車駐車場 公益財団法人うらやす財団 市民利便施設事業所 自転車対策室 電話047-355-8321

6 医療

○重度障がい者医療費助成

内容	重度の障がいのある方が、保険診療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。また、コルセットなどの補装具を作製した場合も医療保険が適用になる場合には助成できます。 なお、入院時食事療養費、介護保険サービスを利用したときの自己負担金は対象となりません。 助成方法は、償還払い方式と現物給付方式があります。
対象	①身体障害者手帳 1・2級 ②療育手帳 AからAの2 ③精神障害者保健福祉手帳 1級 ④身体障害者手帳3級と療育手帳Bの1の重複 ※手帳交付日の翌月一日（転入者は転入日）の診療分から対象となります。 ※ただし、65歳以上75歳未満で新規重度障がいに該当した方は、後期高齢者医療制度に加入した日の翌月1日から助成の対象となります。
助成額	保険診療の自己負担金のうち、自己負担金及び医療保険から支給される分（高額療養費、附加給付金など）を除いた金額を助成。 保険調剤（薬）は無料。
必要書類	新規申請時は、次のものをお持ちください。 ①障がい者手帳 ②加入医療保険の状況が分かるもの（マイナポータル内「健康保険証」画面や資格確認書の写し等） ③申請書 ④個人番号（マイナンバー）が確認できるもの ⑤課税・非課税証明書（1／1現在、浦安市に住民登録がされていない方で、マイナンバーを利用しても課税状況が確認できなかった場合）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

6

医療

自己負担金

18歳以上の課税世帯（保険世帯）の方は通院1回、入院1日につき300円

18歳未満と住民税非課税世帯（保険世帯）の方は、自己負担なし

保険調剤は無料

※1月1日現在、浦安市に住民登録をされていない方で非課税証明書の提出がない方、未申告の方は、課税世帯扱いとなり、自己負担金300円が発生します。（保険調剤は無料）

助成方法

○償還払い方式（千葉県外の医療機関に受診の場合）

①医療機関で保険診療分を支払う

②必要書類を障がい福祉課に提出（郵送での提出も可能です）

- ・申請書（初回申請時にお渡しした申請書のコピーで可。作成には、印鑑・口座情報が必要です。
- ・領収書やレシートの原本
- ・社会保険の方で、保険組合から付加給付金・高額療養費等の給付がある場合、給付の決定通知等

③後日、自己負担及び医療保険から支給される金額を差し引いた分を指定口座にお振込みします

※申請時には領収書の原本をご提出ください。（原本が必要な方は、原本とともにコピーを持参いただければ、受理印を押印後、原本をお返しします。）

※提出日と同月分の領収書は受理できません。

※領収書の期限は支払日から2年以内です。

※国民健康保険・社会保険をご利用の方は、原則、申請月の2か月後の月末にお振込みします。後期高齢者医療をご利用の方は、原則、申請月の3か月後の月末にお振込みします。なお医療費データや高額医療費発生状況の確認のため、さらに数か月かかることがあります。

○現物給付方式（千葉県内の医療機関に受診の場合）

- ①市で交付する受給券を医療機関で提示（提示されなかった場合、助成適用されません）
- ②その場で医療費助成が適用されます。

※千葉県外の医療機関では、現物給付方式は適用されません。

※千葉県内の医療機関でも、千葉県と重度障がい者医療費の現物給付の契約をしていない医療機関では、受給券の利用はできません。その場合、償還払い方式でご申請ください。

受給券

1. 有効期間

- ①8月1日から翌年7月31日まで（自動更新・毎年7月下旬に郵送）
- ②8月1日から障がい者手帳の有効期間（再認定期間を含む）まで
※手帳を更新し、新しい手帳が助成対象の等級だった場合は自動更新（郵送）
- ③8月1日から18歳の誕生日の前日まで
※18歳の誕生日から翌年7月31日までの受給券は自動更新（郵送）

2. 受給券の発行ができない場合

- ①千葉県以外の国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している場合
- ②千葉県以外の国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合・中央建設国民健康保険組合・全国建設工事業国民健康保険組合を除く）に加入している場合
- ③子ども医療費助成受給券の交付を受けている場合
※「重度心身障がい者（児）医療費助成受給券」と「子ども医療費助成受給券」は重複発行できません。選択に迷う場合には、ご相談ください。

助成対象外のもの ※医療機関で医療保険適用外となるものは、助成の対象外です

- ・予防接種や健康診断（人間ドック等）、美容整形などの病気・怪我以外のもの
- ・入院中の差額ベッド代（個室代）やおむつ代、入院時の食事代など
- ・お薬のビンや容器代
- ・交通事故、労働災害、けんか等による第三者行為や学校内での怪我など
- ・その他、証明書代等の医療保険適用外のもの

○後期高齢者医療制度

内容	加入者は、医療機関の窓口での自己負担が、一般の方は1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担、現役並み所得者は3割負担になります。なお、窓口負担は月ごとの上限額が設けられます。また、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は月ごとの上限額までになります。
対象者	65歳から74歳で一定の障がい（身体障害者手帳1～3級・4級の一部の方や精神障害者保健福祉手帳1・2級の方など）があり、加入を希望する方。75歳以上の方
保険料	全員が等しく負担する「均等割額」と、加入者の所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた額
必要書類	①国民年金証書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など障がいの程度がわかるもの ②本人のマイナンバー確認書類と申請者の本人確認書類
窓口	国保年金課 後期高齢者医療係 電話047-712-6274 ファクス047-354-8491 メール kokuho@city.urayasu.lg.jp

○自立支援医療（精神通院） **精**

内容	障害者総合支援法に基づき、精神による疾患で通院医療が継続的に必要な方の、指定医療機関における医療費（薬剤費も含みます）の自己負担部分を公費で負担する制度です。
利用者負担	この制度を利用すると、自己負担部分は原則 1 割となります。 （生活保護を受給している方は、自己負担はありません） また、疾病の程度や世帯の所得の状況により、月ごとの自己負担上限額が設定される場合があります。
必要書類	(1)「新規」「医療用 2 年目」「手帳用 2 年目」の方 ①申請書（用紙は障がい福祉課にあります） ②同意書兼収入申告書（用紙は障がい福祉課にあります） ③診断書（所定の様式のもの。用紙は障がい福祉課にあります） ※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請される場合は、手帳用診断書で兼ねられます。 ※医師の診断書記入年月日から 3 か月以内が有効期限 ④加入医療保険の状況が分かるもの（マイナポータル内「健康保険証」画面や資格確認書の写し等） 社会保険の方…受診者本人のものがが必要です 国民健康保険・後期高齢者医療保険の方…世帯全員分（社会保険加入者の方の分も含む）のものがが必要です ⑤医療機関、薬局の名称、所在地、電話番号がわかるもの （指定医療機関・薬局であることが条件） ⑥個人番号（マイナンバー） 社会保険の方…受診者本人及び被保険者のもの 国民健康保険・後期高齢者医療保険の方…本人及び受診者と同一保険加入者のもの ⑦自立支援医療精神通院受給者証（更新申請の場合） (2)「医療用 1 年目」「手帳用 1 年目」の方（ただし、有効期間内に更新の方のみ） ①申請書（用紙は障がい福祉課にあります） ②同意書兼収入申告書（用紙は障がい福祉課にあります） ③自立支援医療精神通院受給者証の原本と写し ④加入医療保険の状況が分かるもの（マイナポータル内「健康保険証」画面や資格確認書の写し等） 社会保険の方…受診者本人の保険証等のものがが必要です 国民健康保険・後期高齢者医療保険の方…世帯全員分（社会保険加入者の方の分も含む）のものがが必要です ⑤医療機関、薬局の名称、所在地、電話番号がわかるもの （指定医療機関・薬局であることが条件） ⑥個人番号（マイナンバー） 社会保険の方…受診者本人及び被保険者のもの 国民健康保険・後期高齢者医療保険の方…本人及び受診者と同一保険加入者のもの (1)、(2)について郵送でのお手続きが可能です。必要書類を送付しますので、二次元コードよりオンライン申請してください。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
注意事項	届け出が必要となる手続き ・受給者証の内容の変更 ・受給者証の紛失 ・受給者証の返還
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp ※障がい福祉課では、申請書類を受理した後、千葉県へ書類を送付します。千葉県での審査を経て、交付決定されます。

○自立支援医療（更生医療） 身

内容	障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行を防いだりする医療を指定医療機関で行い、その医療費の本人負担分を給付します。ただし、所得により給付制限や一部負担があります。 (対象医療例：角膜手術、関節形成手術、外耳道形成手術、心臓手術、じん移植手術、人工透析、中心静脈栄養法、HIV 感染に対する治療、肝臓移植)
対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者
負担額	原則、1割自己負担 ※所得により負担上限額あり、また対象外となる場合があります。
必要書類	①個人番号（マイナンバー）②加入医療保険の状況が分かるもの（マイナポータル内「健康保険証」画面や資格確認書の写し等） ③自立支援医療要否意見書 等 ※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○自立支援医療（育成医療） 身

内容	医療保険の対象になるもので、指定医療機関において手術などの治療をすることにより機能を回復しうる場合の医療費や補装具費の支給をします。ただし、所得によっては対象外になる場合があります。(対象治療例：肢体不自由、視覚障がい、聴覚平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、内臓機能障がい、免疫機能障がい)
対象者	身体に障がいのある18歳未満の児童
必要書類	①個人番号（マイナンバー）②加入医療保険の状況が分かるもの（マイナポータル内「健康保険証」画面や資格確認書の写し等） ③自立支援医療（育成医療）意見書 等 ※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。
負担額	原則、1割自己負担。※所得により負担上限額あり、また対象外となる場合があります。
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○精神障がい者入院医療費助成 精

内容	精神障がいのある方の精神疾患治療のための入院にかかる医療費の一部を助成します。
対象者	精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）所持者で、統合失調症、その他の精神疾患の治療を目的として入院された方
助成額	医療保険の対象になる範囲内で、月額20,000円を限度に、自己負担分を助成。ただし、高額療養費、その他の附加給付などにより補てんされた部分を除きます。 ※所得制限があります。
必要書類	①申請書 ②加入医療保険の状況が分かるもの ③振り込みする口座の確認ができるもの ④領収書（診療報酬の明細が記載されたもの） ⑤附加給付金の通知書（附加給付のある方のみ） 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp



○指定難病の医療費助成 難

内容	審査で認定された方に医療費の自己負担の軽減を行います。(指定難病：P.106～110の難病一覧表の対象疾病の医療費助成を参照。追加・変更がありますので、詳しくはお問い合わせください。)
対象者	指定難病の診断を受けており、国の定めた症状の基準を満たしている者
窓口	市川保健所（市川健康福祉センター） 電話 047-377-1102 ファクス 047-379-6623

※難病患者への見舞金を支給しています。(P23) 難病患者見舞金

○小児慢性特定疾病の医療費助成 難

内容	審査で認定された方に医療費の自己負担の軽減を行います。(対象疾患群：悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患)の16疾患群、801疾病あります。詳しくはお問い合わせください。
対象者	新規は18歳未満、継続は20歳未満の対象疾患を持つ児童
窓口	市川保健所（市川健康福祉センター） 電話 047-377-1102 ファクス 047-379-6623

※難病患者への見舞金を支給しています。(P23) 難病患者見舞金

7 地域生活の支援

生活圏を拡げたり、円滑に生活を営むことができるよう、各種の支援を受けることができます。

(1) 補装具

○補装具費の支給 身 難

内容	補装具の購入に要する費用を助成します。 支給要件・金額については国により規定されています。原則として補装具一種目につき、支給対象となるのは一個です。	
対象者	身体障害者手帳所持者、特定医療費（指定難病）受給者証所持者等。 ※同様の補装具について、介護保険、医療保険、自賠責、労災ファンドなどのほかの制度で給付が受けられる方は対象外となります。 ※対象者が18歳以上の障がい者の場合、世帯の中に市町村民税（所得割額）46万円以上の方がいる場合には対象外のため、10割負担となります。 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。	
	対象者の状況	世帯の範囲
	18歳以上の障がい者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
	障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯
費用	原則、1割負担。 ただし、対象者が18歳以上の場合は本人、18歳未満の場合はその保護者の属する住民基本台帳での世帯の課税状況により、1か月に支払う利用者負担額の上限が設定されます。 ・市民税課税世帯 37,200円 ・市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 0円	
必要書類	①申請書（申請書類は市ホームページからダウンロードできます） ②身体障害者手帳 ③見積書 ④個人番号（マイナンバー） ※難病患者等の方は、医師の診断書・意見書等の難病等の疾病名および用具の必要性がわかるものが必要です。詳しくはお問い合わせください。 ※補装具により、診断書・意見書等の提出が必要な場合があります。	
手続きの流れ	①必要書類を揃えて障がい福祉課で申請 ②決定通知・給付券の交付（郵送：障がい福祉課 ⇒ 申請者・業者） ③装具の受取、自己負担額の支払い（申請者 ⇄ 業者） （注）必ず補装具を購入する前に申請してください。（給付決定前に購入した用具については、給付できません） ※相談予約を取って頂くと申請はスムーズです。 ※種目によっては千葉県の判定が必要となります。	
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp	

補装具名	対象者	新規購入時、申請書類のほかに必要なもの ※医師の意見書は所定の様式があります。		耐用年数
		18歳以上（者）	18歳未満（児）	
義手	肢体不自由（者・児） 難病患者者等（者・児）	千葉県中央障害者相談 センターの判定▼	医師の意見書	1～5年⑤
義足				1～5年⑤
装具				1～3年⑤
車いす （レディメイド・ 既製品）①	医師の意見書	6年		
車いす （オーダーメイド）	千葉県中央障害者相談 センターの判定▼	6年		
電動車いす①	千葉県中央障害者相談 センターの判定	6年		
姿勢保持装置		3年		
歩行器①		医師の意見書		5年
歩行補助杖 （一本杖を除く）①		なし▼		なし▼
車載用姿勢保持装置	医師の意見書	3年		
起立保持具	肢体不自由（児）		医師の意見書	3年
排便補助具	難病患者等（児）			2年
視覚障がい者用安全杖	視覚障がい（者・児） 難病患者等（者・児）	なし▼	医師の意見書	2～5年⑤
義眼		医師の意見書		2年
眼鏡・コンタクトレンズ				2～4年
補聴器	聴覚障がい（者・児） 難病患者等（者・児）	千葉県中央障害者相談 センターの判定▼		
人工内耳	聴覚障がい（者・児） 難病患者等（者・児）	人工内耳用音声信号処 理装置の修理に限る	人工内耳用音声信号処 理装置の修理に限る	—
重度意思伝達 装置	肢体不自由及び音声言 語機能障がい（者・児） 難病患者等（者・児）	千葉県中央障害者相談 センターの判定▼	医師の意見書	5年

①…介護保険優先

▼…難病患者等の方が申請する場合、別途医師の意見書が必要となります。

②…種類によって異なります。

※①上記の他に支給にあたって要件が決まっています。詳しくはご相談ください。

※②「医師の意見書」は省略可能な場合があります。

※③千葉県中央障害者相談センターの面接での判定を受ける場合、予約が必要となります。

※④短期間で補装具等の交換や比較検討が必要であると認められる場合は、借受け制度があります。（①義肢・装具・姿勢保持装置の完成用部品、②重度意思伝達装置の本体、③歩行器）

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の助成

内容	補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
対象者	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴の児童（18歳未満） ※世帯の中に市民税（所得割額）46万円以上の方がいる場合は対象外
必要書類	①原則、医師の意見書（市所定の様式） ②購入予定店の作成した見積書 申請書類は、ホームページからダウンロード可能です。 （注）必ず補聴器を購入する前に申請してください。（給付決定前に購入した補聴器については、給付できません）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

（２）地域生活支援事業

[日常生活用具給付等事業]

○日常生活用具給付事業 身 知 精 難

内容	在宅で生活している障がいのある方の日常生活の利便性を図るため、次表のような用具を給付します。
対象者・品目	次表のとおり。ただし、介護保険の保険給付として該当する品目は、原則として介護保険が優先となります。 ※品目ごとに対象者要件、基準額が決まっています。 ※用具が使用に耐えなくなった場合、耐用年数に応じて再度申請することができます。
費用	原則、1割負担 世帯の収入（対象者が18歳以上の場合は本人、18歳未満の場合はその保護者の収入）により、1月に支払う利用者負担額の上限が設定されます。 ・市民税課税世帯 18,600円 ・市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 0円 ※基準額を超える金額の用具を購入する場合、上記の利用者負担上限額とは別に、基準額との差額がすべて自己負担として発生します。
必要書類	申請書（市ホームページからダウンロードできます） 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 見積書 パンフレット 個人番号（マイナンバー） ※難病患者等の方は、医師の診断書・意見書等の難病等の疾病名および用具の必要性がわかるものが必要です。詳しくはお問い合わせください。 ※品目により、診断書・意見書等の提出が必要な場合があります。 ※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無を問わない品目があります。
手続きの流れ	①必要書類を揃えて障がい福祉課で申請 ②決定通知・給付券の交付（郵送：障がい福祉課 ⇒ 申請者・業者） ③日常生活用具の受取、自己負担額の支払い（申請者 ⇄ 業者） （注）必ず用具を購入する前に申請してください。（給付決定前に購入した用具については、給付できません）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

身体障がい					
区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊寝台・訓練用ベッド 介護保険優先	腕、脚等の訓練用器具を附帯するもの又は頭部及び脚部の傾斜角度の個別調整機能を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	162,800円	8年
	特殊マット 介護保険優先	褥瘡 ^{じょくそう} を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい1級の障がい者及び下肢又は体幹の機能障がい2級以上の3歳以上障がい児	19,600円	5年
	特殊尿器 介護保険優先	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹の機能障がい1級の障がい者及び3歳以上障がい児	154,500円	5年
	入浴担架 取付費	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	入浴に介助を要する、下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	82,400円	5年
	体位変換器 介護保険優先	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する、下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	15,000円	5年
	移動用リフト 介護保険優先 取付費	介護者が重度の身体障がいのある障がい者等を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	350,000円	4年
	訓練いす	附属のテーブルを付けることができるもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の3歳以上障がい児	33,100円	5年
	褥瘡 ^{じょくそう} 予防マット 介護保険優先	褥瘡 ^{じょくそう} を予防し、体圧の分散効果を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	100,000円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具 介護保険優先 取付費	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	入浴に介助を要する、下肢又は体幹の機能に障がいのある障がい者及び3歳以上障がい児	90,000円	8年
	ポータブルトイレ（便器） 介護保険優先 取付費	移動可能な便器で、障がい者等が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	30,000円	8年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの	平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者等で立位や歩行が不安定で頻繁に転倒するもの	オーダーメイドの場合 38,000円 レディメイドの場合 29,400円	3年
	歩行補助つえ 介護保険優先	T字状又は棒状のつえで、木材又は軽金属製の十分な強度を有するもの	移動等において介助を必要とする、平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者及び3歳以上障がい児	3,600円	3年

身体障がい					
区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具 介護保険優先 取付費	手すり、スロープ等でおおむね次のような性能を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。） （１）障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安全性を有するもの （２）転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	家庭内の移動等において介助を必要とする、平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者及び３歳以上障がい児	60,000円	8年
	特殊便器 取付費	上肢に障がいのある者又は介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	上肢の機能障がい２級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児で自ら排便後の処理が困難なもの	151,200円	8年
	火災警報器 取付費	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するとともに、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者障害程度等級２級以上の障がい者等	15,500円	8年
	自動消火器 取付費	室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者障害程度等級２級以上の障がい者等	28,700円	8年
	ガス安全システム	警報器からの遮断信号発生時、ガスの異常使用時、地震時等にガスを自動的に遮断し得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属する、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した障がい者等及び下肢又は体幹の機能障がい１級の障がい者等	42,200円	8年
	電磁調理器	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい２級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい２級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	7,000円	10年
	視覚障がい者用誘導装置	音声、振動等により目的物（位置）等の確認が可能となるもの	視覚障がいのある障がい者等のうち、音声、振動等による誘導を必要とするもの	56,000円	5年
	聴覚障がい者用屋内信号装置 取付費	音声等を視覚、触覚等により知覚することができるもの（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。）	本装置が日常生活に必要と認められる聴覚障がい３級以上の障がい者	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う、腎臓の機能障がい３級以上の障がい者及び３歳以上障がい児	72,100円	5年
	ネブライザー	障がい者等が容易に使用し得るもの	呼吸器の機能障がい３級以上の障がい者等及び同程度の身体障がいにより本装置が日常生活に必要と認められる障がい者等	36,000円	5年

身体障がい					
区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	障がい者等が容易に使用し得るもの	呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者等及び同程度の身体障がいにより本装置が日常生活に必要と認められる障がい者等	56,400円	5年
	足踏式・手動式たん吸引器	障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの	在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等	12,000円	5年
	酸素吸入装置	障がい者が容易に使用し得るもの	医師により本装置の使用を認められた呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者で、医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しないもの	36,000円	10年
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計（音声式）	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	18,000円	5年
	視覚障がい者用血圧計（音声式）	視覚障がいのある障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者	15,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的に測定することが可能な機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な障がい者等	157,500円	5年
	正弦波インバーター発電機・ポータブル電源（蓄電池）・DC/ACインバーター	障がい者等又は介助者が容易に使用し得るものであって、必要な機器に接続することで機器の稼働に必要な電力を供給できるもの	在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等	100,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声若しくは文章に変換する機能を有し、又は音声を増幅する機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの	音声若しくは言語の機能障がい又は肢体不自由のある障がい者及び学齢児以上障がい児で、発声又は発語に著しい障がいのあるもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	障がい者向けの、パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトのうち、障がい者等の操作を動作又は音声等により補助するもので障がい者等が容易に使用し得るもの	上肢の機能障がい、視覚障がい、聴覚障がい又は音声若しくは言語の機能障がいのある障がい者等	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障がい2級以上の障がい者で本装置が日常生活に必要と認められるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者等	10,800円	7年
	点字タイプライター	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	就労若しくは就学をし、又は就労が見込まれる視覚障がい2級以上の障がい者等	63,100円	5年

身体障がい					
区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚でき、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	85,000円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	99,800円	6年
	視覚障がい者用読書器	画像入力装置により、文字等を拡大表示し、又は音声信号に変換して出力する機能を有するもの	視覚障がいのある障がい者及び学齢児以上障がい児で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	198,000円	8年
	視覚障がい者用時計	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者	触読式の場合 10,300円 音声式の場合 13,300円	10年
	聴覚障がい者用通信装置 取付費	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障がい者等が容易に使用し得るもの	聴覚障がい又は発声若しくは発語に著しい障がいのある障がい者及び学齢児以上障がい児で、意思伝達、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの	71,000円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置 取付費	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がいのある障がい者等用の番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時に聴覚障がいのある障がい者等向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	聴覚障がいのある障がい者等で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	88,900円	6年
	会議用拡聴器	聴覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	聴覚障がい4級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	38,200円	6年
	人工喉頭（笛式）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口くう内に導き構音化するもの	音声又は言語の機能障がいのある障がい者で、喉頭摘出により音声を全く発することができないもの	8,400円	4年
	人工喉頭（電動式）	あごの下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口くう内に導き構音化するもの	音声又は言語の機能障がいのある障がい者で、喉頭摘出により音声を全く発することができないもの	72,300円	5年
	点字図書	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がいのある障がい者等	—	—

身体障がい					
区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具（消化器系）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋でラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	ぼうこう又は直腸の機能障がい4級以上のストーマ造設者	1か月につき12,000円	—
	ストーマ用装具（尿路系）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	ぼうこう又は直腸の機能障がい4級以上のストーマ造設者	1か月につき12,000円	—
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付いているもの	ぼうこう若しくは直腸の機能障がい又は脊髄損傷等により排尿の機能障がいのある障がい者	9,000円	1年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具 介護保険優先	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（浴室、便所、台所、居室、玄関等の改修であって、市長が別に定める種類の住宅改修に限る。） （例） ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面へ材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	下肢若しくは体幹の機能障がい1級若しくは2級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）1級若しくは2級の障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齢児以上障がい児	住宅改修に要した費用に相当する額（居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費に相当する額を除く。）又は500,000円のうちいずれか少ない額	—
			下肢若しくは体幹の機能障がい3級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3級の障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齢児以上障がい児並びに法の規定により車椅子に係る補装具費の支給を受けている障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齢児以上障がい児	住宅改修に要した費用に相当する額（居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費に相当する額を除く。）又は200,000円のうちいずれか少ない額	—

知的障がい・精神障がい

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊マット 介護保険優先	褥瘡 ^{じよくそう} を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び3歳以上障がい児	19,600円	5年
自立生活支援用具	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	オーダーメイドの場合 38,000円 レディメイドの場合 29,400円	3年
自立生活支援用具	特殊便器 取付費	知的障がいのある障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び学齢児以上障がい児で自ら排便後の処理が困難なもの	151,200円	8年
	火災警報器 取付費	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するとともに、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生感知及び避難が著しく困難な、知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級1級の障がい者等	15,500円	8年
	自動消火器 取付費	室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生感知及び避難が著しく困難な、知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級1級の障がい者等	28,700円	8年
	電磁調理器	知的障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び学齢児以上障がい児	41,000円	6年
	聴覚過敏者用イヤーマフ・デジタル耳栓	聴覚過敏のある者が使用するイヤーマフ、デジタル耳栓等で、周囲の不快感音を遮断する効果のあるもの	知的障がいがあると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級3級以上の障がい者等で、聴覚過敏であると医師に認められたもの	10,000円	3年

難病患者等

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊寝台・訓練用ベッド 介護保険優先	腕、脚等の訓練用器具を附帯するもの又は頭部及び脚部の傾斜角度の個別調整機能を有するもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者及び下肢又は体幹機能に障がいのある3歳以上の者	162,800円	8年
	特殊マット 介護保険優先	褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者	19,600円	5年
	特殊尿器 介護保険優先	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	自力で排尿することができない3歳以上の者	154,500円	5年
	体位変換器 介護保険優先	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者	15,000円	5年
	移動用リフト 介護保険優先 取付費	介護者が難病患者等を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能に障がいのある3歳以上の者	350,000円	4年
自立生活支援用具	入浴補助用具 介護保険優先 取付費	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	入浴に介助を要する3歳以上の者	90,000円	8年
	ポータブルトイレ（便器） 介護保険優先 取付費	難病患者等が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能に障がいのある学齢児以上の者	30,000円	8年
	移動・移乗支援用具 介護保険優先 取付費	手すり、スロープ等でおおむね次のような性能を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。） （1）難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安全性を有するもの （2）転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	下肢が不自由な3歳以上の者	60,000円	8年
	特殊便器 取付費	上肢に障がいのある難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	上肢機能に障がいのある学齢児以上の者	151,200円	8年
	自動消火器 取付費	室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等	28,700円	8年

難病患者等

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
在宅療養等支援用具	ネブライザー	難病患者等が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障がいのある難病患者等	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	難病患者等が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障がいのある難病患者等	56,400円	5年
	足踏式・手動式たん吸引器	難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う難病患者等	12,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的に測定することが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	157,500円	5年
	正弦波インバーター発電機・ポータブル電源（蓄電池）・DC/ACインバーター	難病患者等又は介助者が容易に使用し得るものであって、別に定める性能要件に該当するもの	在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う難病患者等	100,000円	5年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具 介護保険優先	難病患者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（浴室、便所、台所、居室、玄関等の改修であって、市長が別に定める種類の住宅改修に限る。）	下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等（6歳以上65歳未満の者に限る。）及び法の規定により車椅子に係る補装具費の支給を受けている難病患者等（6歳以上65歳未満の者に限る。）	住宅改修に要した費用に相当する額（居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費に相当する額を除く。）又は200,000円のうちいずれか少ない額	—

○小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 難

対象者や性能など条件があります。詳細は、お問い合わせください。

内容	在宅で生活している小児慢性特定疾病児童等の日常生活の利便性を図るため、下記対象品目の用具を給付します。
対象者・品目	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方（障害者総合支援法の日常生活用具給付事業の対象とならない方、その他の制度の給付として該当しない方） ※品目ごとに対象者要件、基準額が決まっています。次表のとおり。
費用	世帯の所得税等の課税額により、自己負担額が異なります。 ※所得課税額が高額な世帯は、全額自己負担になる場合があります。
必要書類	①申請書 ②小児慢性特定疾病医療受給者証 ③対象品目の見積書（及びパンフレット） ④個人番号（マイナンバー） ※品目により、医師の診断書・意見書等の疾病名および用具の必要性がわかるものが必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
手続きの流れ	①必要書類を揃えて障がい福祉課で申請 ②給付券の交付（郵送：障がい福祉課 → 申請者） ③日常生活用具の受取、自己負担額の支払い（申請者 ⇄ 業者） （注）必ず用具を購入する前に申請してください。（給付決定前に購入した用具については、給付できません）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の対象品目と基準額

品目	対象者	基準額
便器	常時介護を要する方	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある方	21,560円
特殊便器	上肢機能に障がいのある方	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な方	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	99,000円
特殊尿器	自力で排尿することができない方	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある方	16,500円
車椅子	下肢が不自由な方	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方	62,040円
クールベスト	体温調整が著しく難しい方	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある方	（1年間の限度額）41,580円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	173,250円
ストーマ用装具（消化器系）	人工肛門を造設した方	（1年間の限度額）113,520円
ストーマ用装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方	（1年間の限度額）149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方	（1年間の限度額）128,700円
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	（1年間の限度額）170,500円

○移動支援事業 身 知 精 難

内容	社会生活上必要な外出、余暇活動などの社会参加のための外出支援をします。外出のための身支度なども移動支援に含まれます。通院、通年かつ長期にわたる外出、営業活動などには利用できません。		
対象者	①身体障害者手帳をお持ちの方 ②療育手帳をお持ちの方または知的障がいがあると判定されている方 ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または精神障がいがあると診断されている方 ④特定医療費（指定難病）受給者証などをお持ちの方または総合支援法による対象疾病（P.106～110の難病一覧を参照）に罹患していると診断されている方		
必要書類	・申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、医師の診断書等		
手続きの流れ	①必要書類を揃えて障がい事業課で申請 ②利用者証の交付（郵送：障がい事業課 ⇒ 申請者） ③事業所との契約→利用開始		
利用料	利用時間	身体介護を伴うもの	身体介護を伴わないもの
	30分	240円	240円
	1時間	400円	
	以降30分増すごと	170円	120円
	※ただし、障害者総合支援法で規定する市町村民税非課税世帯については0円です。		
窓口	障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp		

○日中一時支援事業 身 知 精 難

内容	障がいのある方または障がいのある児童の日中の活動の場を確保するとともに、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を促すことを目的としています。		
対象者	①身体障害者手帳をお持ちの方 ②療育手帳をお持ちの方または知的障がいがあると判定されている方 ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または精神障がいがあると診断されている方 ④特定医療費（指定難病）受給者証などをお持ちの方または総合支援法による対象疾病（P.106～110の難病一覧を参照）に罹患していると診断されている方		
必要書類	・申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、医師の診断書等		
手続きの流れ	①必要書類を揃えて障がい事業課で申請 ②利用者証の交付（郵送：障がい事業課 ⇒ 申請者） ③事業所との契約→利用開始		
利用料	障がい支援区分1、2または障がい児支援区分1 1時間あたり162円 障がい支援区分3、4または障がい児支援区分2 1時間あたり182円 障がい支援区分5、6または障がい児支援区分3 1時間あたり202円 送迎サービス 片道50円 ※ただし、障害者総合支援法で規定する市町村民税非課税世帯については0円です。		
窓口	障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp		

○浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業 身 知 精 難

内容	大学等に在籍する重度障がい者に対して、修学するために必要な支援体制を大学等が構築するまでの間、修学に必要な身体介護等の支援を提供します。 必要書類 ・申請書、利用計画書、承諾書 ※詳しくは障がい事業課にお問い合わせください。 手続きの流れ ①障がい事業課に利用相談 ②利用希望者、大学、相談支援事業所等の関係者間で利用計画書作成 ③障がい事業課に利用申請 ④利用者証の交付 ⑤事業所との契約→利用開始 利用料 1割負担 1時間当たり392円 ※非課税世帯は無料
対象者	・本市が重度訪問介護の利用を決定する対象者 ・大学等に在籍していること（大学への入学が決まっているものを含む） （注）大学等への入学後に停学その他の処分を受けている方、学修の意欲に欠けると認められる方は対象外。
窓口	障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

○浦安市重度障がい者等就労支援特別事業 身 知 精 難

内容	障害者総合支援法に基づく重度訪問介護、同行援護、行動援護サービスを利用する方に対する就労支援として、通勤や職場などにおける支援を提供します。 必要書類 ・申請書、利用計画書、承諾書 ※詳しくは障がい事業課にお問い合わせください。 手続きの流れ ①障がい事業課に利用相談 ②利用希望者、企業、相談支援事業所、市等の関係者間で支援計画書作成 ③独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に支援計画書提出 ④障がい事業課に利用申請 ⑤利用者証の交付 ⑥事業所との契約→利用開始 利用料 重度訪問介護、同行援護、行動援護サービス費の1割負担 ※非課税世帯は無料
対象者	・本市より重度訪問介護、同行援護、行動援護の障がい福祉サービスの支給決定を受けている方。 ・週の所定労働時間が10時間以上の方。（企業に雇用されている方の場合、年度末までに10時間以上になることが見込まれる方も含む）（注）企業に雇用されている方の場合、企業が障害者雇用促進法に基づく「職場介助等助成金」を活用するなど、雇用施策との連携が必要となります。その他、自営業の方の場合など、詳しい要件は障がい事業課にお問い合わせください。 ※「企業に雇用されている方」については、就労継続支援A型の利用者を除きます。
窓口	障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

[意思疎通支援事業]

○手話通訳者窓口設置

内容	市役所の庁内において、聴覚または音声・言語機能に障がいのある方のコミュニケーションを円滑に図るため、手話通訳者を設置しています。
曜日・時間	月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前9時から午後5時まで
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○手話通訳者・要約筆記者の派遣

内容	社会生活をするうえで、意思の疎通が困難な聴覚障がいのある方（音声機能障がいおよび言語機能障がいを含む）に手話通訳者または要約筆記者（パソコンやノートテイクなどで話し言葉を要約して文字で伝える通訳者）を派遣します。
対象者	①手話通訳者 手話のできる聴覚障がいのある方（音声機能障がい及び言語機能障がいを含む）で身体障害者手帳所持者 ②要約筆記者 聴覚障がいのある方（音声機能障がいおよび言語機能障がい含む）で身体障害者手帳所持者
手続き	○事前登録 派遣を申請するために、事前登録が必要です。 ○派遣申請 FAX や窓口、二次元コードによるオンライン申請も可能です。 申請書は市ホームページからダウンロードできます。 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○手話通訳者・要約筆記者・パソコン要約筆記者の派遣

内容	緊急時や、聴覚障がいのある依頼者の個人的事情によるニーズなどに配慮した派遣支援をします。地域における公的派遣制度の対象外の通訳依頼案件（民間企業など）に対する派遣支援もしています。土、日、祝日の緊急派遣や、遠隔地の通訳派遣の調整等しています。
受付時間	365日いつでも受付 （平日）午前9時～午後7時 但し午後7～9時 緊急のみ FAX 受付（※） （土日祝）午前9時～午後6時
窓口	千葉聴覚障害者センター 千葉市中央区神明町204-12 電話043-308-6373 ファクス043-308-6400 ※043-242-0050（緊急専用ファクス）

○手話ができるホームヘルパー派遣

内容	聴覚障がいのある方には、手話でコミュニケーションができる聴覚障がいのヘルパーがいます。手話ができる健聴のヘルパーもいます。聴覚障がい＋視覚障がいの重複の場合で触手話などのニーズに応じ、訪問介護ヘルパーを派遣しています。
窓口	らいおん介護事業所 千葉市中央区神明町204-12 千葉聴覚障害者センター内 電話043-215-8035 ファクス043-308-5562

○相談事業・相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業）

内容	千葉県全域の聴覚障がい者・児を対象に、生活・健康・医療・教育・就労などの相談事業の他、福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画書の作成など適切なサービスを利用していただくための支援（指定特定相談支援・指定障害児相談支援）を行っています。その他、成年後見人制度についての相談、金銭、相続など法律に関する問題を無料法律相談に繋ぐなど聴覚障がいに関わるさまざまな相談に対応しています。
窓口	千葉聴覚障害者センター相談支援室 千葉市中央区神明町204-12 電話043-308-6372 ファクス043-308-5562

○地域活動支援センター「らいおん千葉」

内容	難聴の方や中途失聴の方を対象とした手話学習会の開催や、就労が困難な方やろう高齢者、ろう重複障がいのある方が安心してコミュニケーションができる交流の場や生産活動の場を提供し、また安心して生活できる環境づくりと、社会資源の活用や地域交流を通じてよりよい地域生活を送れるよう支援しています。
窓口	地域活動支援センターらいおん千葉 千葉市中央区長洲1-33-14 電話043-224-7432 ファクス043-224-7432

○電話リレーサービス

内容	（サービスについて） 聴覚障がい者・発話困難者（以下、きこえない人）と、聞こえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」で通訳することにより、電話で、即時双方向につながることができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。 （聞こえる人へ：電話リレーサービスを利用した電話を受けた場合等） 電話リレーサービスを利用して、きこえない人から、連絡や問い合わせの電話を受ける場合があります。 また、聞こえる人がきこえない人の電話リレーサービス用電話番号を知っていれば、そこに発信し、通訳オペレータを介して通話を行うことができます。
対象者	聴覚や発話に困難があり、あらかじめ日本財団電話リレーサービスにアプリまたは郵送で利用登録した方
窓口	総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 （一財）日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター（サービスへのご意見・ご質問・お客様サポート） 手話・文字チャット・メール https://www.nftrs.or.jp/contact/ 電話03-6275-0912（午前9時30分から午後5時）※年末年始は休み 代表電話03-6275-0910 ファクス03-6275-0913 ホームページ https://www.nftrs.or.jp/

(3) 在宅サービス

○障がい者緊急時支援事業

内容	障がいのある方、または同居するご家族等からの緊急の通報を受けた場合に、その方の居宅に支援員を派遣し、見守り、必要な対応及び各関係機関との連携を図ります。(24時間365日対応) なお、支援員が行う介護サービスは、次のうち緊急の必要があると認められるものとします。 ①排せつの介護 ②衣服着脱の介護 ③体位変換の介護 ④転倒の介助 ⑤関係機関等との連絡
対象者	○知的障がいのある方 年齢：6歳（小学1年生）以上65歳未満 手帳：療育手帳所持者 ○身体障がいのある方 年齢：18歳以上65歳未満 手帳：身体障害者手帳所持者 ○精神障がいのある方 年齢：6歳（小学1年生）以上18歳未満 手帳：精神障害者保健福祉手帳所持者
窓口	ふる里学舎浦安デイケアセンター 浦安市東野1-9-3（東野地区複合福祉施設通所棟2階） 電話047-354-7030 ファクス047-354-7031 メール fg.urayasu@yukeikai.jp

○緊急通報装置の貸与 図

内容	障がいのある以下の対象者の方へ、簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センターなどに通報することが可能な装置を貸与します。
対象者	身体障害者手帳1級・2級所持の方で、次の項目のいずれかに該当する方 ①常時ひとり暮らしの状態にある方、または障がいのある方もしくは65歳以上の方のみで生活している方 ②同居している方が就労などの事由により外出するため、居宅において一時的に単身となる方（障がいのある方、65歳以上の方および18歳未満の方のみとなる場合も含まれます） ※65歳以上で申請される方は、高齢者福祉課で対応します。
必要書類	①申請書 ②調査票 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp 高齢者福祉課 電話047-381-9071 ファクス047-381-0800 メール koureisha@city.urayasu.lg.jp

○紙おむつの支給（現物支給） 身 知 精

内容	市が支給する紙おむつを月1回自宅へ配達します。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、知的障がいまたは精神障がいがあると診断されている方、指定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方または総合支援法による対象疾病（P106～110）の難病一覧を参照）にり患されていると診断されている方で、日常的に紙おむつを必要としている2歳以上の方
助成額	1：身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）の方は月額12,000円を限度 2：上記以外の方は月額6,000円を限度
必要書類	①申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証の写し、その他対象とわかる診断書 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp



○紙おむつ購入費等の助成 身 知 精

内容	紙おむつを購入した費用に対し助成をします。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、知的障がいまたは精神障がいがあると診断されている方、指定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方または総合支援法による対象疾病（P106～110）の難病一覧を参照）にり患されていると診断されている方で、日常的に紙おむつを必要としている2歳以上の方
助成額	1：入院の場合 月額12,000円を限度 2：在宅などでおむつをご自身で購入された方（入院を除く）で、身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）の場合は月額12,000円を限度 3：在宅などでおむつをご自身で購入された方（入院を除く）で、上記2以外の場合は月額6,000円を限度
必要書類	①申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証の写し、その他対象とわかる診断書 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp



○寝たきり身体障がい者訪問入浴サービス 身

内容	巡回入浴車を派遣し、居宅において1週間につき2回を限度として入浴サービスを行います。
対象者	身体障害者手帳所持者で、65歳未満の常時寝たきりの状態の方
必要書類	①申請書 ②意見書 ③誓約書 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp



○寝たきり身体障がい者等寝具乾燥消毒サービス 身 知 精

内容	月1回寝具乾燥消毒車が訪問し、寝具の乾燥消毒を行います。
対象者	身体障害者手帳（在宅で1ヵ月以上寝たきりの状態の方）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、または医療機関で精神障がいが認められた方 ※要介護3～5の方（65歳以上又は第2号被保険者）は高齢者福祉課で対応します。
必要書類	①申請書 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp 高齢者福祉課 電話047-381-9071 ファクス047-381-0800 メール koureisha@city.urayasu.lg.jp

○はり、きゅう、マッサージ等の費用の助成 身 知 精

内容	市に登録されたはり、きゅう、マッサージ等の施設を利用する方に利用券を発行し、施術に要した費用の一部を助成します。（保険診療外の施術が対象となります） 利用券は登録を受けた施術者に対し1日1枚の利用になります。（同日に別の治療院での使用は可能です）
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、または医療機関で精神障がいと認められた18歳以上の方
助成額	施術1回につき1,000円（申請月から月2枚の割合で交付、4月1日～翌年3月31日で年間24枚を限度）※紛失等での再発行はできません
必要書類	①申請書 ※精神障がいと認められる診断書の写しが必要となる場合があります。 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○寝たきり身体障がい者出張理髪サービス 身

内容	市に登録された理容師が自宅に伺い、理髪を行います。市から利用券を交付します。
対象者	身体障害者手帳所持者で、肢体不自由のうち下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能に限る）に係る障がいの程度が2級以上の方 ※要介護4～5の方（65歳以上又は第2号被保険者）は高齢者福祉課で対応します。
助成額	利用券1枚につき4,000円（2ヶ月に1枚の割合で交付、4月1日から翌年3月31日年間6枚を限度）
必要書類	①申請書 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp 高齢者福祉課 電話047-381-9071 ファクス047-381-0800 メール koureisha@city.urayasu.lg.jp

○配食安否確認サービス（給食サービス） 身 知 精 難

内容	安否確認を目的として、1週間につき7回を限度に夕食をお届けします。安否確認のため、配食業者が利用者へ手渡しでお弁当をお渡しします。また、利用者の安否確認ができなかったなどの緊急を要する場合の連絡のため、緊急連絡先の登録が必要となります。 ※1食あたり、400円程度の自己負担があります。
対象者	65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者で一人暮らしまたは障がいのある方と高齢者のみの世帯で食事の調理が困難な方 ※世帯の中で食事の提供が受けられる場合、または市内に扶養義務者が居住しており、その方から食事の提供が受けられる場合を除く ※65歳以上で申請される方は高齢者福祉課で対応します。
必要書類	①申請書 ②配食サービス希望表 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518 
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp 高齢者福祉課 電話047-381-9071 ファクス047-381-0800 メール koureisha@city.urayasu.lg.jp

○ごみ出し支援事業

内容	自らの力によりごみを排出することが困難であり、かつ、他の者からの協力を得ることができない高齢者等に対し、声掛け等を行いながら、ごみの戸別収集を行います。
対象者	本市に居住するひとり暮らしまたは同居家族全員が次のいずれかに該当する方 ・介護保険被保険者証所持者の方で、要介護1～5の認定を受けている方 ・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 上述に該当しない場合でも、身体状況や世帯状況によっては本事業をご利用になれる場合があります。
窓口	ごみゼロ課 電話047-712-6467 ファクス047-381-7221 メール zerogomi@city.urayasu.lg.jp

(4) 資料・情報の提供

○図書館のサービス 身

内容	来館が困難な方に本や雑誌・CDなどをお届けするサービスや、視覚障がいのある方への録音図書や点字図書、テキストデータ化した資料の貸出、対面朗読など、個々の障がいに配慮した各種のサービスを行っています。市内図書館施設は、バリアフリーに配慮し、中央図書館では音声拡大読書器や、車いすに座ったまま使える机もあります。
窓口	中央図書館 電話047-352-4646 ファクス047-352-4659 メール toshokan@city.urayasu.lg.jp

○点字図書館・点字出版所 身

内容	【点字図書館】 視覚障がいのある方の教養と福祉の増進を図るため、点字図書・テープ図書およびCD（デュージー図書）の無料貸出を行う図書館です。 【点字出版所】 無料または定額な料金で点字刊行物を出版しています。千葉県民だよりの点字版の出版をしています。ご希望の方は直接お申込みくだされば無料でお送りします。このほか、一般の点字印刷物の注文も受けています。
窓口	視覚障害者総合支援センターちば 四街道市四街道1-9-3 電話043-424-2501 ファクス043-421-5179

○点字音声即時情報ネットワーク事業「JBニュース」 身

内容	活字による情報収集の困難な視覚障がいのある方に対し、点字または音声による情報を即時に提供しています。ご希望の方には点字印刷ニュースを週3回発送します。
窓口	(社福) 千葉県視覚障害者福祉協会 四街道市四街道1-9-3 電話0570-021802(音声情報ナビゲーション専用) 電話043-421-5199(点字情報の申込みなど) ファクス043-421-5179

○手話・字幕入り映像ライブラリー事業の設置 身

内容	聴覚障がいのある方および関係者・団体に対する情報提供のため、テレビ番組などに字幕や手話を入れたDVDの無料貸付（返送にかかる郵送料は自己負担）を行っています。
窓口	千葉聴覚障害者センター 千葉市中央区神明町204-12 電話043-308-6372 ファクス043-308-5562

○点字毎日新聞 身

内容	視覚障がいのある方向けに、視覚障がいのある方に関係するニュースを点字により掲載している日曜発行の週刊新聞です。点字毎日2週分を1枚のCDに収録した「点字毎日音声版」も発売しています。
窓口	毎日新聞社点字毎日 電話06-6346-8388

(5) 住居

○住み替え費用の助成 **身 知 精 難**

内容	民間の賃貸住宅に居住している障がい者世帯が、建て替えによる立ち退きなどの理由により転居する場合、住み替えに係る費用の一部を助成します。 ※転居前の事前の申請が必要です。 ※転居前と転居後の世帯構成員が同じ世帯であることが必要です。 ※生活保護受給世帯は対象外
対象となる世帯	世帯員全員が本市に1年以上居住している市民税非課税世帯（同一の住所に複数の世帯がある場合は、同一の世帯とみなす）で、以下に示す「住み替えの条件」ごとの対象者要件に該当する世帯 ○住み替えの条件（1） 「取り壊しもしくは建て替えなどにより立ち退きを求められた場合」次の①～④のいずれかに該当する世帯 ①身体障害者手帳の交付を受けた者を含む世帯 ②療育手帳の交付を受けた者を含む世帯 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を含む世帯 ④難病患者を含む世帯 ○住み替えの条件（2） ※助成の対象となるのは一人1回のみ 「エレベーターのない住宅またはエレベーターの停止階でない2階以上の住宅に居住している世帯が、1階の住宅またはエレベーターの停止階にある住宅に転居する場合」次の①又は②に該当する世帯 ①身体障害者手帳1または2級の所持者で、移動に困難を伴うものを含む世帯 ②難病患者で、移動に困難を伴うものを含む世帯 ※視覚障がい又は肢体不自由の方以外は、<u>移動に困難を伴うことを証する医師の意見書</u>の提出が必要になります。
助成額	以下の住み替え費用の合計額（上限25万円） ①新たな居住の契約の際の礼金、敷金及び仲介手数料 ②転居の際の引っ越し事業者を支払った費用の2分の1 ③死亡した場合の残置物の処理または原状回復に係る費用を補償する損害保険料 （注1）市から助成の決定を受けた世帯は、助成決定後6ヶ月以内に住み替えを行うこと。 （注2）住み替え後3ヶ月以内に、下記の必要な書類により、市に申請すること。
必要書類	①申請書 ②新居の賃貸借契約書の写し ③住み替え費用を支払った書類（領収書） ※申請書は市ホームページからダウンロードできます。
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai fukushi@city.urayasu.lg.jp

○グループホーム入居者家賃の助成 **身 知 精 難**

内容	障害者総合支援法に規定するグループホームに入居されている方が支払った家賃の一部を助成します。
対象者	本市において障害福祉サービス受給者証の交付を受け、グループホームに入居している方で、市町村民税が非課税世帯に属する方 ※生活保護法による被保護世帯に属する方を除く
助成額	1 か月分の家賃額（国からの給付費を除く）の 2 分の 1 （1,000円未満切り捨て）20,000円を限度
必要書類	①申請書 ②入居契約期間・家賃額のわかる書類の写し（契約書、重要事項証明書等） ※個人市民税の非課税証明書が必要となる場合があります。 ※グループホームや家賃額が変更になった場合は、変更届を提出していただく必要がございます。 市ホームページからのダウンロードや二次元コードによるオンライン申請も可能です。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba- u/offer/offerClassifyList_searchClassify?classifyNum=518
支給月	4 月・7 月・10 月・1 月
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp



(6) サービス事業

○録音版浦安市広報（声の広報）

内容	毎月1日・15日発行の広報うらやす、市長選挙・市議会議員選挙などの選挙広報の内容を吹き込んだデージー図書版や音声録音CDを、郵送で貸し出しています。また、中央図書館でデージー図書版を貸し出しています。なお、デージー図書の再生には専用の録音再生機が必要です。
対象者	視覚障がいのある方
窓口	広聴広報課 電話047-712-6056 ファクス047-353-2453 メール kochokoho@city.urayasu.lg.jp

○「カタログポケット」を利用した広報うらやすの音声読み上げ

内容	多言語ユニバーサル情報配信サービス「カタログポケット」に、毎月1日・15日発行の広報うらやすを掲載しています。ダウンロードした専用アプリまたはウェブサイト上で閲覧することで、音声読み上げ機能やポップアップ機能による文字の拡大表示が利用できます。
窓口	広聴広報課 電話047-712-6056 ファクス047-353-2453 メール kochokoho@city.urayasu.lg.jp
二次元コード	   iOS 版 Andoroid 版 ブラウザ版 https://www.catapoke.com/series/?id=Vs0iyS

○録音版千葉県広報（声の広報）

内容	視覚障がいのある方に録音テープおよびCD（デジジー）による「県民だより」などを発行（月1回）しています。
窓口	視覚障害者総合支援センターちば 四街道市四街道1-9-3 電話043-424-2501 ファクス043-421-5179

○点字版千葉県広報

内容	視覚障がいのある方に点字による「県民だより」などを発行（月1回）しています。
窓口	視覚障害者総合支援センターちば 四街道市四街道1-9-3 電話043-424-2501 ファクス043-421-5179

○車いす・松葉杖の一時貸出

内容	病気、けが等により、一時的に車いす・松葉杖が必要な方へ貸し出します。 ※日常的に使用することを目的とした貸出制度ではありません。
対象者	浦安市に居住する方、または、浦安市に居住する親族を訪ねる方。 【対象者の一例】 ・骨折してしまった。 ・介護保険の手続きをしている間のつなぎとして借りたい。 ・利用者が所有する車いす等の修理期間のつなぎとして借りたい。
貸出期間	原則1か月以内。行事等への外出（花見・墓参り・旅行等）は1週間以内。
費用	無料
お問合せ・受付時間	☆事前に電話予約が必要です。詳しくは、社会福祉協議会総務課までお問い合わせください。 ①社会福祉協議会総務課 電話047-355-5271 平日の午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始を除く） ②堀江ぽっかぽか 電話047-721-3737、当代島ぽっかぽか 電話047-319-3166 平日の午前10時～午後4時30分（土日祝、年末年始を除く） ③高洲ぽっかぽか 電話047-721-1294、富岡ぽっかぽか 電話047-380-1294 月～土曜日の午前10時～午後4時30分（日祝、年末年始を除く） ※②、③は、正午～午後1時は除く。月末の最終平日は休館日。 ※②、③では、松葉杖の貸出は行っていません。

○身体障害者補助犬育成・給付事業 ㊦

内容	補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付します。申請後に、千葉県の審査決定を経る必要があります。
対象者	県内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障がいのある方で、次に掲げる各号に該当する方 ①盲導犬：視覚障がい1級 介助犬：肢体不自由1級・2級 聴導犬：聴覚障がい2級 ②就労など社会活動への参加に効果があると認められる方 ③補助犬を適切に利用し、飼育できると認められること ④他人の所有する家屋（公営住宅などは除く）に居住する方にあつては、その所有者または管理者の承認が得られること ※所得制限あり
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

○福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

内容	日常生活での理解力・判断能力に不安のある方に対して、福祉サービスの利用手続援助や財産管理・財産保全サービスなどを提供し、地域での自立した生活を支援します。 (主なサービス内容) ①福祉サービス利用援助（福祉サービスの利用に関する情報の提供や助言、手続きの際の援助、苦情解決の手続き援助） ②財産管理サービス（預貯金の預け入れや払戻し、公共料金や家賃の支払など） ③財産保全サービス（預貯金の通帳、不動産権利証、契約書などを金融機関の貸金庫に保管）
対象者	在宅で生活されている高齢者や障がいのある方で、契約の内容を説明すれば理解できる方
費用	別に定める利用料あり。※相談は無料。
窓口	うらやす成年後見支援センター（浦安市社会福祉協議会） 電話047-355-5315 ファクス047-355-5277 メール koken@urayasushi-shakyo.jp

○成年後見制度 知 精

内容	成年後見制度とは、知的障がい・精神障がい・発達障がい・認知症などによって、十分な判断能力のない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。 制度のことを知りたい、手続きの仕方を教えてほしいなどの場合には、お気軽にご相談ください。
窓口	うらやす成年後見支援センター（浦安市社会福祉協議会） 電話047-355-5315 ファクス047-355-5277 メール koken@urayasushi-shakyo.jp

○成年後見人等の報酬の助成 知 精

内容	報酬を負担することが困難である成年被後見人等に対して、その報酬の全部又は一部を助成することにより、成年被後見人等の経済的負担の軽減を図ります。 課税状況や収入状況などの他に資産状況の確認があります。 詳しくはお問い合わせください。
窓口	障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

○無料電話番号案内（ふれあい案内） 身 知 精

内容	目や上肢などが不自由なことなどにより、電話帳の使用が困難な方が、あらかじめ申請・登録することにより、104番の電話番号案内サービスを無料で利用できます。
対象者	・視覚障がい（1～6級） ・肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）（1級・2級） ・聴覚障がい（2級、3級、4級、6級） ・音声機能、言語機能又はしゃく機能の障がい（3級、4級） ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
窓口	NTT 東日本フリーダイヤル 電話0120-104174 ファクス0120-104134

(7) 生活訓練など

○中途視覚障がい者自立更生支援事業

内容	中途視覚障がいのある方の自立を援助し、社会参加の促進を図るため、歩行訓練、コミュニケーション訓練（点字・パソコン）、日常生活訓練（身辺管理・家事管理）などの生活支援を行います。 ※申請手続は障がい事業課 事業は千葉県視覚障害者福祉協会が行います。
対象者	中途視覚障がいのある方
窓口	障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

○視覚障害者社会生活訓練教室開催事業

内容	①スポーツ教室 視覚障がい者向けのスポーツであるサウンドテーブルテニスやグランドソフトボールの体験教室を定期的に開催しています。その他に、年に1回、ボウリング大会とカラオケ交流会も実施しています。 ②教養講座 千葉県視覚障害者福祉協会 女性部が中心となって、編み物やアロマセラピーなどの講座を企画しています。
対象者	視覚障がいのある方
窓口	千葉県視覚障害者福祉協会 電話043-421-5199 ファクス043-421-5179

○視覚障害者生活向上支援事業

内容	視覚障がいのある方が生きがいを持って生活ができるよう、支援相談や教養・文化講座などを開催し、視覚障がいのある方の生活の質の向上を図ります。
対象者	中途視覚障がいのある方、または弱視の方
窓口	千葉県視覚障害者福祉協会 電話043-421-5199 ファクス043-421-5179

○視覚障害者情報支援事業

内容	初歩からパソコン等の情報機器を勉強したいと考えている方に無料でパソコン教室等を開講しています。 ※毎月第2・第4月曜開設（午前10時から正午、午後1時から午後3時）
対象者	千葉県在住の視覚障がいのある方
窓口	千葉県視覚障害者福祉協会パソコン教室 電話043-421-6910

○視覚障害者IT教室

内容	視覚障がいのある方のコミュニケーション手段の向上のために、パソコンやスマートフォン等、IT機器全般の個別指導を行っています。 ＜指導例＞ ・スクリーンリーダー（画面読み上げソフト）を使ったパソコンの起動、文書の入力、メールの送受信、インターネットの使用方法 ・ワード、エクセルの使用方法 ・IT機器全般の紹介やiPhoneの使い方の指導
対象者	視覚障がいのある方
費用	無料
窓口	①～③うち、希望される教室にお問い合わせください。 ①社会福祉法人 あかね 電話 043-333-7285 船橋市本中山3-22-22 ATビル1階 ②千葉県視覚障害者福祉協会 電話043-424-2546 四街道市四街道1-9-3 視覚障害者総合支援センターちば内 ③NPO法人 トライアングル西千葉 電話 043-206-7101 千葉市稲毛区小仲台2-6-1

○聴覚障害者日曜教室

内容	聴覚障がいのある方の学習意欲の要求に応じ、社会生活文化に必要な知識や芸術・文化などを学習する講座、あるいは意見等を交換する場を設け、社会生活の円滑化を図るための講座等を行うことを目的とする。
対象者	聴覚障がいのある方
窓口	千葉聴覚障害者センター 電話043-308-6372 ファクス043-308-5562

○音声機能障害者発声訓練

内容	喉頭摘出により、声を失った方に対して発声訓練を行い、第2の声を習得するために音声機能障害者発声講習会を開催します。
対象者	疾病により喉頭摘出した音声機能障がいのある方
窓口	京葉喉友会事務局 メール ishibashi.2413@vega.ocn.ne.jp

○オストメイト社会適応訓練及び自立支援相談事業

内容	オストメイトの社会復帰を目的に、医師、皮膚・排泄ケア認定看護師による社会適応訓練講習会を開催し、病気に対する正しい知識・適切なストーマケアや補装具の正しい使用方法を学び、会員の情報交換を通してお互いに励ましあい、自立と社会参加を目指して様々な福祉活動と、ピアサポートを含む相談支援をしています。
対象者	オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）と家族
窓口	公益社団法人日本オストミー協会千葉県支部（千葉県オストミー協会） 電話043-309-7571 ファクス043-309-7572 メール chiba-m@violin.ocn.ne.jp

8 就 労

仕事を探している方、技術を身につけたい方、などのために、次のような制度があります。

○障がい者就労支援センター 身 知 精

内容	障がいのある方の就労支援と、企業が障がいのある方を安心して雇用できるための企業支援をおこないます。
対象者	市内在住の15歳以上（義務教育終了者）の障がいのある方とその家族 ※障がいの種別は問いません
利用方法	障がい者就労支援センターにて面接・相談のうえ登録が必要です。
利用時間	月曜日から金曜日 午前9時～午後5時30分 ※来所する場合は事前にご連絡ください。 休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
窓口	障がい者就労支援センター 浦安市千鳥15-5 電話047-304-6200 ファクス047-304-6202 メール urayasu-syurosien@roukyou.gr.jp

○職業の紹介・障害者雇用促進合同面接会 身 知 精

内容	①専門の窓口において、障がいのある方の求職から就職後のケアまで一貫したサービスを行っています。 ②障がいのある方の職場を確保し、就職を促進するため千葉・市川・船橋・松戸など各ハローワークで毎年1回開催されます。
窓口	市川公共職業安定所 電話047-370-8609（部門コード43#） ファクス047-370-0203

○障がい者に対する援助制度

内容	①公共職業訓練 障がいのある方に必要な技能・知識を習得させて、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的に職業訓練施設等で職業訓練を行っています。 ②職場適応訓練 作業環境に適応することを容易にするための訓練です。 ③職業相談・職業評価 就職や職場適応に向けた課題を整理するために各種検査を行い、職業リハビリテーション計画（支援計画）を策定しています。 ④職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 障がいのある方の雇用の促進および職業の安定のために、ジョブコーチが職場に出向き、障がいのある方及び事業主に対して直接的、専門的な支援を行っています。 ⑤職業準備支援 職業センターへの通所を通じて、職業準備性を高めるための支援を行っています。 ⑥職場復帰支援 うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行っています。
窓口	①，②市川公共職業安定所 電話047-370-8609（43#） ファクス047-370-0203 ③～⑥千葉障害者職業センター 電話043-204-2080

○事業主に対する援助制度

内容	①特定求職者雇用開発助成金 [特定就職困難者コース] 公共職業安定所等の紹介により、65歳未満の障がいのある方などを継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に支給します。 ②障害者雇用調整金の支給 常用雇用労働者の総数が100人を超えており、雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を超えている事業主に支給します。 ③報奨金の支給 常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障がい者数が一定数を超えている事業主に支給します。 ④特例給付金の支給 1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の障がい者を雇用する事業主に支給します。 ⑤障がい者雇用納付金関係助成金 障がいのある方の雇い入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や福祉の増進、雇用管理の整備や援助、能力開発等の措置を行う事業主又は事業主の団体の経済的負担の調整を図るために助成金を支給します。 ⑥障がい者職場実習奨励金 市が指定している就労支援機関の斡旋により、市内に居住する障がいのある方を1日の訓練時間が休憩時間を除き4時間以上8時間以下の範囲で、5日以上職場実習として受け入れた事業主に対し、奨励金を交付します。 ⑦高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金 次のいずれかに該当する事業主に対し、奨励金を交付します。 ・ハローワークの紹介により、浦安市内に居住する高年齢者（65歳以上）または障がいのある方を雇い入れ、交付期間終了後も常時雇用する事業主 ・労働協約、就業規則などにより退職年齢を65歳以上に定めている浦安市内の事業所で、当該事業所を定年退職した対象者（浦安市内に居住）を雇い入れ、交付期間終了後も常時雇用する事業主 ※月々の勤務時間数によって交付の可否を決定します。所定労働時間が週30時間以上であること（重度障がい者については週20時間以上）が交付要件となります。
窓口	①市川公共職業安定所 電話047-370-8609（部門コード31#） ファクス047-370-8610 ②～⑤独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部 高齢・障害者業務課 電話043-304-7730 ファクス043-304-7733 ⑥⑦商工観光課 電話047-712-6295 ファクス047-351-8600

9 選挙

○郵便などによる不在者投票の対象者 身

内容	身体に重度の障がいのある方が、自宅など現在いる場所において投票することができる制度です。(事前申請、随時受付)
対象者	①身体障害者手帳をお持ちの方 両下肢・体幹・移動機能 1級もしくは2級 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 1級もしくは3級 免疫・肝臓 1級～3級 両下肢などの障がいの程度が、上記の障がいの程度に該当することにつき、都道府県知事などが書面により証明した方 ②戦傷病者手帳をお持ちの方 両下肢・体幹 特別項症～第2項症 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓 特別項症～第3項症 両下肢などの障がいの程度が、上記の障がいの程度に該当することにつき、都道府県知事が書面により証明した方 ③介護保険法上の要介護状態区分が「要介護5」の方
窓口	選挙管理委員会事務局 電話047-712-6672 ファクス047-381-8855 メール senkyo@city.urayasu.lg.jp

○代理記載制度を利用できる方 身

内容	郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人で自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の対象者は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た選挙権を有する者に投票の記載をさせることができます。(事前申請、随時受付)
対象者	①身体障害者手帳所持者で、上肢又は視覚の障がいの程度が1級の方 ②戦傷病者手帳所持者で、上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方
窓口	選挙管理委員会事務局 電話047-712-6672 ファクス047-381-8855 メール senkyo@city.urayasu.lg.jp

○投票所における点字での投票など

内容	目の不自由な方などには、代理投票や点字投票の制度もあります。このような方は本人が投票所において、係員に申し出てください。
----	--

○音声版選挙公報の配布

内容	市政選挙の際、「声の広報」の宅配サービス利用者など、目の不自由な方に「音声版選挙公報」を宅配します。詳細はP.70「録音版浦安市広報（声の広報）」をご覧ください。
----	---

10 スポーツ・文化

○バルドラール浦安アリーナ（屋内水泳プール） 身 知 精

内容	子どもからお年寄りまで、障がいのある方もない方も、泳げる方も泳げない方も、誰もが気軽に水と楽しみ、楽しみながら心身の健康を保持・増進できるよう多様なプール機能を備えた通年型の温水プールです。 25メートルプール、可動床式の多目的プール、健康プール、リハビリプール、屋外プール（夏期のみ）などがあります。
開館時間	午前9時～午後9時 ※最終入場時間は、午後8時 休館日：第1・3水曜日（祝日は開館）、12月29日～1月4日
使用料	一般600円 高校生以下300円 高齢者（65歳以上）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は300円（身体障がい者の介護者は1名無料。） ※1回の利用につき3時間まで。ただし、夏期期間（7月1日～9月15日）は2時間まで。
窓口	バルドラール浦安アリーナ（屋内水泳プール） 浦安市舞浜2番地27 電話047-304-0030 ファクス047-304-0032 メール urayasutai i kukan4@jcom.home.ne.jp

○トレーニングジム バルドラール浦安アリーナ（総合体育館）

内容	利用者の目的に合わせて、アドバイスやメニュー作成を行います。トレーニング器具の種類もたくさんあります。また、ヨガなどの教室も多く開催しています。体力に自信のない方やこれからトレーニングを始めたい方もお気軽にご利用いただけます。
開館時間	午前9時～午後9時 ※最終入場時間は、午後8時30分 休館日：第1・3水曜日（祝日は開館）、12月29日～1月4日
使用料	1時間 一般 (市内) 230円 (市外) 340円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 110円 (市外) 170円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 110円 (市外) 170円 2時間 一般 (市内) 460円 (市外) 680円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 220円 (市外) 340円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 220円 (市外) 340円
窓口	バルドラール浦安アリーナ（総合体育館） 電話047-355-1110 ファクス047-355-3800 メール urayasutai i kukan4@jcom.home.ne.jp

○トレーニングジム（中央武道館）

内容	利用者の目的に合わせて、アドバイスやメニュー作成を行います。油圧式の器具が多く女性や筋力に自信のない方も安心して行うことが出来ます。また、エアロビクスなどの教室も多く開催しています。体力に自信のない方やこれからトレーニングを始めたい方もお気軽にご利用いただけます。
開館時間	午前9時～午後9時 ※最終入場時間は、午後8時30分 休館日：第1・3月曜日（祝日は開館）、12月29日～1月4日
使用料	1時間 一般 (市内) 230円 (市外) 340円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 110円 (市外) 170円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 110円 (市外) 170円 2時間 一般 (市内) 460円 (市外) 680円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 220円 (市外) 340円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 220円 (市外) 340円
窓口	中央武道館 電話047-380-2100 ファクス047-380-2101 メール budokan@jcom.home.ne.jp

○ブリオベッカ浦安競技場（陸上競技場）

内容	個人使用は、陸上競技種目（砲丸投げを除く投てき種目不可）のみのご利用になります。棒高跳びや走り幅跳びをご利用の際は、陸上競技場までお問い合わせください。また、利用状況に応じて制限をかける場合があります。
開館時間	午前9時～午後9時（4月～3月） 午前7時～午後9時（4～11月土日祝日） ※最終入場時間は、午後8時30分 休館日：12月29日～1月3日
使用料	1時間 一般 (市内) 260円 (市外) 380円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 120円 (市外) 180円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 120円 (市外) 180円 2時間 一般 (市内) 520円 (市外) 760円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 240円 (市外) 360円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 240円 (市外) 360円
窓口	ブリオベッカ浦安競技場（陸上競技場） 電話047-350-9830 メール urayasutai ikukan4@jcom.home.ne.jp

○アーチェリー場

内容	個人使用は、16歳以上の認定証取得者が対象になっています。また、アーチェリー教室や短期集中型のコースもあり、中学生以上の方が体験できます。
開館時間	午前9時～午後9時 午前7時～午後9時（5～8月土日祝日） ※最終入場時間は、午後8時30分 休館日：12月29日～1月3日
使用料	1時間 一般 (市内) 350円 (市外) 520円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 170円 (市外) 260円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 170円 (市外) 260円 2時間 一般 (市内) 700円 (市外) 1,040円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 340円 (市外) 520円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 340円 (市外) 520円
窓口	総合体育館 電話047-355-1110 ファクス047-355-3800 メール urayasutai ikukan4@jcom.home.ne.jp

○パークゴルフ場

内容	マウンドやバンカー、アンジュレーション豊かな戦略性のある27ホールです。初心者でもプレイできるように専用のクラブとボールの無料貸し出しがあり、誰でも気軽に楽しめるようになっています。
開館時間	午前9時～午後5時（4.5.10.11.3月）※最終スタート午後4時 午前9時～午後6時（6～9月）※最終スタート午後5時 午前9時～午後4時（12～2月）※最終スタート午後3時 休場日：火曜日、12月29日～1月3日
使用料	1回 一般 (市内) 490円 (市外) 740円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 240円 (市外) 740円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 240円 (市外) 370円 半日 一般 (市内) 990円 (市外) 1,480円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 490円 (市外) 1,480円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 490円 (市外) 740円 1日 一般 (市内) 1,480円 (市外) 2,220円 小中高校生及び65歳以上 (市内) 740円 (市外) 2,220円 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (市内) 740円 (市外) 1,110円
窓口	高洲海浜公園パークゴルフ場 電話047-382-0382 メール sisupo@city.urayasu.lg.jp

○きぼう青年学級 知

内容	障がいがある方もない方も互いに理解が深められるよう、学習を通じたつながりや交流機会を提供します。障がいがある方の学習機会の充実を図り、対人関係や余暇の上手な使い方を身につけることを目的とします。
対象者	18歳以上の市内在住・在勤の方（募集は随時）
開催日・場所	原則、第3日曜日 午前10時～正午・堀江公民館ほか
費用	材料費や入館料等は、その都度徴収
窓口	堀江公民館 電話047-353-0002 ファクス047-354-8659 メール horie.kominkan@city.urayasu.lg.jp

○チャレンジド・スポーツ（スポーツ協会・公民館共催）

内容	障がいのある方がやってみたいスポーツを取り入れ、運動遊びや障がいの程度に合わせて身体を動かし、健康で生きがいのもてる生活を送れるよう、スポーツ体験会を開催しています。障がいのない方も参加可能です。
対象	市内在住・在学の知的障がいのある方、または発達障がいのある方（募集は随時）
開催日	毎月土曜日（月1回程度） 午前9時30分～11時30分
場所	高洲公民館、当代島公民館、中央公民館、総合体育館で行っています。開催場所は毎月かわりますので、詳しくは広報うらやすや市ホームページ等でご確認ください。
窓口	一般社団法人浦安市スポーツ協会 電話047-723-9387 メール office@urayasu-spokyo.org

○チャレンジド・バドミントン（浦安市バドミントン協会・公民館共催）

内容	障がいがある方もない方も一緒にバドミントンを楽しみましょう。 持ち物：動きやすい服装、体育館用シューズ、タオル、飲み物 ※ラケットなどの備品は貸し出しします。
対象	知的または発達障がいのある方（ご家族・友人の参加も可）
開催日	毎月土曜日（月 1 回）午前 9 時30分～11時30分
場所	日の出公民館 体育館
窓口	日の出公民館 電話047-355-8831 ファクス047-355-8891 メール hinode.kominkan@city.urayasu.lg.jp

○こども発達センター

内容	心身の発達に気がかりがあるお子さんが、地域において自分らしく健やかに育ち、ご家族が安心して子育てができるよう支援を行っています。 ①こども発達相談 0～18歳までのお子さんの成長発達で気になること・心配なことについての相談に応じています。(小学生から18歳までの児童については、相談内容に応じた機関等をご案内します。) ②児童発達支援（にじいろ） 未就学のお子さんとその家族を対象に、児童発達支援事業のサービスを提供します。小集団での活動を通して、基本的な生活習慣、遊び、運動、コミュニケーションなど、家族や地域のなかで暮らしやすくなるための必要な力を育みます。 ③外来による発達支援 主に未就学のお子さんとその家族を対象に、各専門職（療育相談員・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士）が、お子さんの状態に合わせた支援や、ご家族がお子さんにあった子育てができるように相談等を行います。 ④保育所等訪問相談 センターを利用しているお子さんとそのご家族を対象に、保育所等訪問支援事業のサービスを提供します。訪問支援員が園等を訪問し、お子さんが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
開館時間	午前9時～午後5時【休館日】日曜日・祝日・年末年始 ※平日利用が困難な方のために、外来による発達支援は土曜日にも実施（第5は除く）。
窓口	こども発達センター 浦安市東野1-7-1（総合福祉センター内） 電話047-355-5242 ファクス047-355-3140 メール ko-hattatu@city.urayasu.lg.jp

○青少年発達サポートセンター（うらやす・そらいろルーム）

内容	発達障がいのある方や発達が気になる方とその家族に向け、専門性の高い相談や療育支援を行っています。 ①療育支援 個別やグループでのソーシャルスキルトレーニングを通じて社会性を身に着けます。 ②交流事業 ライフステージに応じた交流の場を設定して、思いや問題を共有する機会を作ります。 ③相談支援 対象児者への相談支援を通して困ったことへの対応を一緒に考えます。 ④地域支援 他機関訪問支援、就労に関する相談支援、研修会の実施等を通して暮らしへの支援をします。 ※相談や療育の希望がある方は、直接「そらいろルーム」にお電話にて初回面接の予約をしてください。
対象者	小学生から概ね25歳までの方で、発達障がいのある方や発達が気になる方とその家族
開室時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後7時 ※日曜日・祝日・年末年始は休室
窓口	うらやす・そらいろルーム 浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内 電話047-316-1159 ファクス047-316-1159 メール mail@soracolor.org

○発達障がい者等地域活動支援センター（ミッテ Mitte）

内容	発達障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう必要な支援を提供しています。 ①地域活動支援センター（2年間の利用を基本とする通過型） 日中活動プログラムを通して創作的活動及び生産活動の機会を提供するとともに、個別で設定する活動やフリースペースを提供する ②相談支援事業 発達障がいに関する各種相談に応じるとともに、情報提供等を行う ③自立生活援助 自律した日常生活を営むために必要な情報の提供及び助言並びに相談、連絡調整等の援助。
対象者	15歳以上で、発達障がい等のある方 （②は、ご家族や関係機関からの相談も可）
開室時間	火曜日～土曜日 午前10時～午後4時
窓口	発達障がい者等地域活動支援センター（ミッテ Mitte） 浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設（通所棟）3階 電話047-390-7700 メール mitte@chiraku.com

○サポートファイルうらやす **身 知 精**

内容	特別な支援や配慮を必要とするこどもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と関係者（機関）がこどもの情報を共有するために作成されたファイルです。 *メリットは、 ・次のステージの支援機関に引き継ぐときなどに、情報ツールとして利用できます。 ・利用機関が変わるたびに同じ内容を説明しなければならないなどの状況の改善につながります。 ・こどもの情報がわかりやすく伝わり、伝え忘れも防げます。 ・こどものさまざまな情報や大切な思い出、積み重ねた支援の歴史が残せます。 ・先生や支援者は、こどもの情報が事前に分かり受け入れ準備や今後の支援の参考になります。
配布場所	こども発達センター（総合福祉センター内） 電話047-355-1124 ファクス047-355-3140 メール ko-hattatu@city.urayasu.lg.jp 障がい事業課 電話047-712-6398 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp 浦安市のホームページからダウンロードすることができます。 https://www.city.urayasu.lg.jp/kodomo/kosodate/joho/

12 施設

○ソーシャルサポートセンター

内容	精神障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう必要な支援を提供しています。 ①地域活動支援センター レクリエーション活動、軽作業、交流の場などを提供する ②計画相談支援事業 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画」の作成やモニタリング等を行う ③地域相談支援事業 入所施設や精神科病院等から地域生活への移行に向けた支援を行う ④訪問看護事業 看護師等が居宅を訪問し、必要な診療の補助等を行う ⑤自立訓練（生活訓練）事業 自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行う ⑥就労継続支援事業（A型） 就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う
対象者	①④15歳以上で、精神障がいのある方 ②③18歳以上で、障がいのある方 ⑤地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の為、一定の支援が必要な精神障がいのある方 ⑥65歳未満で一般就労が困難な精神障がいのある方
開館時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
窓口	ソーシャルサポートセンター 浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟4階 電話047-353-2130 ファクス047-353-2130 メール ssc@chiraku.com

○身体障がい者福祉センター

内容	身体障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、地域活動支援センターとして、創作的活動や機能訓練のサービスと障害者総合支援法の生活介護事業、計画相談支援事業を行っています。また、送迎バスが利用できます。 ①地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援（リハビリテーション等）を提供する ②生活介護事業 地域において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方へ、排せつ等の介護や日常生活の支援、機械浴室による入浴サービス、生産活動の機会の提供を行う ③計画相談支援事業 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画」の作成やモニタリング等を行う
各事業の対象者	①15歳以上で、身体障がいのある方 ②常時介護が必要な身体障がいのある方であって、障害支援区分3以上の方 ③18歳以上で障がいのある方
開館時間	月曜日～土曜日 午前10時～午後4時 休館日：日曜日、祝日、年末年始
窓口	身体障がい者福祉センター 浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟1階 電話047-355-2734 ファクス047-305-8988 メール fg.higashino@yukeikai.jp

○障がい者等歯科診療所（ひだまり歯科室）※事前予約制

内容	特別な配慮を必要とする方の歯科治療を行います。より専門的な治療が必要な場合には、大学病院等へのご紹介も行います。
対象者	市内在住の、市内の診療所では歯科治療が難しい方で、 ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方、知的障がいと判定された方 ・児童発達支援や放課後等デイサービスを利用されている方 など
診療日・診療時間	《事前予約制》 毎週土曜日（祝日・年末年始（12/30～1/3）を除く） 午前9時～正午／午後1時～午後5時
場所	浦安市猫実一丁目2番5号 健康センター内 休日救急等歯科診療所
予約方法	初診の方は、以下のURLから必要事項を入力し、ご予約をお願いします。 再診の方は、診察後に受付でご予約ください。 《初診の方》ひだまり歯科室 https://hidamariba.com
窓口	電話047-381-4749 （毎週土曜日（祝日・年末年始（12/30～1/3）を除く））

○知的障がい者等地域活動支援センター

内容	知的障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう必要な支援を提供しています。 ①地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を提供する。 ②相談支援事業 知的障がいに関する各種相談に応じるとともに、情報提供等を行う。 ③短期入所事業 介護者の介護負担の軽減や障がいのある方の自立生活に関する利用など、短期間の間、施設で介護を行う。 ④日中一時支援事業 障害のある方または障がいのある児童の日中の活動の場を確保することにより、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を促す。 ⑤計画相談支援事業 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画」の作成やモニタリング等を行う。
対象者	①②15歳以上で、知的障がいのある方（②は、ご家族や関係機関からの相談も可） ③障害支援区分1以上の方 ④以下のいずれかに該当する方 ア．身体障害者手帳所持者 イ．療育手帳所持者または知的障がいがあると判定されている方 ウ．精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障がいがあると診断されている方 エ．特定疾患医療受給者証などの所持者または総合支援法による対象疾患に罹患していると診断されている方 ⑤浦安市在住で、障がいのある方
開館時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 休館日：日曜日、祝日、年末年始
窓口	知的障がい者等地域活動支援センター 東野1-8-2 電話047-350-8771 ファクス047-354-7031 メール fg.urayasu@yukeikai.jp

13 各種相談窓口

全般・手続きについて

13-1 浦安市基幹相談支援センター 身 知 精 難

障がいのある方が地域で生活するための、様々な制度やサービスの利用、申請の援助など、総合的なワンストップ窓口です。障がいがある方もない方も、ともに暮らしやすい地域社会を実現するため、障がい種別を超えて、すべての障がいがある方の自立と社会参加の促進を図っています。個別のご相談に対応するだけでなく、地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討の開催、障がいのある方の支援に係わる地域の関係機関との連携会議の開催などを行います。

(相談内容) 日常生活の悩みや不安、福祉サービスに関する情報提供や利用援助、専門機関の紹介や同行、障害福祉制度等の各種制度活用、教育、療育、就労、年金、住まい、成年後見制度のことなど。

相談時間 24時間365日体制

窓口開設時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後7時 土曜日 午前9時から午後5時

※相談員が不在時は、緊急携帯電話で対応します。

浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内 電話047-304-8822

ファクス047-304-8833 メール tomo-soudan3@patomo.jp

ホームページ <http://www.patomo.jp> 携帯電話 070-5544-2517 (窓口対応時間外)

13-2 浦安市身体障がい者福祉センター

身体障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障がい福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟1階 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

電話047-355-2734 ファクス047-305-8988 メール fg.higashino@yukeikai.jp

13-3 浦安市障がい者福祉センター (きらりあ)

知的障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障がい福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-8-2 電話047-350-8770 ファクス047-350-8766 メール kiraria@keishinen.or.jp

月曜日から金曜日 午前8時15分～午後5時

13-4 浦安市知的障がい者等地域活動支援センター

障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障害福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-8-2 電話047-350-8771 ファクス047-354-7031 メール fg.urayasu@yukeikai.jp

13-5 浦安市ソーシャルサポートセンター

精神障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障がい福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟4階 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

電話047-353-2130 ファクス047-353-2130 メール ssc@chiraku.com

13-6 発達障がい者等地域活動支援センターミッテ Mitte

発達障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障がい福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟3階 火曜日～土曜日 午前9時～午後5時

電話047-390-7700 ファクス 047-390-7701 メール mitte@chiraku.com

高齢者について

13-7 ともづな（地域包括支援センター）

高齢者等が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等が介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で相談を受けたり、必要な支援を行っています。

40～64歳の若年性認知症、末期のがん等の介護保険に関する相談についても相談を受け付けています。

○ともづな 猫実（猫実地域包括支援センター）

（担当地区）猫実（1・2丁目）・堀江・富士見・鉄鋼通り・港・千鳥

市役所3階 電話047-381-9037 ファクス047-304-8892

○ともづな 浦安駅前（浦安駅前地域包括支援センター）

（担当地区）猫実（3・4・5丁目）・当代島・北栄

浦安市北栄1-1-16 電話047-351-8950 ファクス047-351-8955

○ともづな 新浦安（新浦安駅前地域包括支援センター）

（担当地区）海楽・入船・美浜

浦安市入船1-2-1（新浦安駅前プラザマーレ内）電話047-306-5171 ファクス047-306-5173

○ともづな 高洲（高洲地域包括支援センター）

（担当地区）明海・日の出・高洲

浦安市高洲5-3-2（エスレ高洲内）電話047-382-2424 ファクス047-382-2435

○ともづな高洲（高洲地域包括支援センター）日の出支所

浦安市日の出2-15-2（日の出幼稚園隣）電話047-383-9600

○ともづな 富岡（富岡地域包括支援センター）

（担当地区）東野・富岡・今川・弁天・舞浜

浦安市富岡3-1-9（富岡交番隣）電話047-721-1027 ファクス047-721-1026

○ともづな富岡（富岡地域包括支援センター）東野支所

浦安市東野3-4-11（ASMACI 浦安1階）電話047-314-1085 ファクス047-314-1071

こどもについて

13-8 こども発達センター

心身の発達に気がかりのあるお子さんが地域において自分らしく健やかに育ち、ご家族が安心して子育てができるように支援を行っています。お子さんの成長・発達で気になること、心配なことがありましたら、まずお電話をください。

浦安市東野1-7-1 総合福祉センター内 こども発達相談 月曜日から金曜日

電話047-355-5242 ファクス047-355-3140 メール ko-hattatu@city.urayasu.lg.jp

13-9 母子保健課

妊娠婦や乳幼児の健康に関するさまざまな相談に応じています。

乳幼児の発育発達・育児相談や、妊娠婦の健康相談、栄養・食事相談、歯科保健相談のほか、子育てケアプランの作成、出前講座などの健康教育や予防接種・各種健診のご案内も行っています。

○妊娠婦・乳幼児の健康相談 電話047-381-9058

○こどもの予防接種の相談 電話047-381-9034

○子育てケアプランの作成 電話047-381-9034

浦安市猫実1-2-5 健康センター 1階 ファクス047-381-9083 メール boshih@city.urayasu.lg.jp

13-10 こども課

児童手当・子ども医療費の支給・助成、また、ひとり親家庭に対する各種手当・医療費の支給・助成業務などを行っています。

市役所 2 階 電話047-712-6424 ファクス047-304-1505 メール kodomo@city.urayasu.lg.jp

13-11 こども家庭支援センター

18歳未満の子どもについての相談、家族関係や児童虐待、ヤングケアラーに関する相談を受け付けています。必要に応じて、他機関への紹介も行っています。

また、ひとり親家庭および寡婦の方の相談・女性の心配ごとなどについて相談員が応じます。

○家庭児童相談 電話047-350-7867 047-350-3311 ○ひとり親・女性相談 電話047-351-7698

○こども虐待ホットライン 電話047-351-8041

浦安市猫実1-2-5 健康センター内 ファクス047-355-1143 メール kateishien@city.urayasu.lg.jp

13-12 教育センター（まなびサポート事業）

特別な教育的支援が必要なお子さんのために教育的ニーズを把握し、より豊かな学校生活を送ることができるよう教育環境を整え、お子さんと保護者・学校現場を支援しています。就学・通級・学校生活についての相談を受けています。担当スタッフ：指導主事、相談員（公認心理師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士）、特別支援教育指導員、医師等

○教育センターまなびサポート 浦安市富岡1-1-1（富岡小学校内）

電話047-381-7961 メール kenkyu-c@city.urayasu.lg.jp

13-13 市川児童相談所

児童に関するさまざまな問題や児童虐待に関する相談・通告の受付を行っています。また、必要に応じて児童福祉施設への措置や里親委託を行っています。

市川市東大和田2-8-6 電話047-370-1077 ファクス047-370-1019

○子育てに関する電話相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電話047-370-5286

○児童虐待に関する相談、通告 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電話047-370-1077

休日・夜間受付（24時間・365日）、子ども家庭110番（中央児童相談所）電話043-252-1152

13-14 千葉県医療的ケア児等支援センター

県内の医療的ケア児等及びそのご家族からの様々な相談にワンストップで対応する相談窓口です。

業務内容

- ・医療的ケア児等及びその家族等に対する相談支援
- ・地域における連携体制の構築に関する情報提供・助言
- ・医療的ケア児等を支援する人材の育成等を行っています。

千葉県緑区誉田町1-45-2 千葉県千葉リハビリテーションセンター 2 階

受付時間 午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

電話043-291-1831 ファクス043-291-1853 メール polaris@chiba-reha.jp

権利擁護

13-15 障がい者権利擁護センター

障がい者虐待・養護者の支援に関すること（通報・届け出含む）、障がいを理由とする差別に関することなどについて相談を受け付けています。

浦安市猫実1-1-1 市役所3階 障がい事業課内

開設・受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時

電話047-712-6837 ファクス047-355-1294

13-16 市川保健所（市川健康福祉センター）

○障がい者差別に関する相談（市川・浦安圏域相談窓口）

千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」のもと、障害を理由に差別をされたり、つらい思いをしている方のご相談に応じています。相談は無料です。

専用電話047-377-8854（月曜日から金曜日の午前9時から午後5時、祝日・年末年始を除く）

市川市南八幡5-11-22 電話047-383-9242 ファクス047-379-6623

13-17 障害者人権110番（千葉県手をつなぐ育成会）

障がいのある方とその家族の方や、関係者の方々のために電話または来所、ならびに法律相談を受け付けています。

一般相談 平日の午前10時から午後4時 相談時間以外でも留守番電話、FAXにより相談を受付可。

法律相談 毎月第1火曜日（予約制）千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内4階

相談専用 電話・ファックス043-246-2282 携帯番号090-8846-7141

悩み・困りごと

13-18 身体障害者相談員

市では、身体障がいのある方の更生援護に関する身近な相談員として、次の方に相談員を委嘱しています。

障がいの内容	相談員氏名	連絡先	相談可能な時間帯（※）
上肢・下肢の障がい	大場 浩	電話047-354-2452	火曜を除く午前10時～午後8時
	相馬 茂	電話047-354-5182	平日 午前9時～午後6時
聴覚障がい	野坂 豊弘	メール policy.deaf.urayasu@gmail.com	受付は随時

13-19 知的障害者相談員

市では、知的障がいのある方の養育・就学・生活に関する身近な相談員として、次の方に相談員を委嘱しています。

相談員	氏名	連絡先	相談可能な時間帯（※）
	川口 英樹	電話047-351-9312 ファクス047-351-9312	平日の午前10時～午後4時

13-20 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けて、障がいのある方をはじめ、子どもから高齢者まで、地域福祉の相談相手としてきめ細かな相談にあたっています。

○社会福祉協議会 電話047-355-5271 ファクス047-355-5277 メール dantai@urayasushi-shakyo.jp

13-21 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく相談員

千葉県では、障がいのある方の身近な相談員として、次の方に地域相談を委託しています。

身体障がい相談員	上記、市の身体障害者相談員が兼任		
知的障がい相談員	上記、市の知的障害者相談員が兼任		
精神	氏名	連絡先	相談可能な時間帯（※）
	徳田 優太	電話047-305-1998	平日の午前10時～午後4時

（※）相談可能な時間帯であっても、仕事や外出等により対応できない場合もありますので、予めご了承ください。また、早朝・深夜のご相談はご遠慮ください。

○障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

13-22 中核地域生活支援センターくらっち

千葉県が、子どもからお年寄りまでを対象に包括的相談と権利擁護の活動の拠点として、県内13ヶ所に設置している窓口です。くらっちは、浦安市と市川市を担当しており、包括的相談支援（制度の狭間にある方、複合的な課題を抱えた方などの相談支援）、だれもが安心して暮らしつづけるための地域のネットワークづくり、社会的に不利な立場にある人の権利擁護活動を行っています。

浦安市北栄1-16-30 レドンド・ビル303 電話047-318-9551 ファクス047-318-9520
メール clutch@chiraku.com

13-23 千葉いのちの電話

自殺防止を目的に活動しています。精神的に悩んでいる方、家族や対人関係で悩んでいる方などの相談も、訓練を受けた相談ボランティアが受けています。

○相談電話043-227-3900 24時間年中無休（変更となる場合はHPでご案内します）

○インターネット相談 <https://www.chiba-inochi.jp>

○対面相談 要予約 予約専用電話043-222-4331

事務局 電話043-222-4416 ファクス043-227-6911 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

13-24 わかちあいの会 ひだまり

大切な人を自死で亡くされた方が、安心して気持ちを語り、痛みをわかちあい、支えあう場所です。千葉いのちの電話の相談ボランティアが研修を受けて、お手伝いさせていただいています。

毎月 第3土曜日 午後1時30分～ 会場 お問い合わせいただくかHPでご確認ください。

奇数月 第2日曜日 午後1時30分～ 会場 アミュゼ柏

偶数月 第3金曜日 午後1時30分～ 会場 印旛健康福祉センター

個人対面相談（事前予約） 奇数月 第3金曜日午後1時～ 会場 印旛健康福祉センター
電話043-222-4416 ファクス043-227-6911 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

13-25 浦安市犯罪被害者等支援相談窓口

犯罪被害者やそのご家族またはご遺族への支援に関する情報提供や、関係機関等への連絡調整を行う総合的な対応窓口です。犯罪被害についてお話を伺い、適切な部署・関係機関等へご案内します。

○市民安全課（市役所3階）

受付時間：月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

電話：047-712-6675 ファクス：047-351-8600 メール：shiminanzen@city.urayasu.lg.jp

13-26 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

事件・事故に遭われた被害者やその家族の方の電話相談・カウンセリングおよび病院・警察署・検察庁・裁判所・行政などへの付き添い支援を行っている民間の犯罪被害者支援団体です。

受付時間：月曜日～金曜日午前10時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

○相談電話：043-225-5451 ○性犯罪・性暴力被害の相談電話：043-222-9977

はたらくこと

13-27 浦安市障がい者就労支援センター

障がいのある方の就労支援と、企業が障がいのある方を安心して雇用できるための企業支援を行います。

※利用には登録が必要です。※来所する場合は事前にご連絡ください。

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分

浦安市千鳥15-5 電話047-304-6200 ファクス047-304-6202

メール urayasu-syurosien@roukyou.gr.jp

13-28 障害者就業・生活支援センターいちされん

障がいのある方に対して就業面・生活面の相談支援を一体的に行うセンターです。関係機関等と連携し、就職活動から定着支援を行います。また事業主様に対しての雇用支援も行っています。

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 ※相談、登録ご希望の場合、まずは事前にご連絡ください

市川市南八幡5-17-11 1F 電話047-300-8630 ファクス047-300-8631

メール info@ichisaren.com

13-29 千葉障害者職業センター

障がいのある方に対して、就職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の支援をハローワーク（公共職業安定所）と連携して行っています。また、うつ病等で休職されている方には復職支援を、事業主に対しては、障がいのある方の雇用・定着に関する相談・支援を行っています。

千葉市美浜区幸町1-1-3 電話043-204-2080 ファクス043-204-2083

メール chiba-ctr@jeed.go.jp

視覚障がい

13-30 視覚障がい者のための相談・支援室（社福）千葉県視覚障害者福祉協会

視覚障がいのある方や家族のために、助言や生活指導、点字の指導などを行っています。また、多くの方々の自立更生・社会参加を目的に電話または面談（要予約）による相談を受け付けています。毎月末の水曜日は午前10時～午後3時まで、視覚障がいのある方の交流会、水曜会を開催しています。

○点字教室（個人指導） 毎月第1・3水曜日 午前10時～正午、午後1時～午後3時

○相談 毎月第1・2・3水曜日（祝・祭日、夏期および年末年始を除く） 午前10時～午後4時

四街道市四街道1-9-3 相談専用電話043-421-6910（第2水曜日は、080-7153-8228）

電話043-421-5199 ファクス043-421-5179 メール jimukyoku-chibaken@tisikyo.jp

聴覚障がい

13-31 緊急通報用ファクス

○千葉県警察本部 ファクス0120-110294

○浦安市消防本部 ファクス119

※ファクス以外にも、携帯電話のインターネット通信機能を用いて緊急通報をすることができます。

13-32 メール110番システム（警察）

<https://chiba110.jp> ※110番アプリシステムもあります。

iPhoneの方はAppStoreから、Androidの方はGoogle Playで「110番アプリ」を検索しダウンロードしてください。

13-33 NET119緊急通報システム（消防）

聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのWeb（インターネット）機能を通して、火災や緊急時に、消防車・救急車をメールで要請することができます。

対象者 聴覚や発話などの障がいがあり「身体障害者手帳」をお持ちの方

窓 □ 障がい福祉課

電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp
浦安市消防本部警防課通信指令室
電話047-304-0145 ファクス047-355-7733 メール fd.shirei@city.urayasu.lg.jp

精神障がい

13-34 市川保健所（市川健康福祉センター）

○精神保健福祉相談

こころの健康や、精神科領域の病気や治療、障がいなどに関する相談に応じます。

1. 専門医による相談（定例）精神科医師が相談に応じます。事前予約制。

浦安市健康センター会場の相談日は、月1回（原則第1金曜日）、市川保健所（市川健康福祉センター）の相談日は、月3回（第1月曜日、第2月曜日、第4金曜日）です。時間は、いずれも原則午後1時30分～午後3時30分まで。詳しくは、予約時にお伝えします。

2. 職員による相談（随時）

精神保健福祉相談員（精神保健福祉士）や保健師が相談に応じます。※面接相談をご希望の方は、できるだけ事前にご連絡をお願いします。職員が他の相談や訪問などのために、すぐには相談に応じることができない場合もあります。 地域保健課 047-377-1102

電話相談 平日 午前9時～午後5時、面接相談 平日 午前9時～午後5時
市川市南八幡5-11-22 電話047-377-1102 ファクス047-379-6623

13-35 精神保健福祉相談（千葉県精神保健福祉センター）

心の健康、精神疾患及び精神科医療、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存、ひきこもり、思春期精神保健など精神保健福祉全般に関する電話及び面接による相談を行っています。面接相談は予約制です。

一般相談 相談専用電話043-307-3360

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時30分（祝日・年末年始を除く）

アルコール・薬物・ギャンブル等相談 電話043-307-3781

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分（祝日・年末年始を除く）

ひきこもり相談 電話043-307-3812

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分（祝日・年末年始を除く）

発達障がい

13-36 千葉県発達障害者支援センターCAS

発達障がいのある方が、より身近な地域での支援につながることを目的として相談支援等を行っています。また、研修等を通して地域の支援機関のバックアップも行っています。

千葉市中央区中央2-9-8 千葉広小路ビル601号室 電話043-227-8557 ファクス043-227-8559

女性

13-37 多様性社会推進課

女性が抱える様々な問題を、相談者が自ら解決できるように「女性のための相談」「女性のための法律相談」を行っています。また、人権に関する「人権相談」を行っています。

○女性のための相談（予約制 50分 / 回）

原則、第1～4火・木曜日 午前10時～午後4時 ※午後2時30分～午後8時の場合あり

○女性のための法律相談（予約制 40分 / 回） 月2回（相談日はお問い合わせください。）

○人権相談（予約制） 原則として毎月第2月曜日 午後1時～午後3時

浦安市1-1-2 文化会館2階 多様性社会推進課（ルピナス）

電話047-712-6803 メール tayousei@city.urayasu.lg.jp

13-38 千葉県女性サポートセンター

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいる方からの相談を受け付けています。また、暴力以外にも、女性の抱える諸問題について広く相談に応じ、保護、援助を必要とする女性の支援を行っています。

○相談 電話相談 365日24時間受け付けています。

面談相談（予約制） 平日午前9時～午後5時

専門相談（予約制） 法律相談（原則月2回）、健康相談（原則月1回）

○一時保護

配偶者などからの暴力から逃れたいと思っても、相手に知られずに安心して身を寄せる場所がない場合に、一時的に避難する手段です。

電話043-206-8001

年金

13-39 市川年金事務所

年金に関する各種情報の提供を行うとともに、個人の年金相談及び請求の受付を行っています。

相談時間 月曜日 午前8時30分～午後7時、火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分、

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※窓口での相談の場合は、予約相談をご利用ください。

※相談日・受付時間は月ごとに変りますので、直接お問い合わせください。

市川市市川1-3-18 京成市川ビル3階

代表電話047-704-1177 予約受付専用電話0570-05-4890 ねんきんダイヤル0570-05-1165

消費生活

13-40 消費生活センター

消費生活に関するトラブルや苦情、多重債務などの消費生活に関する相談、消費者教育講座や出前講座の開催、その他消費生活に関する情報の提示や提供、啓発資料の配布などを行っています。

※消費生活に関するトラブル…売買や請負、役務契約時のトラブルのほか、架空請求や送り付け商法、食品や製品の問題表示などのトラブルをいいます。

○消費生活に関する相談 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～午後4時

相談専用電話047-390-0030

消費生活センター（市役所10階） 電話047-390-0086 ファクス047-390-6521

健康・保健について

13-41 健康増進課

成人の方の健康に関するさまざまな相談、栄養・食事相談、歯科保健相談、出前講座などの健康教育や予防接種・各種健（検）診のご案内も行っています。

浦安市猫実1-2-5 健康センター 1階 電話047-381-9059 ファクス047-381-9083

メール kenzo@city.urayasu.lg.jp

13-42 市川保健所（市川健康福祉センター）

地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、精神保健、難病対策、エイズ対策などの保健サービスや、食品衛生、生活環境、医事、薬事などに関する監視および指導、検査業務などを行っています。

市川市南八幡5-11-22 電話047-377-1101 ファクス047-379-6623

福祉サービスに関する苦情相談

13-43 千葉県運営適正化委員会

福祉サービスに関する苦情解決にむけた助言、事実確認、調査、申し入れ、話し合いの調整を行うことにより、福祉サービスの適切な利用または提供を支援します。

電話相談 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～正午、午後1時～午後4時

来所相談は要予約。受付時間は電話相談と同じです。

千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター 電話043-246-0294

ファクス043-246-0298 メール support@chibakenshakyo.com

その他専門機関

13-44 千葉県中央障害者相談センター

18歳以上の身体障がい者について、補装具・自立支援医療（更生医療）の判定を行っています。また、18歳以上の知的障がい者について、療育手帳等に関する医学的、心理学的判定を行っています。

判定は、予約制です。浦安市障がい福祉課を通して、予約を行います。

千葉市緑区誉田町1-45-2千葉リハビリテーションセンター内 最寄駅 JR 外房線鎌取駅

電話043-291-6872 ファクス043-291-8488

14 災害への備え

○避難行動要支援者名簿・個別避難計画 身 知 精 難

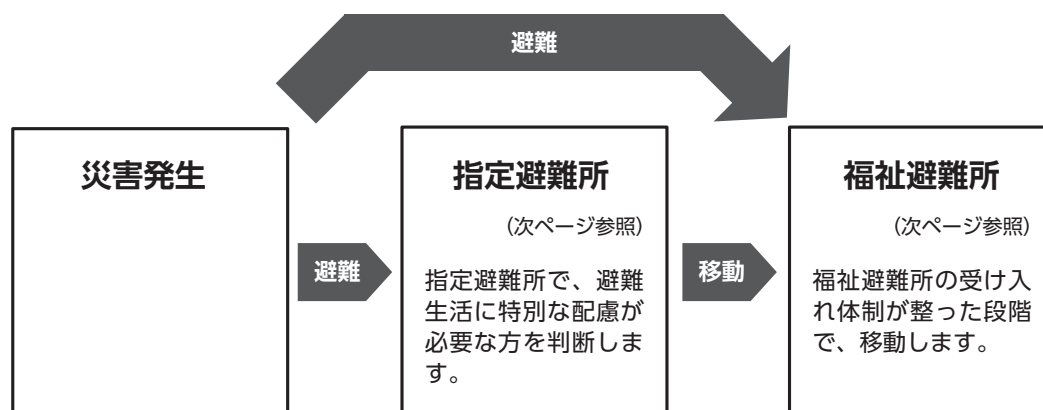
内容	【避難行動要支援者名簿】 災害時に支援を必要とする方（避難行動要支援者）が予め市に個人情報を登録し、この情報をお住まいの地域の自治会自主防災組織、民生委員等の避難支援者に提供し、災害時の安否確認や避難誘導等に活用するものです。 【個別避難計画】 災害時に避難行動要支援者の避難誘導などを迅速かつ円滑に実施するために、あらかじめ、在宅の避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難するかを定めたものです。
対象者	（１）条例に基づき、本人の同意のもとに情報提供の対象となる方 ①要介護３から要介護５の方（介護保険課で登録） ②身体障害者手帳１級または２級の方の内、次の障がいに該当する方 ・視覚障がい ・肢体不自由（下肢または体幹） ・運動機能障がい（四肢または移動） （２）本人の申請及び同意のもとに情報提供の対象となる方 ①要介護１または要介護２の方（介護保険課で登録） ②身体障害者手帳１級または２級の方の内、（１）の②に記載する以外の障がいに該当する方 ③療育手帳ＡまたはＡの方 ④精神障害者保健福祉手帳１級の方 ⑤市の生活支援を受けている難病患者 ⑥市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児者 ⑦75歳以上の高齢者のみの世帯の方（高齢者福祉課で登録）
窓口	社会福祉課 電話047-323-6725 ファクス047-355-1294 メール shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp 障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushima@city.urayasu.lg.jp ※要介護１から要介護５の方 介護保険課 電話047-712-6852 ファクス047-390-7918 メール kaigohoken@city.urayasu.lg.jp ※75歳以上の高齢者のみの世帯の方 高齢者福祉課 電話047-381-9071 ファクス047-381-0800 メール koureisha@city.urayasu.lg.jp

○福祉避難所

市では、指定避難所での生活が難しい高齢者や障がいのある方等を支援するため、市内の公民館や福祉施設などを「福祉避難所」として指定しています。

市が指定した特別な配慮を必要とする方は福祉避難所に直接避難できるようになりました。

○避難の流れ



○風水害時の待避所

市では、風水害時（台風など）に住民が自己の判断で待避する場所として、「待避所（自主避難所）」を指定しています。なお、開設の時期や施設については、災害の規模や状況に応じ市で判断しますので、市ホームページなどでご確認ください。

○電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス

内容	災害時に、電話やFAXに災害時緊急情報を配信します。【要事前登録】
対象	緊急情報の入手が比較的困難な浦安市内在住の65歳以上の方や障がいのある方など。申込みの問い合わせについては、危機管理課まで。 ※「浦安市防災アプリ」のダウンロードができる方は、こちらをご利用ください。
窓口	危機管理課 電話047-712-6899 ファクス047-355-6239 メール kikikanri@city.urayasu.lg.jp



○災害時要配慮者用バンダナ

聴覚障がい、視覚障がい、内部障がいなど、外見からは支援が必要であることがわからない障がいのある方、意思表示が難しい方が、災害時に支援が必要であることを伝えられるよう、災害時要配慮者用バンダナを配布しています。

窓口 障がい事業課 電話047-712-6398 ファクス047-355-1294



指定避難所・福祉避難所一覧（令和7年11月現在）

指定避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先
①	当代島公民館	当代島2-14-1	047-382-1700
②	北部小学校	北栄3-20-1	047-351-0961
③	浦安中学校	海楽2-36-1	047-351-2686
④	千葉県立浦安高等学校	海楽2-36-2	047-351-2135
⑤	浦安小学校	猫実4-9-1	047-351-2362
⑥	東小学校	猫実1-11-1	047-353-8504
⑦	南小学校	堀江5-4-1	047-352-1802
⑧	堀江中学校	富士見2-19-1	047-352-7272
⑨	東海大学付属浦安高等学校 東海大学付属浦安高等学校中等部	東野3-11-1	047-351-2371
⑩	東野小学校	東野1-7-3	047-304-1801
⑪	美浜南小学校	美浜3-15-1	047-353-7770
⑫	美浜北小学校	美浜5-12-1	047-351-6444
⑬	美浜中学校	美浜5-12-2	047-354-1199
⑭	入船小学校	入船3-66-1	047-353-8503
⑮	入船中学校	入船3-66-3	047-353-8502
⑯	まちづくり活動プラザ	入船5-45-1	047-351-4811
⑰	富岡小学校	富岡1-1-1	047-353-2360
⑱	富岡中学校	富岡1-23-1	047-352-8477
⑲	見明川小学校	弁天3-1-2	047-352-6880
⑳	見明川中学校	弁天3-1-1	047-353-7768
㉑	舞浜小学校	舞浜2-1-1	047-353-0111
㉒	浦安市運動公園 総合体育館	舞浜2-27	047-355-1110
㉓	日の出小学校	日の出3-1-1	047-355-6300
㉔	日の出中学校	日の出3-1-2	047-380-7100
㉕	日の出南小学校	日の出5-4-4	047-355-9061
㉖	明海小学校	明海2-13-4	047-380-8600
㉗	明海南小学校 明海中学校	明海5-5-1	047-382-1751 047-382-1401
㉘	明海大学浦安キャンパス	明海1-2-1	047-355-5111
㉙	SBC 東京医療大学	明海5-8-1	047-382-2111
㉚	高洲小学校	高洲4-2-1	047-350-1536
㉛	高洲北小学校	高洲2-2-1	047-381-8303
㉜	東京学館浦安高等学校	高洲1-23-1	047-353-8821
㉝	順天堂大学医療看護学部浦安キャンパス	高洲2-5-1	047-355-3111
㉞	高洲中学校	高洲7-3-1	047-712-5533
㉟	順天堂大学浦安日の出キャンパス	日の出6-8-1	047-354-3311

福祉避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先
①	当代島公民館	当代島2-14-1	047-382-1700
②	中央公民館	猫実4-18-1	047-351-2638
③	堀江公民館	富士見2-2-1	047-353-0002
④	美浜公民館	美浜5-13-1	047-352-8811
⑤	富岡公民館	富岡3-1-7	047-354-2631
⑥	日の出公民館	日の出4-1-1	047-355-8831
⑦	高洲公民館	高洲5-3-2	047-304-0313
⑧	総合福祉センター	東野1-7-1	047-355-1124
⑨	障がい者福祉センター	東野1-8-2	047-350-8770
⑩	障がい者等一時ケアセンター	東野1-8-2	047-350-8771
⑪	老人福祉センター	東野1-9-1	047-351-2096
⑫	浦安市特別養護老人ホーム	高洲9-3-1	047-382-2943
⑬	ワークステーション	千鳥15-5	047-304-6200
⑭	こころとことばの教室こっこ 浦安駅前校	当代島1-9-25	047-704-9371
⑮	あいらんど	当代島2-13-25	047-351-1103
⑯	特別養護老人ホームうらやす和楽苑	当代島2-14-2	047-380-0111
⑰	特別養護老人ホームしずか荘	当代島3-10-35	047-353-1231
⑱	特別養護老人ホームわとなーる浦安	富士見3-23-16	047-318-2750
⑲	地域密着型特別養護老人ホーム 清風荘うらやす	堀江6-8-33	047-316-5678
⑳	ほっと浦安	富士見3-23-20	047-702-8811
㉑	こころとことばの教室こっこ 東野校	東野1-4-16	047-704-9411
㉒	東野まある	東野1-7-5	047-305-1988
㉓	タオ本部	今川1-12-20	047-329-2288
㉔	パーソナル・アシスタンスとも本部	今川1-14-52	047-304-8808
㉕	日中一時支援事業所とも	海楽1-3-9 To more1階	047-304-8810
㉖	なゆた	堀江6-4-36	047-325-9141
㉗	特別養護老人ホーム浦安愛光園	高洲9-3-2	047-700-6600
㉘	たちばな	明海6-1-10	047-318-3311
㉙	フェロウ	富士見3-1-36	047-381-1187
㉚	こころとことばの教室こっこ	猫実4-6-26	070-5083-0051
㉛	キッズブレイン	北栄3-33-10	047-323-6700
㉜	伸栄学習会 北栄教室	北栄3-33-10	047-318-2301
㉝	マリーナ	浦安市日の出1-3-103	047-304-8815
㉞	東野地区複合福祉施設(東野パティオ)通所棟	浦安市東野1-9-3	047-355-0211
㉟	東野地区複合福祉施設(東野パティオ)居住棟	浦安市東野1-8-3	047-355-0211
㊱	タント・リーブス	高洲3-15-22	047-712-8840

・各避難所や待避所が掲載されています。「浦安市防災のてびき」と「浦安市水害ハザードマップ」は危機管理課・各駅前行政サービスセンターで配布しています。

危機管理課 市役所 4 階

電話 047-712-6897 ファクス 047-355-6239 メール kikikanri@city.urayasu.lg.jp

15 障がい福祉団体

問合せ先の記載のない団体については、障がい事業課 電話047-712-6398 ファクス047-355-1294
メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp へお問合せください。

※問合せ先の記載がある団体は、直接連絡していただくことも可能です。

団体名	浦安・市川腎臓病患者と家族会
活動内容	人工透析以前の健康啓発 障害年金の申請手引き 障がい年金の手引き 65歳の壁 【活動内容】 外部の各講座の参加（日の出キャンパス、支え合い研修、音楽ホールの参加、健康吹き矢、グランドゴルフ、読書会）
問合せ	花本 大三 電話047-353-1660 メール taizo-hanamoto@tocp.jp

団体名	浦安市視覚障害者の会 トパースクラブ
活動内容	視覚に障がいを持つ会員が集り、交流・情報交換できる場を設け、その活動を通して親睦を図っています。 「トパースクラブはあなたのクラブです。あなたがトパースクラブを支えれば、トパースクラブもあなたを支えます。」をモットーに活動しています。 【活動内容】 原則、毎月第3火曜日、複合福祉施設 東野パティオにて、定例会を開いています。 日々のあれこれや困りごとを話したり聞いたり、お役立ち情報を持ち寄ったり、歌ったり！ 主な行事としては、落語鑑賞会、バスハイク、音楽会、新年会他。 また、会員から寄せられたエッセイや川柳などを掲載した会報を毎月発行、内容をCDに録音し、送付しています。 関心をお持ちの方、見学など、いつでも大歓迎です。ぜひ一度、お問い合わせください。。
問合せ	(メール) topaz.24@icloud.com 担当役員まで

団体名	浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」
活動内容	子どもたちがどうすれば過ごしやすくなるのかなどを親同士で情報交換しています。 【活動内容】 ・茶話会：月に1回（夏休み等を除く） 肢体不自由児・者の家族の親睦を図っています。勉強会や講演会も行っています。

団体名	浦安市自閉症協会
活動内容	自閉症など発達障がいのある子どもたちの親の会です。子どもたちが地域の中で幸せに暮らしていけるよう、さまざまな活動をしています。 【活動内容】 定例会、勉強会、親子イベント、施設見学会、福祉活動への参加、行政への働きかけなど。 会員には、日本自閉症協会の機関誌「いとしご」（年4回発行）、指導誌「かがやき」（年1回発行）が送られてきます。

団体名	浦安市身体障害者福祉会
活動内容	自主的な運営をもとに、会員相互の信頼と協力により身体障がい者の生活の援護と会員同士の親睦と福祉の向上を図り、住みよい地域社会と共存することを目的とする団体です。 随時会員募集中（年会費1,600円、入会金なし） 【活動内容】 ・定期総会：5月 ・1泊研修：6月 ・カラオケ会：8月など ・日帰り研修（イチゴやメロン狩りなど）：3月、10月 ・忘年会：12月

団体名	浦安市聴覚障害者協会
活動内容	手話や筆談のできる市民を増やし、聞こえる人、聞こえない人がお互いに、いつでもどこでも明るくコミュニケーションができるように、市内手話サークル、他障がい者団体との交流を行ったり、意思疎通支援者の技術向上のための勉強会や市内教育現場等への講師派遣を行う等、聴覚に障がいを持つ人々が暮らしやすい環境作りのために活動を行っています。 【主な活動】 ・役員会：月に1回 ・定期総会：毎年4月に開催 ・親睦会（バスツアー、納涼会、忘年会、交流会、講演会等） これらの行事には多くの会員が参加し、情報交換をしたり、親睦を図っています。 ・相談支援 会員を募集しています。（中途失聴者・難聴者も入会可能です。）
問合せ	浦安市聴覚障害者協会 事務局 ファクス047-355-6051 メール urayasudeaf.office@gmail.com

団体名	浦安手をつなぐ親の会
活動内容	知的障がいのある方の親が、子どもたちの幸せを願って親同士で話し合い、福祉の向上と制度の確立を進めるために活動しています。 【活動内容】 定期総会、レクリエーション、他団体との交流など 若い会員を募集しています。
問合せ	川口 英樹 電話047-351-9312 メール oyanokaiurayasu@yahoo.co.jp

団体名	千葉県パーキンソン病友の会 市川・浦安ブロック
活動内容	パーキンソン病の患者と家族が集まり交流、情報交換をしています。病院では聞きにくいこと、細かい体調の変化やこんな風にすると体が楽とか、グチもあったり、いろいろおしゃべりしています。 また理学療法士や言語聴覚士などの専門家の方たちとリハビリをしたり勉強会を行うこともあります。 【活動内容】 月一回定例会を行なっています。 それ以外にもカラオケ、映画鑑賞、絵手紙教室などという趣味の活動もしています 外に出るのが大変な方はLINEのグループやZOOMを使った交流もできますよ。 また全国パーキンソン病友の会や千葉県支部からはいろいろな新しい情報が載っている会報誌も送られてきます。 お試し参加も可能です。 まずはお気軽にお問い合わせください。
問合せ	メール miyamiyakinako@gmail.com

団体名	オストメイト・地域グループ浦安の会
活動内容	オストメイトは孤立しやすく、一般に認知されにくい内部障がい者です。生きづらさを抱え、日々の生活でも声に出せず我慢しながら心の支えを必要としている仲間が数多くいます。そんなオストメイト仲間の支えと、身体ケアに少しでも貢献したいという思いから、平成30年10月からグループを立ち上げ活動しています。 【活動内容】相談支援・親睦交流会（原則2か月毎開催）、参加しやすい環境整備、社会福祉活動への参加、ケア専門講師・装具補装具販売店等の参加招致 【広報案内】「オストメイト地域グループ浦安の会」リーフレットを作成しました。 市役所1・3階、各集会場所、東京ベイ・浦安市川医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院、各公民館、健康センター、文化会館、地域包括支援センター、浦安市民プラザWAVE101に展示
問合せ	電話 047-306-6577 メール eb9mynnpeace@yahoo.co.jp 私書箱 浦安市市民活動センター・地域グループ浦安の会

団体名	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」市川・浦安グループ
活動内容	「コスモ」は発達障害児、者の親の会です。彼らの障害は1人ひとり様々なため、理解されにくく、教育、福祉、就労のそれぞれの場で困難な思いをしています。私たちは、子どもたちが自分の良い所を生かし、社会の中で生き生きと生活する場を得られることを願って活動しています。 【活動内容】 ・グループの例会、月1回感覚統合トレーニング（6組登録制） ・勉強会や講演会
問合せ	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」ホームページ https://cosmohp.web.fc2.com/ の【お問い合わせフォーム】または【入会案内】よりお願い致します。

団体名	パルレ
活動内容	「ごちゃまぜで行こう」を合言葉に、医療的ケアや障害のある子もない子も、みんないっしょに「まなび・くらす」あたりまえの社会をめざして活動しています。大切にしているのは、障害当事者や家族の「声」。その「声」を地域に届けています。私たちが届ける「声」の中に気づきや対話が生まれることが社会がしなやかに変わる原動力となって、地域に広がれば、誰もがともに暮らせる社会につながると考え、活動を続けています。 【活動内容】 ①つながる・はなす 医療的ケアのこと、学校や制度のこと、気軽におしゃべりしながら情報交換できる場です。遠方や外出が難しい方もオンラインで参加できます。 ②「声」を届ける 会報誌の発行や講演会などのイベントを通じて、当事者・家族の声を地域へ届けています。 ③楽しく伝える（よみきかせ・手芸）障害のある子もない子もいっしょに楽しめる絵本のよみきかせや、地域の手芸ボランティアと協力したペグカバー作りなど、体験を通じてインクルージョンを広げています。 当事者・ご家族はもちろん、ボランティアや応援してくださる方、どなたでも大歓迎です。まずはお気軽にお問い合わせください。
問合せ	（メール） sakusaku5 sakura@gmail.com （ホームページ） https://www.parlerhp.com/

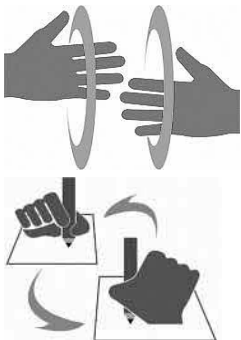
16 その他

(1) 障がい者に関するマーク

障がいに関するシンボルマークは、国際的に定められたものや、法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものがあります。そのうち、代表的なものを紹介します。
各マークの招請、使用方法等については、各団体にお問い合わせください。

マーク	意 味	問合せ先
○障がい者のための国際シンボルマーク 	障がいのある方が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。マークが使用できる施設については、基準が定められています。したがって、個人の車に表示することは本来の趣旨とは異なりますので、障がいのある方が車に乗車していることを周囲にお知らせするという程度の表示になります。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 ファクス 03-5273-1523 ステッカーは、(公財)日本障害者リハビリテーション協会で購入できます。
○身体障がい者マーク 	身体が不自由なドライバーが車に表示した場合、幅寄せや割り込みなどをすることが禁じられています。青色地に白紙の四葉をかたどったデザインは、「幸福の象徴」であるクローバーとその葉の形である「ハート」が人の優しさを表しています。	
○聴覚障がい者マーク 	ワイドミラーの装着を条件に免許を取得した聴覚障がいのある方が車を運転するときに表示するマークです。このマークを表示している車に幅寄せや割り込みなどをすることが禁じられています。 ステッカーは千葉運転免許センター内売店、または量販店等で購入できます。	
○ハート・プラスマーク 	このマークは「身体内部に障がいのある人」を表現しています。身体内部を意味するハートマークに思いやりの心をプラスした形になっています。なお、公的機関が定めた内部障がい者を示すマークではないため、法的拘束力は持ち合わせていません。	NPO 法人ハート・プラスの会 大阪府寝屋川市秦野町41番1号 (寝屋川市立市民会館4階・寝屋川市立市民活動センター内)
○オストメイトマーク 	人工肛門・人工ぼうこうを造設している方(オストメイト)を表すマークです。また、オストメイト用の設備を備えたトイレの入口・案内誘導プレートにも表示されています。	【窓口】 公益社団法人日本オストミー協会 千葉県支部(千葉県オストミー協会) 電話 043-309-7571 ファクス 043-309-7572

マーク	意 味	問合せ先
○ほじょ犬マーク 	平成15年10月から身体障がいのある方の自立や社会参加の促進に寄与するために、公共施設や交通機関に加え、デパートやスーパー、レストランなどの商業施設でも補助犬の同伴が自由になりました。マークがお店の入口に貼られています。市役所では、入口、多目的トイレに貼っています。	【窓口】 障がい事業課 電話 047-712-6397 ファクス 047-355-1294 メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp
○視覚障がい者のための国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された視覚障がいのある方のための世界共通のマークです。視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。	【窓口】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 ファクス 03-5291-7886
○ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいのある方や難病者の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。	【窓口】 障がい事業課 電話 047-712-6398 ファクス 047-355-1294 メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp
○ヘルプマーク ストラップ 	ストラップ型のヘルプマークで、カバンなどにつけることができるものを配布しています。	【配布場所】 障がい事業課（市役所 3 階） 電話 047-712-6398 ファクス 047-355-1294 メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp 障がい福祉課（市役所 3 階） 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp
○ヘルプカード 	より具体的な配慮や援助内容を書き込めるヘルプカードを配布しています。提示がありましたら、内容のとおり援助をお願いします。	【配布場所】 障がい事業課（市役所 3 階） 電話 047-712-6398 ファクス 047-355-1294 メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp 障がい福祉課（市役所 3 階） 電話047-712-6393 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

マーク	意 味	問合せ先
○耳マーク 	聞こえが不自由なことを表す耳マークです。通帳や診察券などにこのマークが貼付されていたり、マークを表示された場合は、相手が聞こえにくい、聞こえないことを理解して、筆談をする、呼ぶときは目で見て分かるように、手を挙げるなど合図する、などのご協力をお願いします。	【窓口】 NPO 法人千葉県中途失聴者・難聴者協会 船橋市本町2-5-2 ムラキビル102 電話・ファクス兼用 047-432-8039 メール ccnk39@kzd.biglobe.ne.jp
○手話マーク・筆談マーク 	手話や筆談のマークです。窓口に掲示すると手話や筆談対応ができることを示し、障がいのある方などが提示すると手話や筆談対応を求めていることを示します。	【窓口】 一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話 03-6302-1430 ファクス 03-6302-1449
○ヒアリングループマーク 	補聴器・人工内耳を使用されている方に音声をはっきり聞こえる装置が設置されていることを示すマークです。	【窓口】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話 03-3225-5600 ファクス 03-3354-0046 メール zennancho@zennancho.or.jp

※市内公共施設のオストメイト対応トイレ

市役所、東野地区複合福祉施設（東野パティオ）、中央図書館、文化会館、高洲公民館、中央公民館、富岡公民館、堀江公民館、美浜公民館、浦安小学校、南小学校、北部小学校、見明川小学校、富岡小学校、美浜南小学校、美浜北小学校、東小学校、入船小学校、舞浜小学校、日の出小学校、明海小学校、明海南小学校、高洲小学校、日の出南小学校、高洲北小学校、東野小学校、浦安中学校、堀江中学校、見明川中学校、入船中学校、富岡中学校、美浜中学校、日の出中学校、高洲中学校、中央武道館、運動公園、バルドラール浦安アリーナ（総合体育館）、総合公園、総合福祉センター、ワークステーション、明海の丘公園、老人福祉センター、日の出おひさま公園、弁天ふれあいの森公園、交通公園、若潮公園体験学習施設、新浦安駅前プラザマーレ、こどもの広場、墓地公園、斎場、消防庁舎、消防署日の出出張所、まちづくり活動プラザ、高洲南テニスコート、J:COM 浦安音楽ホール、しおかぜ緑道（富士見1丁目11番・富士見4丁目14番・堀江1丁目12番付近）、浦安公園、舞浜公園、浦安市民プラザ Wave101、千鳥第二公共駐車場

17 資料

難病一覧（令和8年4月1日時点）

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12
疾患名				
1 アイカルディ症候群	●	●		●
2 アイザックス症候群	●	●		●
3 IgA 腎症	●	●		●
4 IgG4 関連疾患	●	●		●
5 亜急性硬化性全脳炎	●	●		●
6 悪性関節リウマチ	●	●		●
7 アジソン病	●	●		●
8 アッシャー症候群	●	●		●
9 アトピー性脊髄炎	●	●		●
10 アペール症候群	●	●		●
11 アラジール症候群	●	●		●
12 α1-アンチトリプシン欠乏症	●	●		●
13 アルポート症候群	●	●		●
14 アレキサンダー病	●	●		●
15 アンジェルマン症候群	●	●		●
16 アントレー・ピクスラー症候群	●	●		●
17 イソ吉草酸血症	●	●		●
18 一次性ネフローゼ症候群	●	●		●
19 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	●	●		●
20 1p36欠失症候群	●	●		●
21 遺伝性自己炎症疾患	●	●		●
22 遺伝性ジストニア	●	●		●
23 遺伝性周期性四肢麻痺	●	●		●
24 遺伝性肺炎	●	●		●
25 遺伝性鉄芽球性貧血	●	●		●
26 ウィーバー症候群	●	●		●
27 ウィリアムズ症候群	●	●		●
28 ウィルソン病	●	●		●
29 ウエスト症候群	●	●		●
30 ウェルナー症候群	●	●		●
31 ウォルフラム症候群	●	●		●
32 ウルリッヒ病	●	●		●
33 HTLV-1 関連脊髄症	●	●		●
34 HTRA1 関連脳小血管病	●	●		●
35 ATR-X 症候群	●	●		●
36 エーラス・ダンロス症候群	●	●		●
37 エプスタイン症候群	●	●		●
38 エプスタイン病	●	●		●
39 エマヌエル症候群	●	●		●
40 MECP2 重複症候群	●	●		●
41 LMNB1 関連大脳白質脳症	●	●		●
42 遠位型ミオパチー	●	●		●
43 円錐角膜				●
44 黄色靱帯骨化症	●	●		●
45 黄斑ジストロフィー	●	●		●

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12
疾患名				
46 大田原症候群	●	●		●
47 オクシビタル・ホーン症候群	●	●		●
48 オスラー病	●	●		●
49 カーニー複合	●	●		●
50 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	●	●		●
51 潰瘍性大腸炎	●	●		●
52 下垂体性ADH分泌異常症	●	●		●
53 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	●	●		●
54 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	●	●		●
55 下垂体性TSH分泌亢進症	●	●		●
56 下垂体性PRL分泌亢進症	●	●		●
57 下垂体前葉機能低下症	●	●		●
58 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	●	●		●
59 家族性地中海熱	●	●		●
60 家族性低βリポタンパク血症Ⅰ（ホモ接合体）	●	●		●
61 家族性良性慢性天疱瘡	●	●		●
62 カナバン病	●	●		●
63 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	●	●		●
64 歌舞伎症候群	●	●		●
65 ガラクトース-1-リン酸ウルリトランスフェラーゼ欠損症	●	●		●
66 カルニチン回路異常症	●	●		●
67 加齢黄斑変性				●
68 肝型糖原病	●	●		●
69 間質性膀胱炎（ハンナ型）	●	●		●
70 環状20番染色体症候群	●	●		●
71 完全大血管転位症	●	●		●
72 眼皮膚白皮症	●	●		●
73 偽性副甲状腺機能低下症	●	●		●
74 ギャロウェイ・モフト症候群	●	●		●
75 急性壊死性脳症				●
76 急性網膜壊死				●
77 球脊髄性筋萎縮症	●	●		●
78 急速進行性糸球体腎炎	●	●		●
79 強直性脊椎炎	●	●		●
80 巨細胞性動脈炎	●	●		●
81 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	●	●		●
82 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	●	●		●
83 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	●	●		●
84 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	●	●		●
85 筋萎縮性側索硬化症	●	●		●
86 筋型糖原病	●	●		●
87 筋ジストロフィー	●	●		●
88 クッシング病	●	●		●
89 クリオピン関連周期熱症候群	●	●		●
90 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	●	●		●

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12
疾患名				
91 クルーゾン症候群	●	●		●
92 グルコーストランスポーター 1 欠損症	●	●		●
93 グルタル酸血症 1 型	●	●		●
94 グルタル酸血症 2 型	●	●		●
95 クロウ・深瀬症候群	●	●		●
96 クローン病	●	●		●
97 クロンカイト・カナダ症候群	●	●		●
98 痙攣重積型（二相性）急性脳症	●	●		●
99 結節性硬化症	●	●		●
100 結節性多発動脈炎	●	●		●
101 血栓性血小板減少性紫斑病	●	●		●
102 限局性皮質異形成	●	●		●
103 原発性肝外門脈閉塞症	●	●		●
104 原発性局所多汗症				●
105 原発性高カイロミクロン血症	●	●		●
106 原発性硬化性胆管炎	●	●		●
107 原発性抗リン脂質抗体症候群	●	●		●
108 原発性側索硬化症	●	●		●
109 原発性胆汁性胆管炎	●	●		●
110 原発性免疫不全症候群	●	●		●
111 顕微鏡的大腸炎				●
112 顕微鏡的多発血管炎	●	●		●
113 高 IgD 症候群	●	●		●
114 好酸球性消化管疾患	●	●		●
115 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	●	●		●
116 好酸球性副鼻腔炎	●	●		●
117 抗糸球体基底膜腎炎	●	●		●
118 後縦靱帯骨化症	●	●		●
119 甲状腺ホルモン不応症	●	●		●
120 拘束型心筋症	●	●		●
121 高チロシン血症 1 型	●	●		●
122 高チロシン血症 2 型	●	●		●
123 高チロシン血症 3 型	●	●		●
124 後天性赤芽球癆	●	●		●
125 広範脊柱管狭窄症	●	●		●
126 膠様滴状角膜ジストロフィー	●	●		●
127 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	●	●		●
128 コケイン症候群	●	●		●
129 コステロ症候群	●	●		●
130 骨形成不全症	●	●		●
131 骨髄異形成症候群				●
132 骨髄繊維症				●
133 5p 欠失症候群	●	●		●
134 コフィン・シリス症候群	●	●		●
135 コフィン・ローリー症候群	●	●		●

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12
疾患名				
136 混合性結合組織病	●	●		●
137 鰓耳腎症候群	●	●		●
138 再生不良性貧血	●	●		●
139 サイトメガロウィルス角膜内皮炎				●
140 再発性多発軟骨炎	●	●		●
141 左心低形成症候群	●	●		●
142 サルコイドーシス	●	●		●
143 三尖弁閉鎖症	●	●		●
144 三頭酵素欠損症	●	●		●
145 C F C 症候群	●	●		●
146 シェーグレン症候群	●	●		●
147 色素性乾皮症	●	●		●
148 自己貪食空胞性ミオパチー	●	●		●
149 自己免疫性肝炎	●	●		●
150 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	●	●		●
151 自己免疫性溶血性貧血	●	●		●
152 四肢形成不全				●
153 シトステロール血症	●	●		●
154 シトリン欠損症	●	●		●
155 紫斑病性腎炎	●	●		●
156 脂肪萎縮症	●	●		●
157 若年性特発性関節炎	●	●		●
158 若年発症型両側性感音難聴	●	●		●
159 シャルコー・マリー・トゥース病	●	●		●
160 重症筋無力症	●	●		●
161 修正大血管転位症	●	●		●
162 出血性線溶異常症	●	●		●
163 ジュベール症候群関連疾患	●	●		●
164 シュワルツ・ヤンペル症候群	●	●		●
165 神経細胞移動異常症	●	●		●
166 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	●	●		●
167 神経線維腫症	●	●		●
168 神経有棘赤血球症	●	●		●
169 進行性核上性麻痺	●	●		●
170 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	●	●		●
171 進行性骨化性線維異形成症	●	●		●
172 進行性多巣性白質脳症	●	●		●
173 進行性白質脳症	●	●		●
174 進行性ミオクロームスてんかん	●	●		●
175 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	●	●		●
176 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	●	●		●
177 睡眠時呼吸徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症	●	●		●
178 スタージ・ウェーバー症候群	●	●		●
179 スティーヴンス・ジョンソン症候群	●	●		●
180 スミス・マギニス症候群	●	●		●

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12
疾患名				
181 スモン	●			●
182 脆弱 X 症候群	●	●		●
183 脆弱 X 症候群関連疾患	●	●		●
184 成人発症スチル病	●	●		●
185 脊髄空洞症	●	●		●
186 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	●	●		●
187 脊髄髄膜瘤	●	●		●
188 脊髄性筋萎縮症	●	●		●
189 セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	●	●		●
190 前眼部形成異常	●	●		●
191 全身性アミロイドーシス	●	●		●
192 全身性エリテマトーデス	●	●		●
193 全身性強皮症	●	●		●
194 先天異常症候群	●	●		●
195 先天性横隔膜ヘルニア	●	●		●
196 先天性核上性球麻痺	●	●		●
197 先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症	●	●		●
198 先天性魚鱗癬	●	●		●
199 先天性筋無力症候群	●	●		●
200 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	●	●		●
201 先天性三尖弁狭窄症	●	●		●
202 先天性腎性尿崩症	●	●		●
203 先天性赤血球形成異常性貧血	●	●		●
204 先天性僧帽弁狭窄症	●	●		●
205 先天性大脳白質形成不全症	●	●		●
206 先天性肺静脈狭窄症	●	●		●
207 先天性風疹症候群				●
208 先天性副腎低形成症	●	●		●
209 先天性副腎皮質酵素欠損症	●	●		●
210 先天性ミオパチー	●	●		●
211 先天性無痛無汗症	●	●		●
212 先天性葉酸吸収不全	●	●		●
213 前頭側頭葉変性症	●	●		●
214 線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む)	●	●		●
215 早期ミオクロニー脳症	●	●		●
216 総動脈幹遺残症	●	●		●
217 総排泄腔遺残	●	●		●
218 総排泄腔外反症	●	●		●
219 ソトス症候群	●	●		●
220 第14番染色体父親性ダイソミー症候群	●	●		●
221 ダイアモンド・ブラックファン貧血	●	●		●
222 大脳皮質基底核変性症	●	●		●
223 大理石骨病	●	●		●
224 ダウン症候群				●
225 高安動脈炎	●	●		●

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12
疾患名				
226 多系統萎縮症	●	●		●
227 タナトフォリック骨異形成症	●	●		●
228 多発血管炎性肉芽腫症	●	●		●
229 多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	●	●		●
230 多発性軟骨性外骨腫症				●
231 多発性嚢胞腎	●	●		●
232 多脾症候群	●	●		●
233 タンジール病	●	●		●
234 単心室症	●	●		●
235 弾性線維性仮性黄色腫	●	●		●
236 短腸症候群				●
237 胆道閉鎖症	●	●		●
238 遅発性内リンパ水腫	●	●		●
239 チャージ症候群	●	●		●
240 中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群	●	●		●
241 中毒性表皮壊死症	●	●		●
242 腸管神経節細胞僅少症	●	●		●
243 T R P V 4 異常症	●	●		●
244 T N F 受容体関連周期性症候群	●	●		●
245 低ホスファターゼ症	●	●		●
246 天疱瘡	●	●		●
247 特発性拡張型心筋症	●	●		●
248 特発性間質性肺炎	●	●		●
249 特発性基底核石灰化症	●	●		●
250 特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る)	●	●		●
251 特発性後天性全身性無汗症	●	●		●
252 特発性大腿骨頭壊死症	●	●		●
253 特発性多中心性キャッスルマン病	●	●		●
254 特発性門脈圧亢進症	●	●		●
255 突発性難聴				●
256 ドラベ症候群	●	●		●
257 中條・西村症候群	●	●		●
258 那須・ハコラ病	●	●		●
259 軟骨無形成症	●	●		●
260 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	●	●		●
261 22q11.2 欠失症候群	●	●		●
262 乳児発症 STING 関連血管炎	●	●		●
263 乳幼児肝巨大血管腫	●	●		●
264 尿素サイクル異常症	●	●		●
265 ヌーナン症候群	●	●		●
266 ネイルパネラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LIX18 関連腎症	●	●		●
267 ネフロン癆	●	●		●
268 脳フレアチン欠乏症候群	●	●		●
269 脳腱黄色腫症	●	●		●
270 脳内鉄沈着神経変性症	●	●		●

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12
疾患名				
271 脳表ヘモジデリン沈着症	●	●		●
272 膿疱性乾癬（汎発型）	●	●		●
273 膿疱性線維症	●	●		●
274 パーキンソン病	●	●		●
275 パーチャー病	●	●		●
276 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	●	●		●
277 肺動脈性肺高血圧症	●	●		●
278 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	●	●		●
279 肺胞低換気症候群	●	●		●
280 ハッチンソン・ギルフォード症候群	●	●		●
281 バッド・キアリ症候群	●	●		●
282 ハンチントン病	●	●		●
283 汎発性特発性骨増殖症				●
284 PCDH19関連症候群	●	●		●
285 PURA 関連神経発達異常症	●	●		●
286 非ケトーシス型高グリシン血症	●	●		●
287 肥厚性皮膚骨膜炎	●	●		●
288 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	●	●		●
289 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	●	●		●
290 肥大型心筋症	●	●		●
291 ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	●	●		●
292 ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	●	●		●
293 左肺動脈右肺動脈起始症	●	●		●
294 ビッカースタッフ脳幹脳炎	●	●		●
295 非典型溶血性尿毒症症候群	●	●		●
296 非特異性多発性小腸潰瘍症	●	●		●
297 皮膚筋炎／多発性筋炎	●	●		●
298 びまん性汎細気管支炎				●
299 肥満低換気症候群				●
300 表皮水疱症	●	●		●
301 ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）	●	●		●
302 ファイファー症候群	●	●		●
303 V A T E R 症候群	●	●		●
304 ファロー四徴症	●	●		●
305 ファンコニ貧血	●	●		●
306 封入体筋炎	●	●		●
307 フェニルケトン尿症	●	●		●
308 フォンタン術後症候群				●
309 複合カルボキシラーゼ欠損症	●	●		●
310 副甲状腺機能低下症	●	●		●
311 副腎白質ジストロフィー	●	●		●
312 副腎皮質刺激ホルモン不応症	●	●		●
313 ブラウ症候群	●	●		●
314 プラダー・ウィリ症候群	●	●		●
315 プリオン病	●	●		●

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12
疾患名				
316 プロピオン酸血症	●	●		●
317 閉塞性細気管支炎	●	●		●
318 β -ケトチオラーゼ欠損症	●	●		●
319 ベーチェット病	●	●		●
320 ベスレムミオパチー	●	●		●
321 ヘパリン起因性血小板減少症				●
322 ヘモクロマトーシス				●
323 ベリー病	●	●		●
324 ベルーシド角膜辺縁変性症				●
325 パルオキシゾーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	●	●		●
326 片側巨脳症	●	●		●
327 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	●	●		●
328 芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	●	●		●
329 発作性夜間ヘモグロビン尿症	●	●		●
330 ホモシスチン尿症	●	●		●
331 ポルフィリン症	●	●		●
332 マリネスコ・シェーグレン症候群	●	●		●
333 マルフアン症候群／ロイス・ディーツ症候群	●	●		●
334 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	●	●		●
335 慢性血栓性肺高血圧症	●	●		●
336 慢性再発性多発性骨髄炎	●	●		●
337 慢性膀胱炎				●
338 慢性特発性偽性腸閉塞症	●	●		●
339 ミオクロニー欠神てんかん	●	●		●
340 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	●	●		●
341 ミトコンドリア病	●	●		●
342 無虹彩症	●	●		●
343 無脾症候群	●	●		●
344 無 β リポタンパク血症	●	●		●
345 メープルシロップ尿症	●	●		●
346 メチルグルタコン酸尿症	●	●		●
347 メチルマロン酸血症	●	●		●
348 メビウス症候群	●	●		●
349 免疫性血小板減少症	●	●		●
350 メンケス病	●	●		●
351 網膜色素変性症	●	●		●
352 もやもや病	●	●		●
353 モワット・ウィルソン症候群	●	●		●
354 薬剤性過敏症症候群				●
355 ヤング・シンプソン症候群	●	●		●
356 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴				●
357 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	●	●		●
358 4p 欠失症候群	●	●		●
359 ライソゾーム病	●	●		●
360 ラスマッセン脳炎	●	●		●

制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法	制度	難病者見舞金	指定難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	総合支援法
ページ	23	47	47	12	ページ	23	47	47	12
疾患名					疾患名				
361 ランゲルハンス細胞組織球症				●	378 悪性新生物	●		●	
362 ランドウ・クレフナー症候群	●	●		●	379 慢性腎疾患	●		●	
363 リジン尿性蛋白不耐症	●	●		●	380 慢性呼吸器疾患	●		●	
364 両側性小耳症・外耳道閉鎖症				●	381 慢性心疾患	●		●	
365 両大血管右室起始症	●	●		●	382 内分泌疾患	●		●	
366 リンパ管腫症 / ゴーハム病	●	●		●	383 膠原病	●		●	
367 リンパ脈管筋腫症	●	●		●	384 糖尿病	●		●	
368 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	●	●		●	385 先天性代謝異常	●		●	
369 ルビンシュタイン・ティビ症候群	●	●		●	380 血液疾患	●		●	
370 レーベル遺伝性視神経症	●	●		●	381 免疫疾患	●		●	
371 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	●	●		●	382 神経・筋疾患	●		●	
372 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴				●	383 慢性消化器疾患	●		●	
373 レット症候群	●	●		●	384 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	●		●	
374 レノックス・ガストー症候群	●	●		●	385 皮膚疾患群	●		●	
375 ロウ症候群	●	●		●	385 骨系統疾患	●		●	
376 ロスムンド・トムソン症候群	●	●		●	386 脈管系疾患	●		●	
377 肋骨異常を伴う先天性側弯症	●	●		●					

難病法に基づく指定難病と障害者総合支援法の「特殊の疾病」で異なる疾病名を用いているもの

難病法の指定難病名	障害者総合支援法の対象疾病
6 悪性関節リウマチ	関節リウマチ
12 α 1-アンチトリプシン欠乏症	若年性肺気腫
49 下垂体性 ADH 分泌異常症	ADH 分泌異常症
50 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	ゴナドトロピン分泌亢進症
51 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	成長ホルモン分泌亢進症
52 下垂体性 T S H 分泌亢進症	T S H 分泌亢進症
53 下垂体性 P R L 分泌亢進症	P R L 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
55 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	原発性高脂血症
101 原発性高カイロミクロン血症	
103 原発性抗リン脂質抗体症候群	抗リン脂質抗体症候群
153 若年発症型両側性感音難聴	特発性両側性感音難聴
186 全身性アミロイドーシス	アミロイドーシス
265 膿疱性乾癬 (汎発型)	膿疱性乾癬

注 障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広がっています。

浦安市 障がい福祉サービス事業所一覧（令和 8 年 9 月現在）

（1）相談支援

■計画相談支援・障害児相談支援

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	こころとことばの教室こっこ	浦安市猫実 4-6-26 ミナモトビル401	070-5083-0051	047-702-8825					○
2	エメラルドサポート障がい者 (児) 相談支援センター	浦安市入船 4-2-8	047-351-4155	047-351-4266	○	○	○		○
3	相談支援事業所ふあり	浦安市今川 1-14-52	047-304-8860	047-304-8821	○	○	○	○	○
4	浦安市こども発達センター	浦安市東野 1-7-1	047-355-1124(代)	047-355-3140					○
5	ちらく相談支援事業所	浦安市東野 1-7-5	047-304-7474	047-305-1989	○	○	○		
6	浦安市障がい者福祉センター きらりあ相談室	浦安市東野 1-8-2	047-350-8765	047-350-8775	○	○	○	○	○
7	ソーシャル相談支援事業所	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 4 階	047-353-2130	047-323-6047			○		
8	相談支援センターかぶあ	浦安市明海 6-1-10 パークシティグランデ新浦安	080-3249-3311	047-318-3444	○	○		○	○
9	障害者相談支援事業所 聖隷はぐくみ浦安	浦安市高洲 9-3-1	047-700-6611	047-700-6623	○	○	○	○	○
10	相談支援事業所るちえ	浦安市北栄 2-14-15-2F	047-315-3320	047-317-7217	○	○	○	○	○
11	ケアマネジメントエンジョイ	浦安市海楽 1-11-5 ハイツロベリア102号	047-712-8122	047-712-8122	○	○	○	○	○
12	ふる里学舎浦安	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟	047-390-5570	047-323-6540	○	○	○	○	○
13	相談支援事業所アタッチメント	浦安市入船 4-8-13 1 階	090-9952-7804	047-321-6004					○
14	ミッテ相談支援事業所	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 3 階	047-390-7700	047-390-7701	○	○	○	○	○
15	相談支援事業所もみじ	浦安市猫実 2-16-2-106 シンダナマンション	070-8360-4146	047-727-3930	○	○	○	○	○
16	相談支援事業所きかん	浦安市入船 5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内	070-5588-8822	047-711-2312	○	○	○	○	○
17	相談支援事業所ワンダー	浦安市富士見 4-2-19 グランメール201	070-3533-1739	047-705-1326	○	○	○	○	○
18	ぴじょん	浦安市日の出 5-6-1 パークシティ東京ベイ新浦安 Sea109号	070-1228-0840	047-705-1326					○

■地域移行支援

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身 体	知 的	精 神	難 病	児 童
1	相談支援事業所きかん	浦安市入船 5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内	070-5588-8822	047-711-2312	○	○	○	○	○
2	ソーシャル相談支援事業所	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 4 階	047-353-2130	047-323-6047			○		
3	きらりあ相談室	浦安市東野 1-8-2	047-350-8765	047-350-8775	○	○	○	○	
4	ミッテ相談支援事業所	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 3 階	047-390-7700	047-390-7701		○	○		○

■地域定着支援

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身 体	知 的	精 神	難 病	児 童
1	相談支援事業所きかん	浦安市入船 5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内	070-5588-8822	047-711-2312	○	○	○	○	○
2	ソーシャル相談支援事業所	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 4 階	047-353-2130	047-323-6047			○		
3	浦安市障がい者福祉センター きらりあ相談室(市指定管理施設)	浦安市東野 1-8-2	047-350-8765	047-350-8775	○	○	○	○	
4	ミッテ相談支援事業所	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 3 階	047-390-7700	047-390-7701		○	○		○

(2) 訪問系サービス

■居宅介護

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身 体	知 的	精 神	難 病	児 童
1	ニチイケアセンター浦安	浦安市当代島 1-1-23 林ビル 4 F	047-390-6162	047-390-6164	○	○	○	○	○
2	レスパイトケア	浦安市北栄 1-16-30-305	047-727-4479	047-315-0058	○	○	○	○	
3	あさりケアサービス	浦安市北栄 2-17-30 パルメゾンソーマ108	047-355-8885	047-355-8875	○	○	○	○	○
4	おあしすヘルパー・センター	浦安市北栄 3-33-27-1 F	047-311-4644	047-381-4647	○	○	○	○	○
5	癒しのヘルパーステーション浦安	浦安市堀江 1-29-4 ヌーヴェルヴァーグ101	047-305-6788	047-352-9930	○	○	○	○	○
6	ヤマダ介護	浦安市北栄 3-38-44 ブランシェ浦安103	047-720-0235	047-720-0237	○	○	○	○	○
7	ケアラビット浦安センター	浦安市北栄 4-20-10	047-316-7311	047-316-7322	○	○	○	○	○
8	総合福祉サービス	浦安市海楽 1-3-13	047-381-1187	047-380-7272	○	○	○	○	○
9	SOMPO ケア浦安訪問看護	浦安市当代島 1-1-11 フォーレストビル 3 階A号室	047-325-9925	047-325-9928	○	○	○		○
10	Rakue 浦安	浦安市猫実 5-7-1 ビビアンコート 3 F	047-721-0333	047-721-0332	○	○	○		○

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
11	リリーフケア24	浦安市猫実 5-11-18	047-352-9123	047-352-9126	○	○	○	○	○
12	ニチイケアセンター新浦安	浦安市入船 4-3-1 新浦安エスケービル 4 F	047-304-4561	047-353-1032	○	○	○	○	○
13	エメラルドサポート	浦安市入船 4-2-8	047-351-4140	047-351-4146	○	○	○	○	○
14	パーソナルケアセンター	浦安市今川 1-14-52	047-304-8811	047-304-8821	○	○	○	○	○
15	光悠指定訪問介護事業所	浦安堀江 6-13-24-2 階	047-354-4140	047-354-4156	○	○	○	○	
16	ケースケア	浦安市猫実 2-9-31	047-711-2224	050-3488-5014	○	○	○	○	○
17	アイノテ訪問介護事業所	浦安市猫実 4-12-25	047-374-3067	047-374-3068	○	○	○		○
18	ニチイケアセンター舞浜	浦安市富士見 4-15-21 グランコート舞浜202	047-381-0121	047-390-8500	○	○	○	○	○
19	訪問介護ファミリア	浦安市猫実 2-16-2 シンダナマンション106	047-727-3930	047-727-3930	○	○		○	○
20	ケアステーションきらら浦安	浦安市北栄 2-18-18ライフサポ- ートレジデンスゆらら北栄201号	047-709-3671	047-709-3672	○	○	○	○	○
21	エメラルドサポート浦安駅前	浦安市当代島 2-6-49 マンション千葉浦安104号	047-311-4100	047-311-4300	○	○	○	○	○

■ 重度訪問介護

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	ニチイケアセンター浦安	浦安市当代島 1-4-1 第一西脇ビル 2 F	047-390-6162	047-390-6164	○	○	○	○	○
2	レスパイトケア	浦安市北栄 1-16-30-305	047-727-4479	047-315-0058	○	○	○	○	
3	あさりケアサービス	浦安市猫実 2-2-6 203 ロイヤルガーデン浦安リバーサイド	047-355-8885	047-355-8875	○	○	○	○	○
4	ケアラビット浦安センター	浦安市北栄 4-20-10	047-316-7311	047-316-7322	○	○	○	○	○
5	SOMPO ケア浦安訪問介護	浦安市当代島 1-1-11 フォーレストビル 3 階 A 号室	047-325-9925	047-325-9928	○	○	○		○
6	Rakue 浦安	浦安市猫実 5-7-1 ビビアンコート 3 F	047-721-0333	047-721-0332	○	○	○		○
7	ニチイケアセンター新浦安	浦安市入船 4-3-1 新浦安エスケービル 4 F	047-304-4561	047-353-1032	○	○	○	○	○
8	パーソナルケアセンター	浦安市今川 1-14-52	047-304-8811	047-304-8821	○	○	○	○	○
9	光悠指定訪問介護事業所	浦安堀江 6-13-24 2 階	047-354-4140	047-354-4156	○	○	○	○	
10	ケースケア	浦安市猫実 2-9-31	047-711-2224	050-3488-5014	○	○	○	○	○

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
11	ニチイケアセンター舞浜	浦安市富士見 4-15-21 グランコート舞浜202	047-381-0121	047-390-8500	○	○	○	○	○
12	訪問介護ファミリア	浦安市猫実 2-16-2 シンダナマンション106	047-727-3930	047-727-3930	○	○		○	

■行動援護

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	パーソナルケアセンター	浦安市今川 1-14-52	047-304-8811	047-304-8821	○	○	○	○	○

■同行援護

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	総合福祉サービス	浦安市海楽 1-3-13	047-381-1187	047-380-7272					
2	Rakue 浦安	浦安市猫実 5-7-1 ビビアンコート 3 F	047-721-0333	047-721-0332					
3	おあしすヘルパー・センター	浦安市北栄 3-33-27 1 F	047-311-4644	047-381-4647					
4	光悠指定訪問介護事業所	浦安堀江 6-13-24 2 階	047-354-4140	047-354-4156					
5	エメラルドサポート	浦安市入船 4-2-8	047-351-4140	047-351-4146	○				○
6	エメラルドサポート浦安駅前	浦安市当代島 2-6-49 マンション千葉浦安104号	047-311-4100	047-311-4300	○	○	○	○	○

(3) 日中活動系サービス

■短期入所（ショートステイ）

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	ぐりんはうす	浦安市堀江 6-4-36	047-325-9141	047-325-9142	○	○			
2	浦安愛光園	浦安市高洲 9-3-2	047-700-6600	047-700-6665	○			○	
3	浦安ベテルホーム	浦安市高洲 9-3-2	047-700-6600	047-700-6665	○	○	○	○	
4	ふる里学舎浦安	浦安市東野 1-8-3 東野地区複合福祉施設居住棟 1～3 階	047-390-5570	047-323-6540	○	○	○		
5	メハル	浦安市東野 2-26-57	070-8693-9344	—		○	○		○
6	Beans 浦安	千葉県浦安市当代島 1-14-32	047-706-2110						
7	うらら短期	浦安市富士見 4-8-23 フォレスト舞浜101	047-318-3401	047-318-3402	○	○	○	○	

■自立生活援助

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	ラルゴ	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 3 階	070-7792-3986		○	○	○	○	

■生活介護

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	あいらんど	浦安市当代島 2-13-25	047-351-1103	047-351-1103	○	○			
2	ふる里学舎東野	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 1 階	047-355-2734	047-305-8998	○			○	
3	カイク keim	浦安市東野 1-7-5	047-304-7473	047-305-1989	○	○	○		
4	きらりあ	浦安市東野 1-8-2	047-350-8770	047-350-8766		○			
5	らいおんハートリハビリ デイサービス夢のみずうみ村	浦安市当代島 2-13-27	047-304-6051	047-304-6052	○				
6	なゆたぐりん	浦安市堀江 6-4-36	047-325-9141	047-325-9142	○	○			
7	ふる里学舎浦安デイセンター	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 2 階	047-354-7030	047-354-7031	○	○	○		
8	リボン虹デイサービス	浦安市北栄 3-17-3 レイ・グランデ 1F	047-702-5652	047-702-5653	○	○	○	○	

■自立訓練（機能訓練）

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	らいおんハートリハビリ デイサービス夢のみずうみ村	浦安市当代島 2-13-27	047-304-6051	047-304-6052	○				

■自立訓練（生活訓練）

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	リアン	浦安市東野 1-7-5	047-304-7472	047-305-1989		○	○		
1	パッソ Passo	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 4 階	047-323-6031	047-323-6047			○		

■就労移行支援

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	就労移行支援事業所 リバーサル浦安	浦安市北栄 1-16-10 岡清ビル 2 F	047-307-9361	047-307-9362	○	○	○		
2	Cocorport 新浦安駅前 Office	浦安市入船 1-4-1 イオンスタイル新浦安 7F	047-312-6560	047-312-6560	○	○	○	○	

■就労定着支援

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	就労定着支援事業所 リバーサル浦安	浦安市北栄 1-16-10 岡清ビル 2 F	047-307-9361	047-307-9362	○	○	○		

■就労継続支援（A型）

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	タオ浦安	浦安市千鳥15-5 ワークステーション内	047-304-6201	047-353-2820	○	○	○	○	
2	パレット	浦安市猫実 2-33-15 セントラルマンション 1 階	047-382-3030	047-382-3031	○	○	○		
3	パレット浦安駅前	浦安市猫実 4-6-26 ミナモトビル202号室	047-305-8830	047-305-8831	○	○	○	○	
4	アミスタ Amistad	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 4 階	047-323-6031	047-323-6047			○		
5	たまごのたまご浦安	浦安市猫実 4-16-23 1 F	047-316-0345	047-316-0346	○	○	○	○	

■就労継続支援（B型）

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	あいらんど	浦安市当代島 2-13-25	047-351-1103	047-351-1103		○	○		
2	カフェレストランすてんぱれ	浦安市猫実 1-2-7 浦安市郷土博物館内 1 階	047-380-0330	047-380-0330	○	○	○	○	
3	タオ浦安	浦安市千鳥15-5 ワークステーション内	047-304-6201	047-353-2820	○	○	○	○	
4	ぼりりずむ	浦安市入船 5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内	047-380-7355	047-713-9025		○	○		
5	なゆたぐりん	浦安市堀江 6-4-36	047-325-9141	047-325-9142	○	○			
6	きらりあ	浦安市東野 1-8-2	047-350-8770	047-350-8766		○			
7	わくわくはっぴー本棚	浦安市入船 5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ 2 階	047-727-0250	047-727-0250		○	○		
8	sora-café	浦安市猫実 1-1-1 市役所内10F	047-723-6424	047-720-1422		○	○		
9	ふる里学舎浦安デイセンター	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 2 階	047-354-7030	047-354-7031	○	○	○		
10	タント・リーブス	浦安市高洲 3-15-22	047-712-8840	047-712-8841		○			

(4) 居住系サービス

■共同生活援助（グループホーム）

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身 体	知 的	精 神	難 病	児 童
1	もくせい園 (グループホームねこざね)	浦安市猫実 1-7-7	047-443-3331 (もくせい園)	047-444-1748 (もくせい園)		○			
2	グループホームビートル舞浜	浦安市富士見 5-1-1 シャトレ舞浜	047-307-9123	047-307-9124		○	○		
3	プレーメンの家フレンズキッチン	浦安市今川 3-10-4	047-380-0014	047-720-2995		○	○		
4	オフタイムハウスあいらんど	浦安市富士見 5-18-13 山崎第10ハイツ	047-727-8880	047-727-8880		○	○		
5	うらら	浦安市富士見 4-8-23 フォレスト舞浜	047-318-3401	047-318-3402	○	○	○	○	
6	フェロウ	浦安市富士見 3-1-36 アルバ	047-304-1187	047-380-7272	○		○	○	
7	ふる里学舎浦安	浦安市東野 1-8-3 東野地区複合福祉施設居住棟 1～3 階	047-390-5570	047-323-6540	○	○	○		
8	グループホームステラ	浦安市富士見 4-7-30-101	080-3759-7492	047-723-0844		○	○	○	
9	ハレレア	浦安市海楽 1-3-9 To-more	047-304-8810	047-304-8821	○	○	○	○	
10	グループホームタオ	浦安市富士見 3-10-1 スカイマンション	047-329-2288	047-329-2575	○	○	○	○	
11	ホペイロホーム	浦安市東野 3-7-3-1	090-8009-4165	03-6855-7030		○	○		
12	街路樹の家 バウム	浦安市堀江 1-10-23	090-6744-4966	—		○	○		

(5) 障がい児支援

■児童発達支援

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号
1	こころとことばの教室こっこ 浦安駅前校	浦安市当代島 1-9-25 1 F	070-3353-5088	047-704-9372
2	こころとことばの教室こっこ 東野校	浦安市東野 1-4-16 1 F	070-3353-5088	047-704-9415
3	発達支援センターたちばな	浦安市明海 6-1-10 パークシティグランデ新浦安	047-318-3311	047-318-3444
4	ふあり	浦安市今川 1-14-52	047-304-8860	047-304-8821
5	浦安市こども発達センター	浦安市東野 1-7-1	047-355-2735	047-355-3140
6	ハビー浦安教室	浦安市当代島 1-1-11 フォーレストビル 4 階	047-314-5605	047-314-5606
7	リエゾン浦安	浦安市北栄 1-16-18 浦安ケルンビル403号室	047-318-3773	047-318-3773
8	マリーナ	浦安市日の出 1-3 マリナイースト21 フォーラム海風の街 3 号棟103号室	047-304-8815	047-304-8816
9	はぐはぐ	浦安市富士見 3-11-1 舞浜ガーデンヒルズ103A	047-705-5491	047-713-0845
10	児童デイ ほっと浦安	浦安市富士見 3-23-20	047-702-8811	047-702-8812
11	らいおんハート遊びリテーション 児童デイ葛南	浦安市当代島 2-13-27	047-311-4260	047-311-4265
12	こどもプラス浦安教室	浦安市堀江 6-4-47	047-711-1006	047-711-1007
13	多機能事業所キャロル	浦安市富士見 4-2-19-101	047-723-0470	—
14	コペルプラス新浦安教室	浦安市入船 4-8-13 2 階	047-321-6004	047-321-6004
15	てらびあぽけっと 新浦安教室	浦安市今川 1-2-1 キヨタビル 2 階	047-316-0845	047-316-0846
16	コペルプラス浦安教室	浦安市猫実 5-18-22 ルシール118 101号	047-702-5693	047-702-5696
17	そらまめぷらすみゅー	浦安市入船 1-6-1 TK ビルディング 2F	047-383-9995	047-383-9965
18	ぴじょん	浦安市日の出 5-6-1 パークシティ東京ベイ新浦安 a1 階	047-727-1092	047-705-1326
19	キッズブレイン 富士見教室	浦安市富士見 1-15-17 ハイグレイス 2F	047-352-6158	047-355-4552
20	伸栄学習会 北栄教室	浦安市北栄 3-33-10 1 F	047-318-2301	047-318-2302
21	こどもプラス浦安第二教室	浦安市堀江 2-5-13 サクセスウェーブ 1 階	047-323-6634	047-323-6635
22	キッズブレイン 富士見教室	浦安市富士見 1-15-17 2F	047-712-8991	047-712-8992

■放課後等デイサービス

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号
1	伸栄学習会 北栄教室	浦安市北栄 3-33-10 1 F	047-318-2301	047-318-2302
2	アンバー新浦安	浦安市入船 4-8-13	047-712-8948	047-712-8949
3	発達支援センターたちばな	浦安市明海 6-1-10 パークシティグランデ新浦安	047-318-3311	047-318-3444
4	ふあり	浦安市今川 1-14-52	047-304-8860	047-304-8821
5	なゆたぐりん	浦安市堀江 6-4-15-2	047-325-9141	047-325-9142
6	リトルプレイヤー=キッズ	浦安市東野 1-7-5	047-304-7470	047-305-1989
7	児童デイ ほっと浦安	浦安市富士見 3-23-20	047-702-8811	047-702-8812
8	マリーナ	浦安市日の出 1-3 マリナイースト21 フォーラム海風の街 3 号棟103号室	047-304-8815	047-304-8816
9	放課後等デイサービスウィズ浦安富士見	浦安市富士見 2-1-2 1 F	047-704-9002	047-704-9002
10	キッズブレイン	浦安市北栄 3-33-10 2 F	047-352-6158	047-355-4552
11	児童デイサービス南風浦安	浦安市北栄 3-9-16 リバーリッチ第 2 川富	047-711-0150	047-711-0151
12	スマートキッズジュニア浦安	浦安市北栄 4-19-31 マノワール壱番館 2 階	047-712-8997	047-712-8998
13	伸栄学習会 富士見教室	浦安市富士見 1-15-17 ハイグレイス 2 F	047-316-2216	047-316-2226
14	らいおんハート遊びリテーション 児童デイ葛南	浦安市当代島 2-13-27	047-311-4260	047-311-4265
15	ふる里学舎浦安プレイスフル	浦安市東野 1-8-3 東野地区複合福祉施設居住棟 1 階	047-390-5570	047-323-6540
16	こどもプラス浦安教室	浦安市堀江 6-4-47	047-711-1006	047-711-1007
17	ぴじょん新浦安	浦安市日の出 5-6-1 パークシティ東京ベイ新浦安 Sea109号	047-727-1092	047-705-1326
18	伸栄学習会 入船教室	浦安市入船 4-13-5 2 階	047-314-5009	047-314-5010
19	多機能事業所キャロル	浦安市富士見 4-2-19-101	047-723-0470	—
20	放課後等デイサービス カラフル	浦安市堀江 2 丁目30-3 JLB グランエクリュ浦安 1 F	050-5476-9871	047-314-5920
21	アンバー浦安	279-0002 浦安市北栄 4-4-3 ストックマンションダイゴ 2-105	047-303-3819	047-321-4798
22	キッズブレイン 富士見教室	浦安市富士見 1-15-17 ハイグレイス 2 F	047-352-6158	047-355-4552

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号
23	こどもプラス浦安第二教室	浦安市堀江 2-5-13 サクセスウェーブ 1 階	047-323-6634	047-323-6635
24	放課後等デイサービスウィズ 浦安富士見Ⅱ	浦安市富士見 2-1-1-1 階	047-303-3347	047-303-3347
25	キッズブレイン 富士見教室	浦安市富士見 1-15-17 2F	047-712-8991	047-712-8992
26	多機能型事業所 カラフル	浦安市堀江 2 丁目30-3 JLB グランエクリュ浦安102	050-5607-1751	047-314-5920

■保育所等訪問支援

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号
1	浦安市こども発達センター	浦安市東野 1-7-1	047-355-1124(代)	047-355-3140
2	はぐはぐ	浦安市富士見 3-11-1 舞浜ガーデンヒルズ103A	047-705-5491	047-713-0845
3	そらまめぷらすみゅー	浦安市入船 1-6-1 TK ビルディング 2F	047-383-9995	047-383-9965
4	ぴじょん	浦安市日の出 5-6-1 パークシティ東京ベイ新浦安 Sea 1 階	047-727-1092	047-705-1326

(6) 地域生活支援事業

■移動支援事業

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	ニチイケアセンター浦安	浦安市当代島 1-4-1 第一西脇ビル 2 F	047-390-6162	047-390-6164	○	○	○	○	○
2	あさりケアサービス	浦安市北栄 2-17-30 パルメゾンソーマ108	047-355-8885	047-355-8875	○	○	○	○	○
3	おあしすヘルパー・センター	浦安市北栄 3-33-27 1 F	047-311-4644	047-381-4647	○	○	○	○	○
4	癒しのヘルパーステーション浦安	浦安市堀江 1-29-4 ヌーヴェルヴァーグ101	047-305-6788	047-352-9930	○	○	○	○	○
5	ヤマダ介護	浦安市北栄 3-38-44 ブランシェ浦安103	047-720-0235	047-720-0237	○	○	○	○	○
6	ケアラビット浦安センター	浦安市北栄 4-20-10	047-316-7311	047-316-7322	○	○	○	○	○
7	総合福祉サービス	浦安市海楽 1-3-13	047-381-1187	047-380-7272	○	○	○	○	○
8	SOMPO ケア浦安	浦安市当代島 1-1-11 フォーレストビル 3 階A号室	047-325-9925	047-325-9928	○	○	○		○
9	Rakue 浦安	浦安市猫実 5-7-1 ビビアンコート 3 F	047-721-0333	047-721-0332	○	○	○		○
10	レスパイトケア	浦安市北栄 1-16-30-305	047-727-4479	047-315-0058	○	○	○	○	

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
11	ニチケアセンター新浦安	浦安市入船 4-3-1 新浦安エスケービル 4 F	047-304-4561	047-353-1032	○	○	○	○	○
12	エメラルドサポート	浦安市入船 4-2-8	047-351-4140	047-351-4146	○	○	○	○	○
13	パーソナルケアセンター	浦安市今川 1-14-52	047-304-8811	047-304-8821	○	○	○	○	○
14	光悠指定訪問介護事業所	浦安堀江 6-13-24-2 階	047-354-4140	047-354-4156	○	○	○	○	
15	ケースケア (介護車両による移動可)	浦安市猫実 2-9-31	047-711-2224	050-3488-5014	○	○	○	○	○
16	なゆた	浦安市堀江 6-4-36	047-325-9141	047-325-9142	○	○			
17	ケアステーションきらら浦安	浦安市北栄 2-18-18 ライフサポートレジデンスゆらら北栄	047-709-3671	047-709-3672	○	○	○	○	○
18	アイノテ訪問介護事業所	浦安市猫実 4-12-25	047-374-3067	047-374-3068	○	○	○		○
19	訪問介護ファミリア	浦安市猫実 2-16-2 シンダナマンション106	047-727-3930	047-727-3930	○	○	○	○	
20	ニチケアセンター舞浜	浦安市富士見 4-15-21 グランコート舞浜202	047-381-0121	047-390-8500	○	○	○	○	○
21	マリン	浦安市東野 1-7-5	070-8693-9344	—	○	○	○	○	○
22	エメラルドサポート浦安駅前	浦安市当代島 2-6-49 マンション千葉浦安104号	047-311-4100	047-311-4300	○	○	○	○	○

■ 日中一時支援事業

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	ワンダー・あいらんど	浦安市当代島 2-13-22	047-713-9760	047-713-9760		○			
2	たちばな	浦安市明海 6-1-10 パークシティグランデ新浦安	047-318-3311	047-318-3444	○	○		○	○
3	マリーナテラス	浦安市日の出 1-3 浦安マリナイースト21フォーラム海風の街 3 号棟103号室	047-304-8815	047-304-8816	○	○	○	○	○
4	アリスのうさぎ 日中一時支援事業所	浦安市猫実 3-16-43-101 ベイスプリング	047-713-1393	047-723-7695		○	○		○
5	なゆた	浦安市堀江 6-4-36	047-325-9141	047-325-9142	○	○			○
6	リトルプレイバー	浦安市東野 1-7-5	047-304-7470	047-305-1989		○			
7	浦安市障がい者等一時ケア センター (市指定管理施設)	浦安市東野 1-8-2 浦安市障がい者福祉センター内	047-350-8771	047-350-8773	○	○	○	○	○
8	日中一時支援事業 ほっと浦安	浦安市富士見 3-23-20	047-702-8811	047-702-8812	○	○			○
9	なゆたマイル	浦安市堀江 6-4-15-2	047-325-9141	047-325-9142	○	○			○

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
10	日中一時支援事業所くしゅり	浦安市北栄 2-14-15-2 F	047-315-3320	047-317-7217	○	○	○	○	○
11	アンバースポーツ	浦安市富士見 4-8-10	047-705-4772	047-713-6225		○	○		○
12	ふる里学舎浦安デイセンター	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 2 階	047-354-7030	047-354-7031	○	○	○		
13	ノオル	浦安市北栄 4-19-31 マノワール壱番館 2 階	080-6445-3938	—		○			
14	カラフルスクール	浦安市猫実 5 丁目 18-1 岡田ビル 2 F	050-5235-0879	—		○	○		○
15	ニコリーベリー	浦安市猫実 3-1-16	070-6977-0025	047-706-3956	○	○			○
16	アンバーウェルネス	浦安市東野 1-22-17	047-702-5113	047-702-5114	○	○	○		○
17	アンバー浦安 日中一時支援事業所	浦安市北栄 4-4-3 ストークマンションダイゴ 2-105	047-303-3819	047-321-4798					○

■地域活動支援センター

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	発達障がい者等地域活動支援センター ミッテ Mitte (市指定管理施設)	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 3 階	047-390-7700	047-390-7701					
2	浦安市身体障がい者福祉センター (市指定管理施設)	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 1 階	047-355-2734	047-354-7031	○			○	
3	浦安市ソーシャルサポートセンター (市指定管理施設)	浦安市東野 1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟 4 階	047-353-2130	047-323-6047			○		
4	浦安市知的障がい者地域活動支援 センター	浦安市東野 1-9-2							

(7) その他事業

	事業所名	住 所	電 話	F A X 番号	身体	知的	精神	難病	児童
1	浦安市青少年発達サポートセンター うらやす・そらいろルーム	浦安市入船 5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内	047-316-1159	047-316-1159					
2	個別の発達支援 浦安市こども発達センター	浦安市東野 1-7-1	047-355-1124(代)	047-355-3140					
3	緊急預かり 浦安市障がい者等一時ケアセンター	浦安市東野 1-8-2 浦安市障がい者福祉センター内	047-350-8771	047-350-8773	○	○	○	○	○
4	緊急時支援事業 ふる里学舎浦安	浦安市東野 1-8-3 東野地区複合福祉施設居住棟	047-390-5570	047-323-6540					



障害児相談支援事業所
ATTACHMENT
— アタッチメント —

相談から未来へ。つながる安心、ひろがる未来。

ひとりで悩まない。
未来につながる相談を。

お子さまとご家族に寄り添い、安心できる支援を行います。



障害児相談支援
お気軽にご相談
ください



サービス等利用計画
障害児支援利用計画
の作成



福祉サービス
利用の相談・
情報提供



関係機関との
連絡・調整

一人ひとりに合わせた
相談支援をご提供します。

〒279-0012
千葉県浦安市入船4-8-13 1階

TEL/FAX
047-321-6004

携帯
090-9952-7804

メール
soudan.attachment@gmail.com



メールでの
ご相談はこちら

お子さまの発達や福祉サービスの利用について、専門の相談支援専門員がサポートします。 ご相談は無料です。お気軽にご連絡ください。

Rakue

ラ ク エ

(株) KTM

<https://www.rakue.jp/>



居宅介護・同行援護・重度訪問 介護・

移動支援・喀痰吸引・通院等介助

お気軽にご相談ください

TEL 047-721-0333

mail urayasu@rakue.jp

～ 豊かな心で 優しさの連鎖を 私たちの手から ～

<障がい者サービス>



- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・移動支援
- ・自費ケア
- ・計画相談

❖ 児童から大人まで継続した支援をしています。

<高齢者サービス>



- ・訪問介護
- ・予防訪問
- ・保険外サービス
- ・自費ケア
- ・通院ヘルプ

❖ 65歳で制度が変わっても支援は途切れません。

<ITサポート> ・(児童)プログラミング学習/(大人)日常のデジタル活用支援

❖ 安心ポイント❖ 年齢により利用する制度が変わっても事業所が変わらない安心

◇エメラルドサポート本店

浦安市入船4-2-6

047-351-4140



Emerald-Support

◇エメラルドサポートサテライト

浦安市当代島2-6-49-104

047-311-4100

浦安市

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号
電話 047-351-1111 (代)